

第3次伊奈町環境基本計画

伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 伊奈町地域気候変動適応計画

環境を 一人一人が考え 未来へつなぐ いな

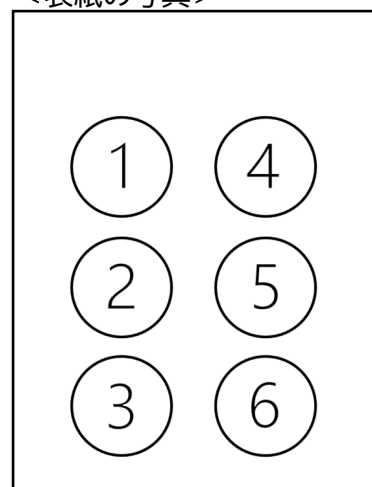


令和7年3月

伊奈町

- ① 小室農園での芋ほり体験
- ② 小針中学校に設置されている太陽光パネル
- ③ 綾瀬川クリーン大作戦
- ④ 伊奈氏屋敷跡散策路の竹林
- ⑤ 伊奈氏屋敷跡（二の丸跡）付近に咲くウラシマソウ
- ⑥ 頭殿権現社

<表紙の写真>



ごあいさつ

伊奈町では、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを享受できる社会の実現を図るとともに、これを将来にわたり継承するため、平成12年12月に「伊奈町環境基本条例」を制定、平成15年3月に「伊奈町環境基本計画」を策定し、多様な環境問題への解決に向けて取り組んでまいりました。



その後、平成27年3月に「第2次伊奈町環境基本計画」を策定し、伊奈町の環境をより良いものとするため環境施策を推進してまいりましたが、ゲリラ豪雨の多発化や猛暑日の増加などの異常気象による気候変動への対応策等が求められ、令和2年3月に当該計画の中間見直しを行いました。

近年、地球温暖化が一因とされる気候変動による、豪雨等災害の頻繁化・激甚化、生物多様性の危機、猛暑による熱中症の健康被害等、様々な分野で影響が生じています。このような状況のもと、国際的には持続可能な開発目標(SDGs)や脱炭素社会の達成に向けての取組が進められています。国では、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」(「環境・生命文明社会」)の構築を目指すこととしています。

今回策定した「第3次伊奈町環境基本計画」は、地球温暖化を軽減しその影響に対応するための「伊奈町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び今後起こりうる急激な気候変動に対応するための「伊奈町地域気候変動適応計画」を内包するとともに、生物多様性の保全、公害防止対策の推進、循環型社会の形成等も含めた近年の環境問題について一体的に施策を推進し、効率的かつ効果的な運用を図る計画としました。

本計画では、本町の目指す環境像「環境を 一人一人が考え 未来へつなぐ いな」の実現に向け、町は町民や事業者の皆様と相互に連携・協働して各施策を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました「伊奈町環境審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や町民コメント等にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

伊奈町長 大島 清

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 環境分野の状況	3
3 計画の対象	6
4 計画の役割と位置づけ	7
5 計画の目標期間	8
第2章 現状と課題	9
1 概況	10
2 前計画の評価	18
3 アンケート調査結果	20
4 今後の課題	27
第3章 計画の目標	28
1 基本理念	29
2 目標とする環境像	29
3 施策の体系	31
第4章 施策の展開	32
基本目標1 豊かな自然と共生するまち	33
施策① 自然緑地・公園等の保全と活用	33
施策② 農地の保全と活用	35
施策③ 生物多様性の保全	37
基本目標2 誰もが安心して暮らせるまち	39
施策④ 公害防止対策の推進	39
施策⑤ 環境美化の推進	41
基本目標3 脱炭素社会を形成するまち	43

施策⑥ 循環型社会の形成	43
施策⑦ 温室効果ガスの排出削減（伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編））	45
施策⑧ 気候変動に適応したまちづくり（伊奈町地域気候変動適応計画）	47
基本目標4 世代を超えて一人一人が環境のことを考え行動するまち	49
施策⑨ 環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信	49
施策⑩ 協働による環境保全活動の推進	51
第5章 伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	53
1 基本的事項	54
2 温室効果ガス排出量の推計	56
3 温室効果ガス排出量の削減目標	57
4 目標達成に向けた取組	59
第6章 伊奈町地域気候変動適応計画	61
1 基本的事項	62
2 気候変動における影響の評価	62
3 適応への取組	64
第7章 計画の推進体制と進捗管理	66
1 計画の推進体制	67
2 計画の進捗管理	69
資料編	70
1 伊奈町環境基本条例	71
2 伊奈町環境審議会規則	76
3 伊奈町環境問題等調整会議設置要綱	77
4 第3次伊奈町環境基本計画策定の経緯	79
5 委員名簿	80

6	第3次伊奈町環境基本計画策定について（諮問）	81
7	第3次伊奈町環境基本計画策定について（答申）	82
8	アンケート調査結果	83
9	用語集	109

第1章

計画の基本事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 環境分野の状況
- 3 計画の対象
- 4 計画の役割と位置づけ
- 5 計画の目標期間

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と目的

伊奈町は、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを享受できる社会の実現を図るとともに、これを将来にわたり継承するため、平成12（2000）年12月に「伊奈町環境基本条例」を制定しました。その中で、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15（2003）年3月に「伊奈町環境基本計画」を策定し、目標年度である平成26（2014）年度を迎えました。

その後10年間を見据え、平成27（2015）年3月に「第2次伊奈町環境基本計画」を策定し、より良いまちづくりに取り組んできましたが、ゲリラ豪雨の多発化や猛暑日の増加などの異常気象が頻発し、気候変動への対応策が求められていたことから、5年間の取り組みを整理・評価し、今後5年間に向けた環境課題に対応するため、令和2（2020）年3月に改訂を行いました。

一方で、持続可能な開発目標（SDGs）や循環共生型社会（「環境・生命文明社会」）および脱炭素社会の実現を求められ、環境意識や社会情勢の変化が激しい背景において、第2次伊奈町環境基本計画の目標年度である令和6（2024）年度を迎えたことから、これまでの取組を整理・評価し、新たな「第3次伊奈町環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。



図1 SDGs（持続可能な開発目標）17の目標

出典：国際連合広報センター

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda)

2 環境分野の状況

(1) 世界の動向

世界における気候変動に関する近年の取り組みは、平成 27（2015）年に開催された国連総会において、令和 12（2030）年に向けた持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択があげられます。

また、京都議定書に代わる各国目標を検討した国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリにおいて開催され、新たな気候変動対策に関する国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定であり、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃以内に抑える努力をする」という世界共通の長期目標を掲げております。

平成 27（2015）年のパリ協定以降、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は「1.5℃特別報告書」（平成 30(2018)年）において、将来の世界平均気温上昇を 1.5℃に抑える排出経路では 2050 年前後に世界の人為起源の二酸化炭素排出量を正味ゼロとする必要があることを示し、「第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書」（令和 3(2021)年）では「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」との見解が示され、世界各国が次々と 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた目標を宣言するようになりました。

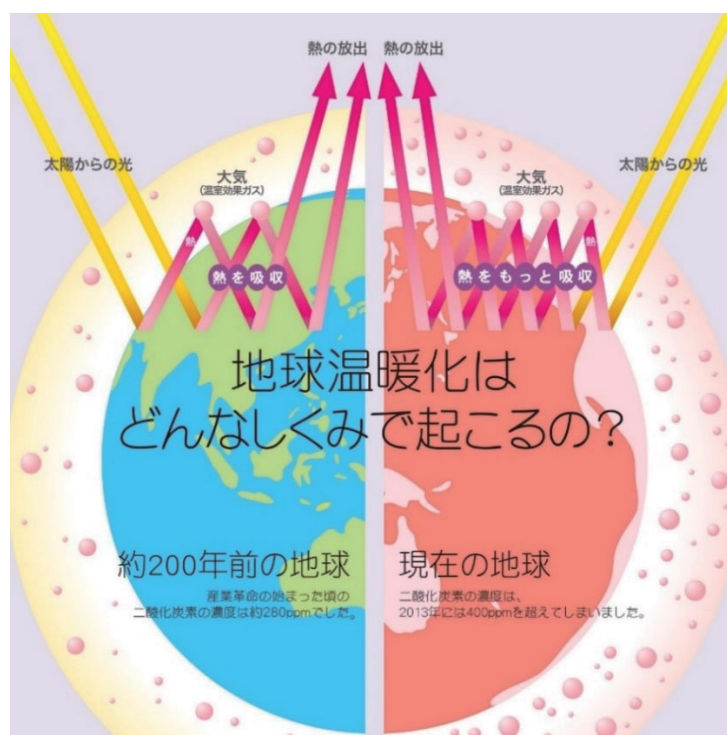


図2 気候変動により観測された影響

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org>)

(2) 日本国内の状況

国は令和2(2020)年10月に、地球温暖化対策としてパリ協定に定める目標を踏まえ、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%削減の高みに向けて挑戦を続けること」を宣言しました。これに伴い関係法令・計画が改正され、再生可能エネルギーの最大限の導入などが重要な施策となっています。

このような中、地球温暖化対策の推進に関する法律が令和4(2022)年4月1日に改正され、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を基本理念としています。

また、地方公共団体実行計画に施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされています。

そして、令和6(2024)年5月に国の「第六次環境基本計画」が閣議決定され、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた、という点が大きな特徴となっています。

そのため、現在私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

キーワード解説

ウェルビーイング

元々は、世界保健機関の憲章(昭和21(1946)年)で使われた、広い意味での健康を示す用語で、心身の「健康」(狭義の健康)のみならず、精神的な「幸福」と社会的に良好な状態を作る「福祉」の3要素が良好な状況にあることとしています。

環境政策においても、第六次環境基本計画(令和6(2024)年)に出てくる言葉となりました。ここでは、自然資本の維持・回復に向けた大規模投資を行う前提において、成長指標は市場的価値が中心でしたが、世の中の価値観が多様化する中で、貨幣価値に示しにくい一人一人の「生活の質」や「幸せ」といった非市場的価値も追求する社会へ向かうことを意味しています。

(3) 埼玉県状況

埼玉県でも近年の災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症救急搬送者数の増加などが見られ、気候変動の影響がすでに顕在化してきています。このまま何も対策を行わなければ、県内でも今世紀末には、平均気温が今世紀のはじめより最大 4.3℃ 上昇するという予測結果が示されており、地球温暖化対策は「待ったなし」の課題となっています。

これら地球温暖化の影響の深刻化や情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策を更に進めていくため、県では、令和 5（2023）年 3 月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」を改正しました。当初計画では温室効果ガスの削減目標を令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比較で 26%削減としていたところ、改正によって 46%削減となり、大きく上積みしました。

また、計画の策定に合わせて、県は「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行い、今後、着実な温室効果ガスの削減が求められるところです。

表 1 近年の環境政策動向

年	世界・国の政策	県の政策	本町の政策
平成 15 (2003)	—	—	伊奈町環境基本計画
平成 27 (2015)	国連気候変動枠組条約第 21 回 締約国会議（COP21） 「パリ協定」採択	「ストップ温暖化・埼玉ナ ビゲーション 2050（埼玉県 地球温暖化対策実行計画） 」改訂	第 2 次伊奈町環境 基本計画
	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」 持続可能な開発目標（SDGs）		
平成 30 (2018)	気候変動に関する政府間パネ ル（IPCC）「1.5℃特別報告書 」公表	埼玉県生物多様性保全戦略 (2017 年度～2021 年度)	—
	第五次環境基本計画		
令和 2 (2020)	2050 年カーボンニュートラル 宣言	埼玉県地球温暖化対策実行 計画（第 2 期） (区域施策編)	第 2 次伊奈町環境 基本計画 改訂
令和 3 (2021)	IPCC「第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書」公表	—	—
令和 4 (2022)	地球温暖化対策推進法 改正	埼玉県環境基本計画 (第 5 次)	—
令和 5 (2023)	生物多様性国家戦略 2023-2030	埼玉県地球温暖化対策実行 計画（第 2 期）改正	—
令和 6 (2024)	第六次環境基本計画	埼玉県生物多様性保全戦略 (2024（令和 6）年度～ 2031（令和 13）年度)	—
令和 7 (2025)	—	—	第 3 次伊奈町環境 基本計画

3 計画の対象

(1) 対象とする環境

本計画に関する対象範囲は、以下の4項目とします。

表2 対象範囲

A) 自然環境に関するもの	森林、緑地、公園、農地、河川、里地里山、動植物 など
B) 生活環境に関するもの	水質、大気、土壌、有害化学物質、騒音、振動、悪臭、 景観、交通、環境美化 など
C) 地球環境に関するもの	廃棄物、リサイクル、資源、循環型社会、温室効果ガス、 再生可能エネルギー、地球温暖化対策、適応・緩和 など
D) 環境に関する取り組み	環境保全活動、環境教育・学習、環境情報、三者（町民・ 事業者・町）協働 など

(2) 推進主体

町民・事業者・町の三者が一体となって計画を推進することとします。

(3) 対象地域

本町全域とします。なお、広域的な取組が必要な問題については、国、県、他自治体との連携を図ります。

キーワード解説

30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標

「30by30 目標」とは、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

令和4（2022）年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030年グローバルターゲットの1つに盛り込まれました。

日本はこの新枠組を踏まえ、2030年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けています。

4 計画の役割と位置づけ

本計画は、環境の保全と創造について、町民・事業者・町がそれぞれの立場で役割を果たすとともに、環境分野に対する共通認識を図り、相互に連携・協働して本町の望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。

なお、令和7（2025）年3月に策定された「伊奈町総合振興計画」の環境分野に関する総括的な計画として位置づけ、都市計画など幅広い分野で展開される各種事業や施策を環境面から望ましい方向へ誘導する性格を有しています。

また、新たに地球温暖化を軽減するための『緩和策』及び温暖化の影響に対応するための『適応策』として「伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、今後、起こりうる急激な気候変動に対応するための『適応策』として「伊奈町地域気候変動適応計画」の両計画を、本計画に内包することで一体的に施策を推進し、効率的かつ効果的な運用を図ります。

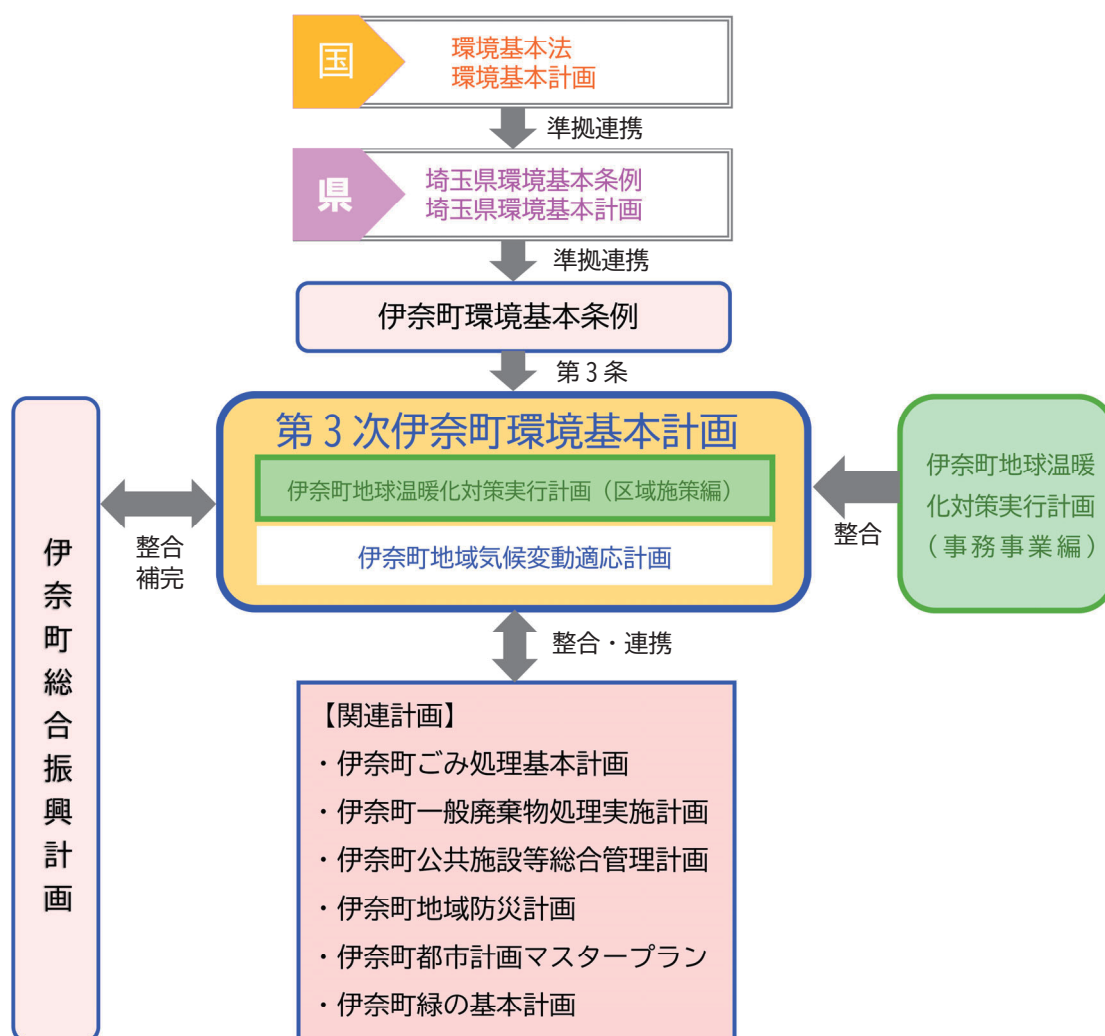


図3 計画の位置づけ

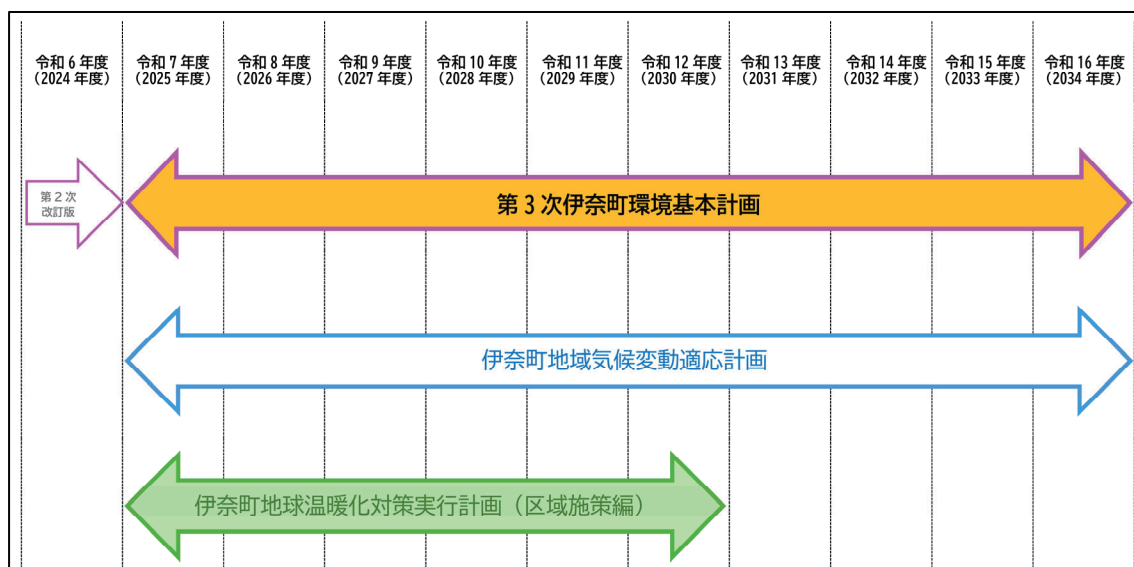
5 計画の目標期間

「第3次伊奈町環境基本計画」及び「伊奈町地域気候変動適応計画」の目標期間は令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とし、策定後5年で見直します。

また、「伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、政府の地球温暖化対策計画がパリ協定の趣旨を踏まえ令和12（2030）年度末までを計画期間としていることから、伊奈町においても令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

なお、生活環境や経済情勢などが大きく変化し、本計画との整合が図れなくなった場合や進捗管理における評価結果において修正が必要と判断された場合には、適宜見直しを行います。

表3 計画の期間



第2章

現状と課題

- 1 概況
- 2 前計画の評価
- 3 アンケート調査結果
- 4 今後の課題

第2章 現状と課題

1 概況

(1) 地勢と位置

本町は、県の中南部、都心から 40km 圏内に位置し、昭和 30(1955)年代までは農村地帯として発展してきました。

町の面積は 14.79km²（東西に約 2.5km、南北に約 7.5km）で、大宮台地のほぼ中央に位置します。

町境の東側は綾瀬川が、西側は原市沼川が流れており、その河川周辺は低地となっています。

地質は、大宮台地を構成する洪積世の火山灰層と、河川を中心に広がる谷底平野に分布する沖積世の未固結堆積物から形成され、台地は畑作に、低地は稲作に適した土地となっています。

(2) 人口・世帯数の推移

令和 7(2025)年 1 月 1 日現在の本町の人口は 45,042 人、世帯数は 19,973 世帯となっており、都市化の進展に伴い人口及び世帯数が増加しています。しかしながら、1 世帯あたりの人員は 2.26 人と減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加がうかがえます。

また年代別の人口構成については、65 歳以上は高止まり傾向にある一方で、生産年齢人口である 15 歳～64 歳は微増傾向にあります。0～14 歳は少子化の影響で、近年は減少傾向となっています。

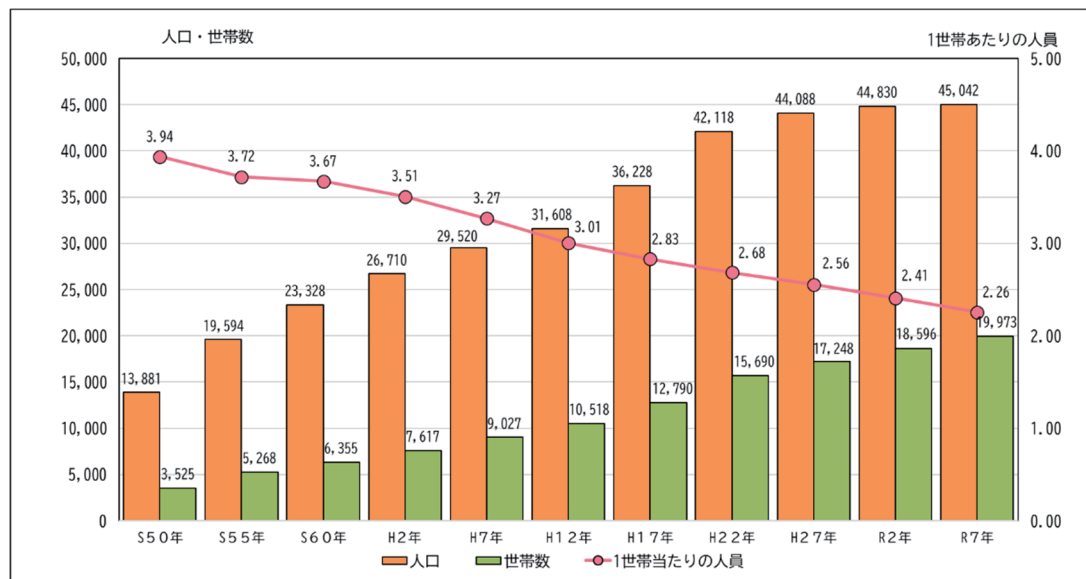
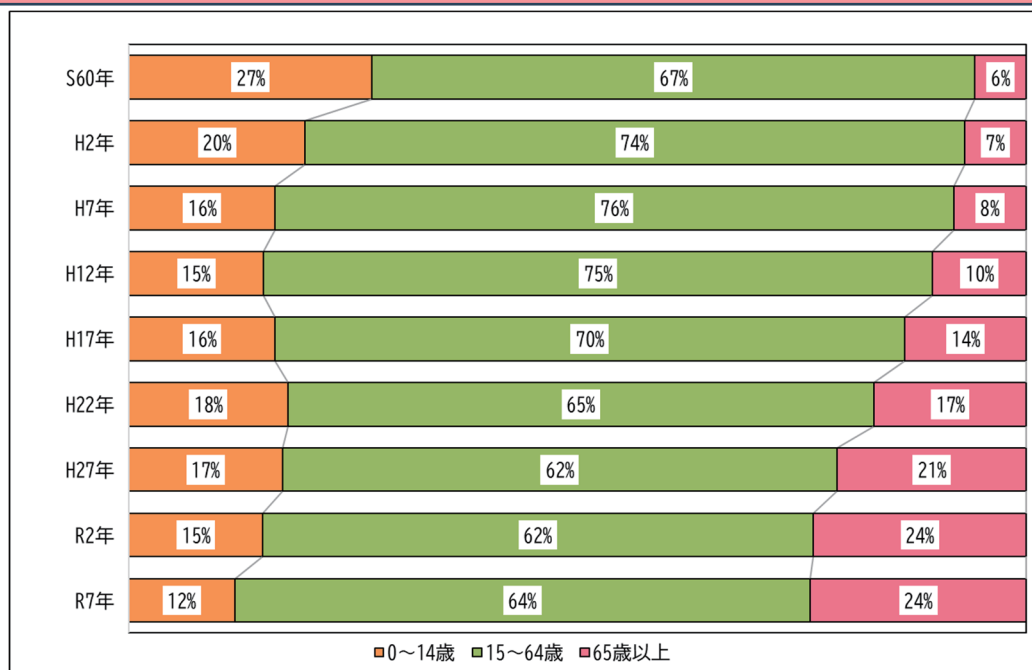


図4 伊奈町の人口・世帯数の推移

出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

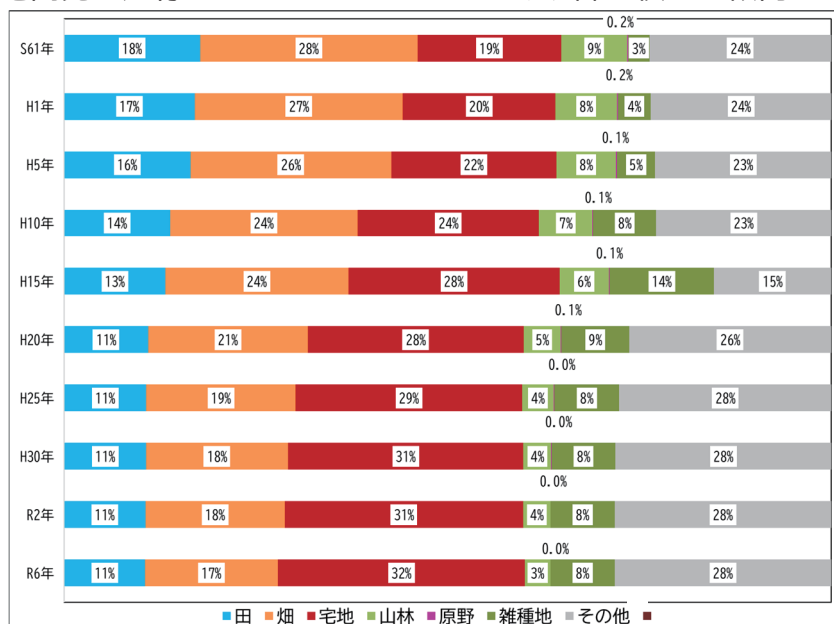
図5 伊奈町の年代別人口構成の推移

出典：住民基本台帳（各年1月1日）

（3）土地利用状況

令和6(2024)年の土地利用は田が11%、畑が17%、宅地が32%、山林が3%、雑種地が8%、その他が28%となっており、町域面積のうち宅地が最も多くを占めています。

経年的にみると、平成20(2008)年までは田、畑、山林が減少傾向、宅地が増加傾向であり、宅地開発が進行していることがうかがえ、以降は横ばい傾向にあります。



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

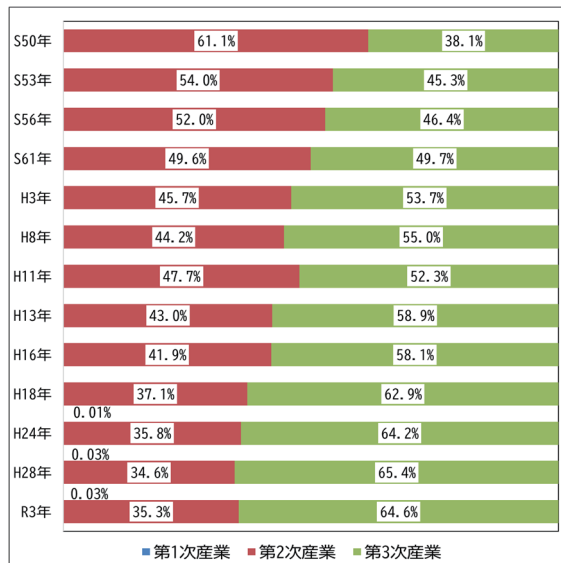
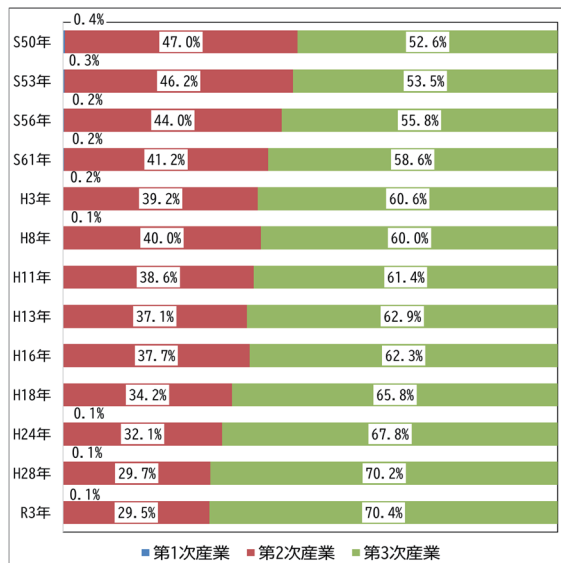
図6 伊奈町の土地利用の推移

出典：税務課「概要調査」

(4) 産業の状況

令和3(2021)年産業部門別の町内事業所数割合は、第1次産業で0.1%、第2次産業で29.5%、第3次産業で70.4%となっています。第3次産業が最も多く、経年的にも第3次産業が増加傾向にあります。

一方で令和3(2021)年の従業者数割合は、第1次産業で0.03%、第2次産業で35.3%、第3次産業で64.6%でした。これまでは事業所数割合と同様、第3次産業が最も多く、経年的にも第3次産業が増加傾向にありましたが、令和3(2021)年では第2次産業が増加に転じました。



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

図7 伊奈町の事業所数割合の推移
(産業3部門分類)

図8 伊奈町の従業者数割合の推移
(産業3部門分類)

出典：経済センサス活動調査
(平成18年までは「事業所企業統計調査」)

(5) 自然環境

生物多様性を保全するために、生態系ネットワークの形成は必要不可欠です。本町には樹林・河川・農地など多様な環境が形成されており、様々な生きものが生息・生育しています。

野鳥調査（平成 7～8 年）や植物調査（昭和 58 年頃から収録・記録したものを基に平成 3～4 年で追加調査）では、「埼玉県レッドデータブック」等に掲載されるような希少な鳥や植物も確認されています。その一方で、哺乳類では特定外来生物であるアライグマが多数捕獲されています。

表 4 本町の希少な野鳥（一部）

確認種	分類	
	環境省レッドリスト	埼玉県レッドデータブック
チュウサギ	準絶滅危惧	—
ヨシゴイ	準絶滅危惧	—
オオタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧 2 型
サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	—
タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類

※平成 25 年度に第 2 次伊奈町環境基本計画策定に係る基礎調査を実施し、過去の資料等から確認された鳥類を掲載している。分類は「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年、環境省）及び「埼玉県レッドデータブック動物編 2018（第 4 版）」（平成 30 年、埼玉県、地帯区分：大宮台地）に基づき作成している。

表 5 本町の植物（一部）

地域	主な生育場所	主な群落、植物
下郷地区	綾瀬川水辺	マコモ・ヨシ・チガヤ群落
	樹林	コナラ、マダケ・モウソウチク群落
	湿地	セリ・ハンゲショウ群落
丸山地区	林縁	ノダケ・ウラシマソウ・ゼンマイ群落
	休耕田	カサスゲ・ヒメガマ・チョウジタデ・ハナタデ
	原市沼周辺	ミゾソバ・ヤエムグラ・アゼスゲ・ヨシ
志久地区	屋敷林	シラカシ・ケヤキ・ムクノキ
	水路斜面	イヌスギナ・マルバハッカ小群落
本地区	屋敷林・植栽林	コナラ・シデ類・ケヤキ・ムクノキ・ クルミ（野生木）・ケンポナシ・オオタニイノデ
無線山地区	二次林	アカマツ・チゴユリ群落・ユキノシタ群落
	林縁	アカシデ・ツリガネニンジン
小貝戸地区	屋敷林	シラカシ・ケヤキ、コナラ
	林縁	ゼンマイ・ヒメワラビ・ミドリヒメワラビ・ シケシダ
	湧水周辺	クラマゴケ・チダケサシ・ヤマハッカ
柴・中荻 地区	屋敷林・植栽林	シラカシ・コナラ
	墓地	ヒガンバナ
大針地区	樹林	コナラ・イヌシデ・スギ・ヒノキ
	林床	ベニシダ・アスカイノデ・ハシゴシダ・ イワガネソウ
	林縁	クリ・アカシデ・イヌシデ・ヤマハギ・アキグミ
	屋敷林	ハチク（純林）
羽貫地区	林縁	ムサシノギボウシ
	境内	モチノキ・モッコク
	林床	ジャノヒゲ・オオバ・ヤブラン・シダ類
小針新宿 地区	境内	ソメイヨシノ・ヤマモミジ
	低地	ソクズ（クサニワトコ）

参考：「伊奈の植物Ⅱ」（平成6年、伊奈町）

(6) 文化財

本町では伊奈氏屋敷跡をはじめ、町内に存在する遺跡や工芸品など優れた文化遺産を継承しています。この5年間で、新たに町指定文化財が2件追加されました。

また、記念物には社寺林などの天然記念物も含まれており、植物生態系の維持が望まれます。

表6 本町の国登録有形文化財

種別	名称（所有者）	所在地
有形文化財（建造物）	大島家住宅主屋（個人）	小室 11064 番地
有形文化財（建造物）	齋藤家住宅主屋（個人）	小針新宿 227 番地

表7 本町の県指定文化財

種別	名称（所有者）	所在地
有形文化財（絵画）	絹本着色釈迦十六善神像（法光寺）	埼玉県立歴史と民俗の博物館へ寄託
有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像（西光寺）	小針新宿 463 番地
記念物（史跡）	小貝戸貝塚（清光寺）	小室 9352 番地ほか
記念物（史跡）	伊奈氏屋敷跡（埼玉県ほか）	小室 280 番地ほか

表8 本町の町指定文化財

種別	名称（所有者）	所在地
有形文化財（絵画）	伊奈氏屋敷跡の原形図（個人）	—
有形文化財（彫刻）	木造聖観世音菩薩立像（清光寺）	小室 9352 番地
有形文化財（彫刻）	薬師如来像と十二神将像 （志久文化財保存会）	小室 5383 番地
有形文化財（工芸）	松平伊豆守信綱より拝領の短刀 と硯箱（氷川神社）	埼玉県立歴史と民俗の博物館へ寄託
有形文化財（工芸）	鉄造阿弥陀如来立像（建正寺）	本町二丁目 128 番地
有形文化財（書跡）	守覚親王の書（法光寺）	小室 4228 番地
有形文化財（考古資料）	十三仏板石塔婆（法光寺）	小室 4228 番地
有形文化財（考古資料）	本上遺跡環状盛土遺構出土品 （伊奈町）	小室 3001 番地 （郷土資料館）
有形文化財（考古資料）	清久氏銘のある板碑（伊奈町）	小針新宿 463 番地
民俗文化財（有形民俗）	花車・神輿（志久文化財保存会）	小室 6006 番地 （志久公民館）
民俗文化財（無形民俗）	下郷区の春祈祷（下郷区）	下郷区
民俗文化財（無形民俗）	中荻のお獅子様 （八枝神社狛狗大神中荻講）	中荻地区
記念物（史跡）	伊奈熊蔵忠勝の墓（願成寺）	小室 1821 番地
記念物（史跡）	春日家の墓（桂全寺）	西小針一丁目 2 番地
記念物（天然記念物）	大むくの木（桂全寺）	西小針一丁目 2 番地
記念物（天然記念物）	杉（氷川神社）	本町二丁目 155 番地
記念物（天然記念物）	杉（小針神社）	羽貫 192 番地
記念物（天然記念物）	いちょう（伊奈町（小針小学校））	寿二丁目 80 番地 1
記念物（天然記念物）	シラカシ（埼玉県（伊奈町））	小室 42 番地 2
記念物（天然記念物）	小室小学校のアカマツ （伊奈町（小室小学校））	小室 7981 番地

出典：伊奈町ホームページ

(7) 気候・気象の変化

1) 年間降水量

本町の年間降水量は過去 6 年間(平成 30(2018)年から令和 5(2023)年)の平均において、約 49.8mm の割合で減少しています。(図 9)

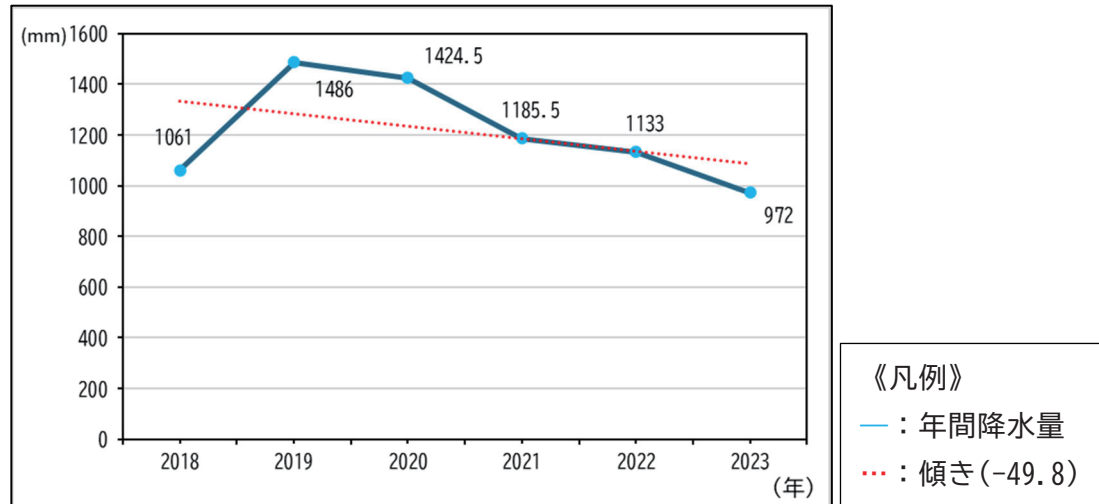


図 9 年間降水量の推移

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」をもとに作成

※最寄り地点である「久喜気象観測所」のデータ。

2) 年平均気温

本町の年平均気温は過去 6 年間(平成 30(2018)年から令和 5(2023)年)の平均において、約 0.094℃ の割合で上昇しています。(図 10)

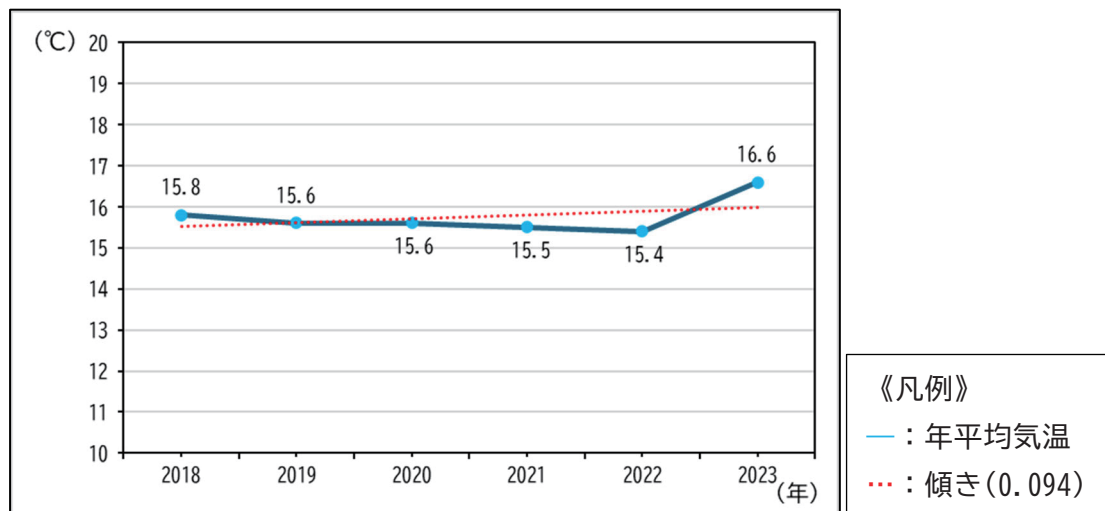


図 10 年平均気温の推移

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

※最寄り地点である「久喜気象観測所」のデータ。

3) 年最高気温

本町の年最高気温は過去6年間(平成30(2018)年から令和5(2023)年)の平均において、約0.063℃の割合で上昇しています。(図11)

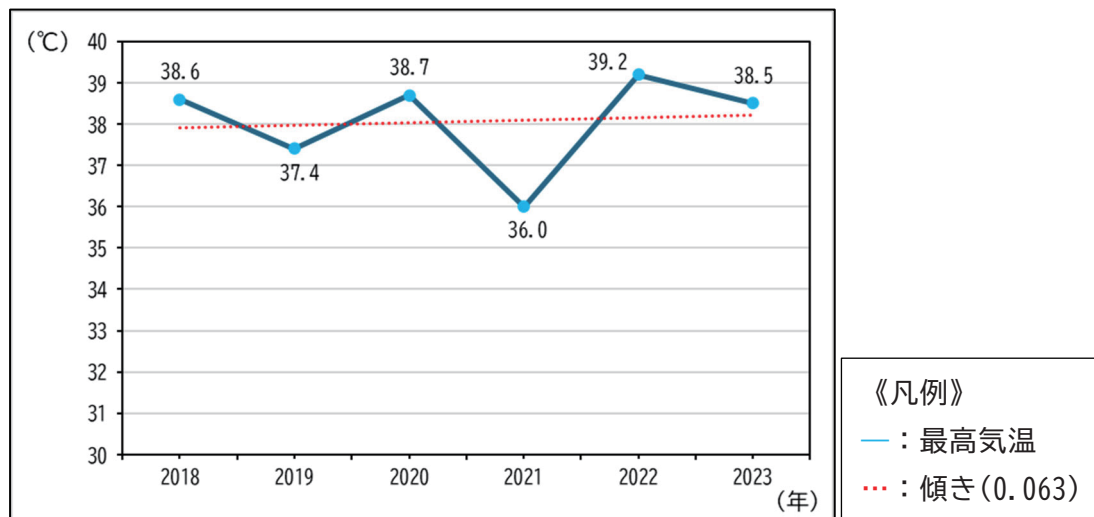


図11 年最高気温の推移

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成
 ※最寄り地点である「久喜気象観測所」のデータ。

4) 年最低気温

本町の年最低気温は過去6年間(平成30(2018)年から令和5(2023)年)の平均において、約0.069℃の割合で低下しています。(図12)

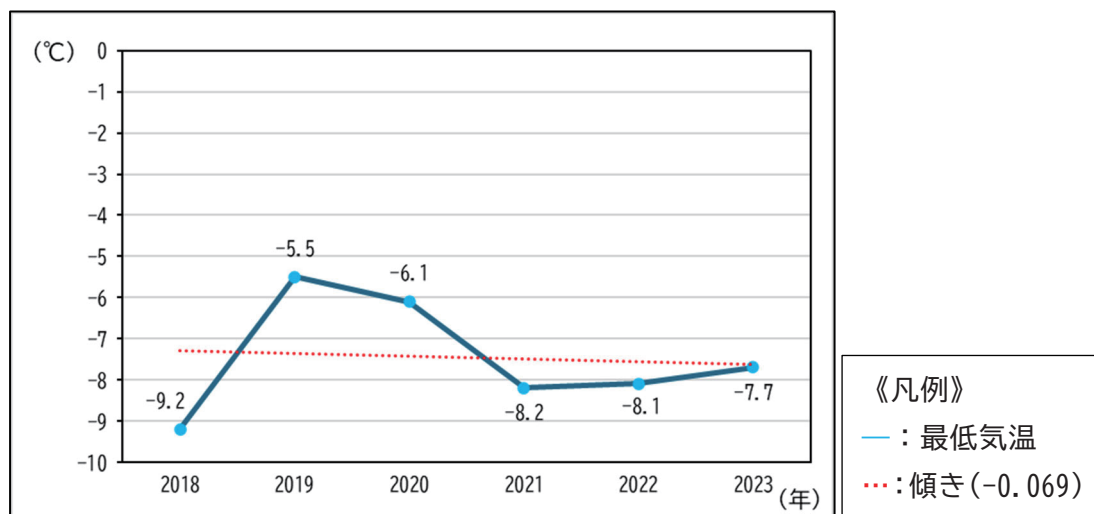


図12 年最低気温の推移

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成
 ※最寄り地点である「久喜気象観測所」のデータ。

2 前計画の評価

前計画では、4つの環境像を達成するために、10の基本施策と達成度を表す17の施策の指標と目標を定めました。

令和5(2023)年度の施策の指標の達成状況は表9のとおりでした。

図13 前計画の施策体系図

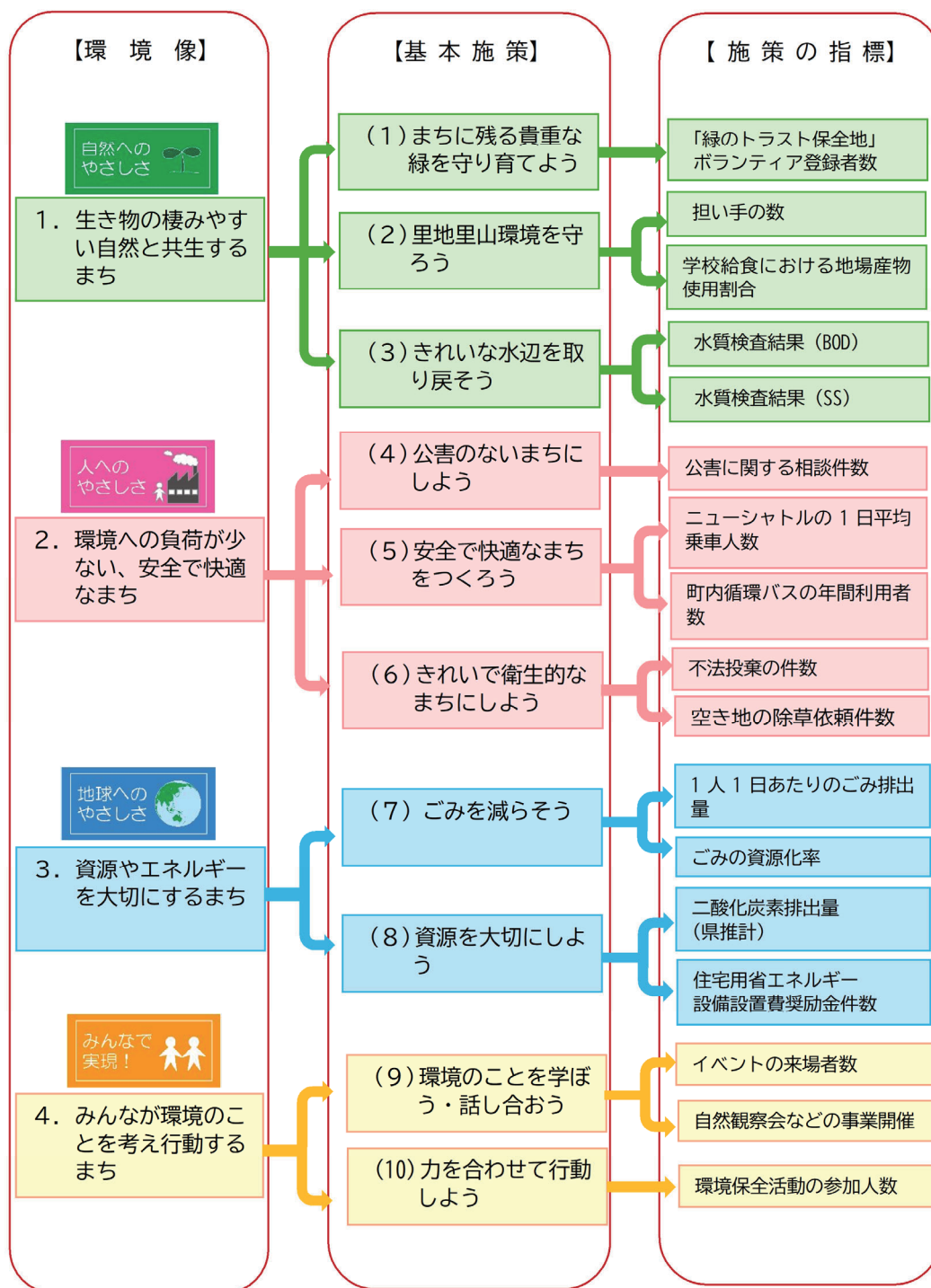


表9 前計画における施策の指標と目標の達成状況

施策の指標		改訂版 計画策定時	現状	計画目標値	達成 状況 ※3
		平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
「緑のトラスト保全地」 ボランティア登録者数		45人	34人	50人	×
担い手の数		15人	34人	21人	○
学校給食における 地場産物使用割合		21.4%	23.3%	22.0%	○
水質検査 結果	(BOD) 環境基準C類型：5mg/L以下	4.6mg/L	3.4mg/L	3mg/L	△
	(SS) 環境基準C類型：50mg/L以下	11mg/L	15mg/L	6mg/L	×
公害に関する相談件数		9件	7件	10件	○
ニューシャトルの1日平均乗車人員		18,383人	18,756人	18,900人	△
町内循環バスの年間利用者数		28,852人	48,775人	40,000人	○
不法投棄の件数		44件	94件	20件	×
あき地の除草依頼件数		71件	147件	60件	×
1人1日あたりのごみ排出量		838g/日	784g/日	800g/日	○
ごみの資源化率		14.8%	16.5%	17.5%	△
二酸化炭素排出量（県推計）		— ※1	202.3 千t-CO ₂ (2021年度実績)	171.3 千t-CO ₂	×
住宅用省エネルギー設備設置費奨励金件数		629件 ※2	112件	150件	×
イベントの来場者数		151,087人	152,700人	160,000人	△
自然観察会などの事業開催		3回	1回	3回	×
環境保全活動の参加人数		79人/年	59人/年	600人/年	×

※1「—」は、実績値の情報がないものを示す。

※2 H30年度までは太陽光発電に関する奨励金の累計件数

※3 目標値を達成した場合は○、計画策定時より良好の場合は△、計画策定時より悪化しており目標値未達成の場合は×として評価。

3 アンケート調査結果

(1) 調査目的

「第3次伊奈町環境基本計画」を策定するにあたり、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、町民・事業者の環境に対する意識を把握し、本計画の環境像や施策に反映することを目的とする。

(2) 調査概要

表 10 抽出方法

町 民	各年代(18 歳以上)及び地域ごとの人口割合により、極端な偏りが出ないように按分し、町民 1,000 人を選定した。
事 業 者	産業分類ごとの企業数割合により、偏りが出ないよう配慮し、町内の 100 社を選定した。
日本薬科大学さいたまキャンパス学生 (以下、「日本薬科大学」とする。)	大学を通じて、任意での回答をお願いした。

表 11 調査概要

	町民	事業者	日本薬科大学
実施方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査		Web 調査
調査期間	2024 年 9 月 4 日（水）～ 2024 年 9 月 24 日（火）		2024 年 9 月 17 日（火）～ 2024 年 10 月 11 日（金）
回収率	37%	60%	-
	370 人	60 社	48 人

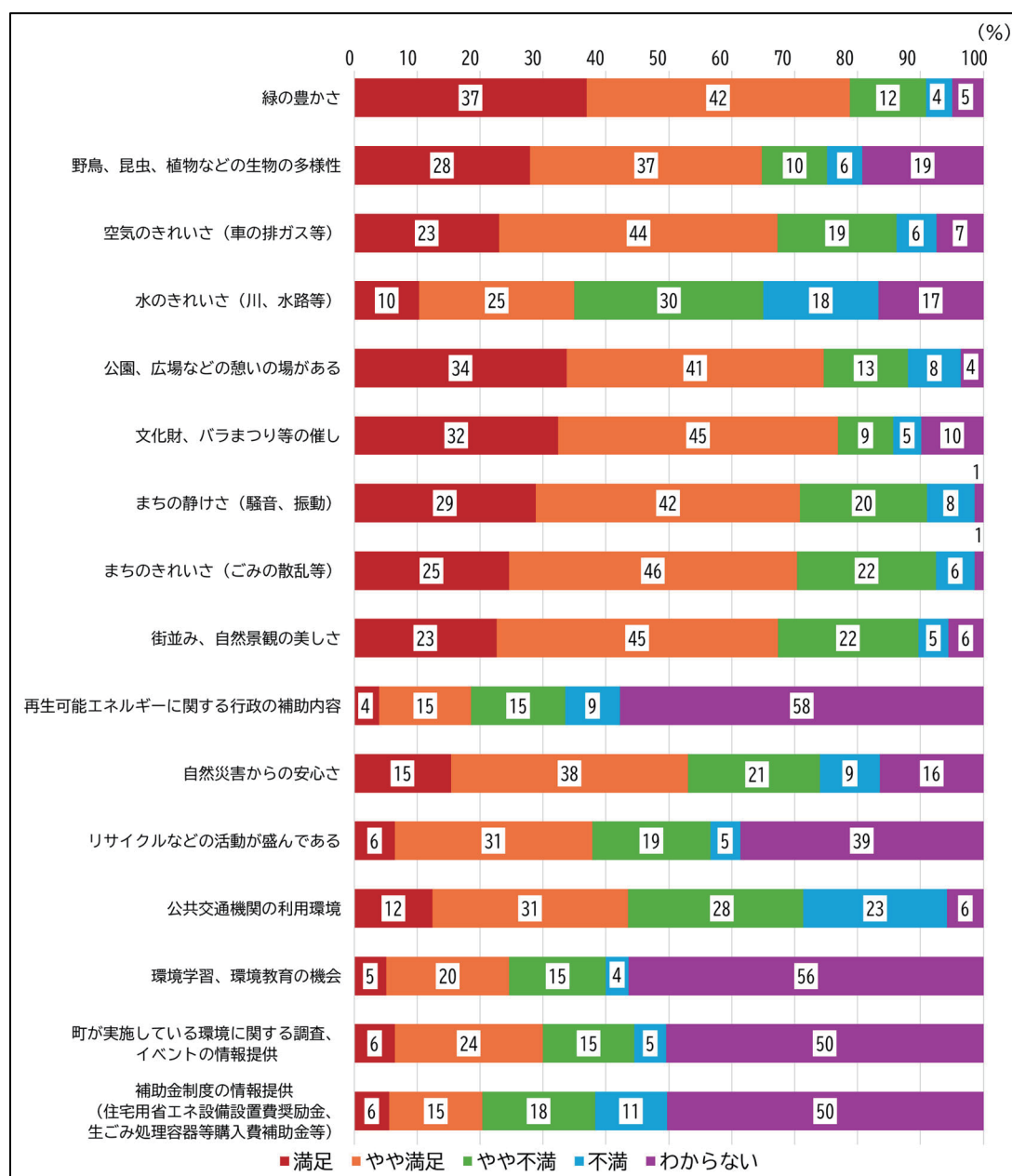
(3) 町民へのアンケート結果

1) 周辺環境の満足度

周辺環境の満足度は、「緑の豊かさ」、「公園、広場などの憩いの場がある」、「文化財、バラまつり等の催し」の項目について、「満足」または「やや満足」の回答数が多い結果となっています。

一方で、「水のきれいさ(川、水路等)」、「公共交通機関の利用環境」の項目については、「不満」または「やや不満」の回答数が多い結果となっています。

また、「再生可能エネルギーに関する行政の補助内容」、「環境学習、環境教育の機会」の項目については「わからない」の回答数が多い結果となっています。

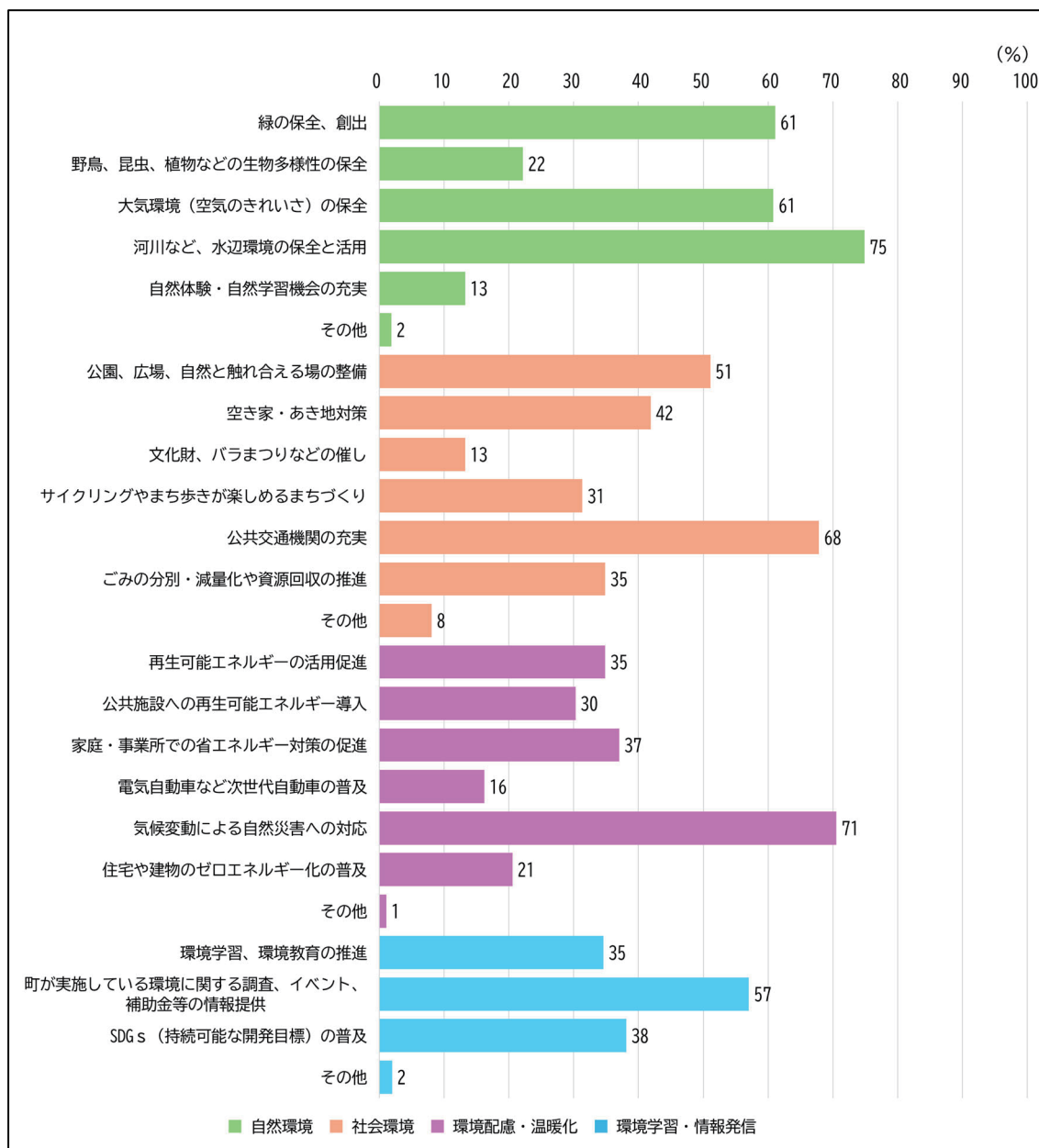


※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

図14 周辺環境の満足度

2) 重点的に取り組むべき施策

本町が重点的に取り組むべきと考える施策は、「河川など、水辺環境の保全と活用」、「公共交通機関の充実」、「気候変動による自然災害への対応」の回答数が多くなっています。



※各分野において、それぞれ3つ以内(<環境学習・情報発信>は2つ以内)で選択

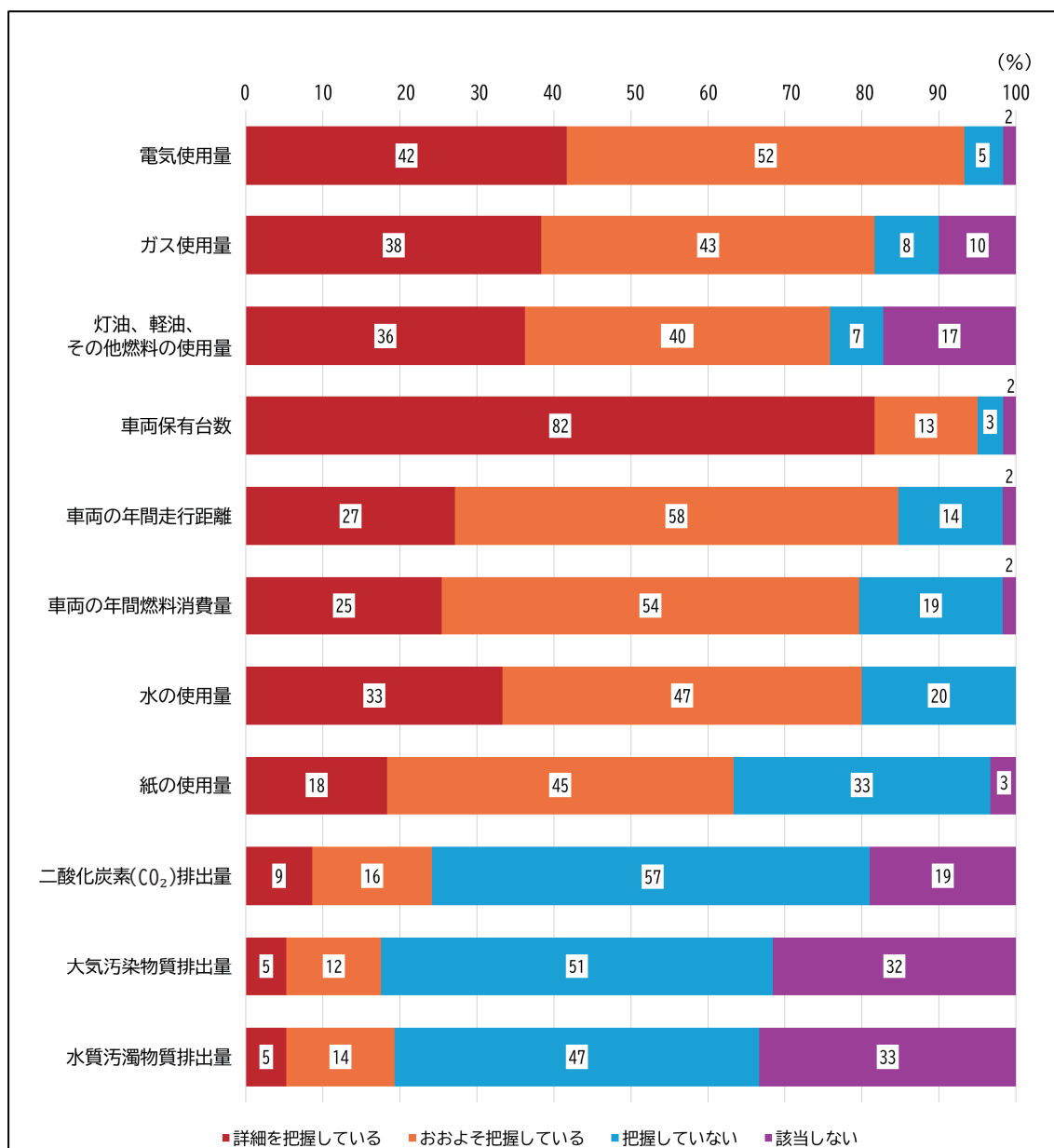
図 15 本町が重点的に取り組むべきと考える施策

(4) 事業者へのアンケート結果

1) 環境負荷への実態把握について

環境負荷への実態把握は、「電気使用量」、「車両保有台数」、「車両の年間走行距離」の項目について、「詳細を把握している」または「おおよそ把握している」の回答数が多い結果となっています。

一方で、「二酸化炭素(CO₂)排出量」、「大気汚染物質排出量」、「水質汚濁物質排出量」の項目については、「把握していない」の回答数が多い結果となっています。

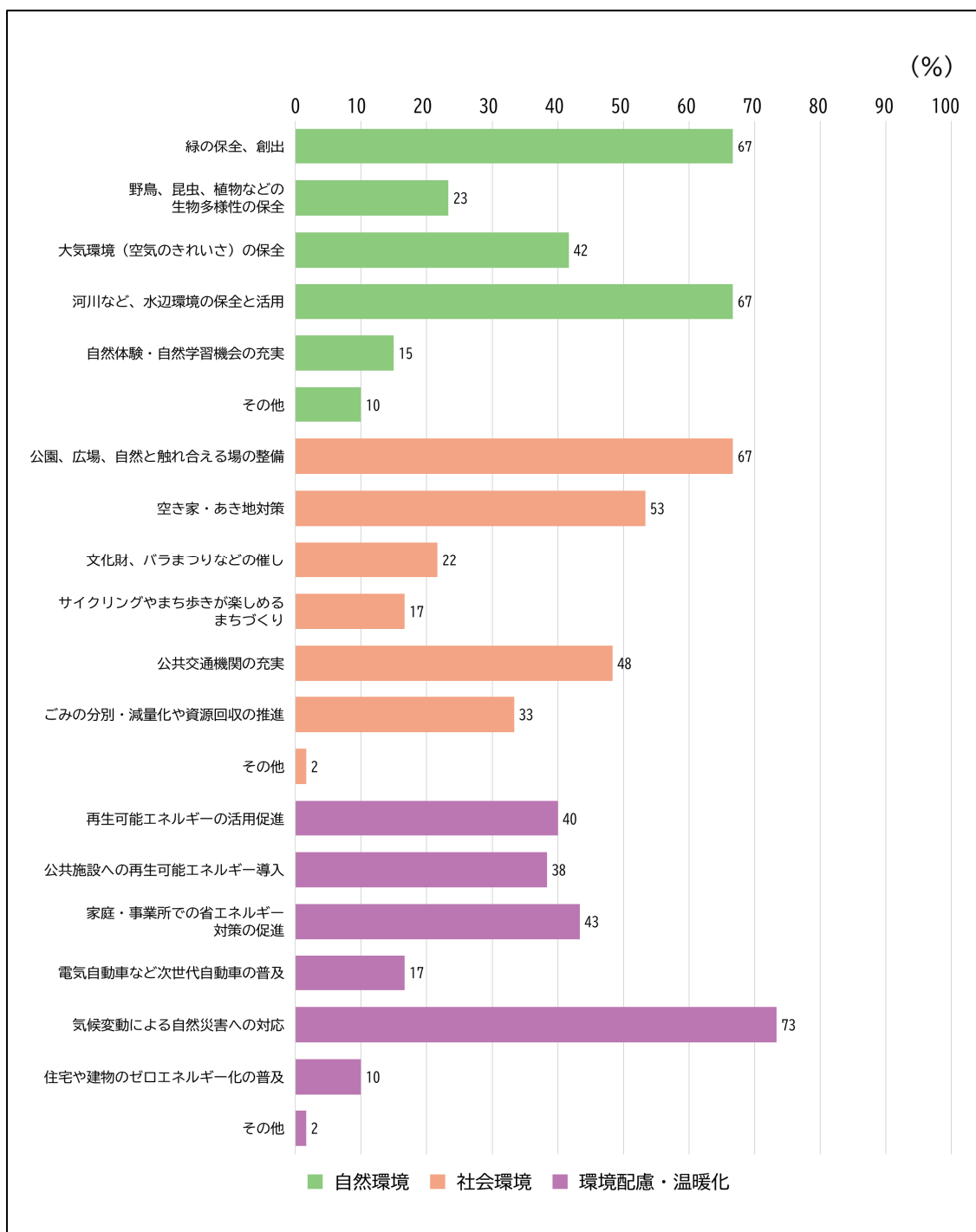


※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

図 16 事業所の環境負荷への実態把握について

2) 重点的に取り組むべき施策

本町が重点的に取り組むべきと考える施策は、「緑の保全、創出」、「河川など、水辺環境の保全と活用」、「公園、広場、自然と触れ合える場の整備」、「気候変動による自然災害への対応」の回答数が多くなっています。



※各分野において、それぞれ3つ以内で選択

図 17 本町が重点的に取り組むべきと考える施策

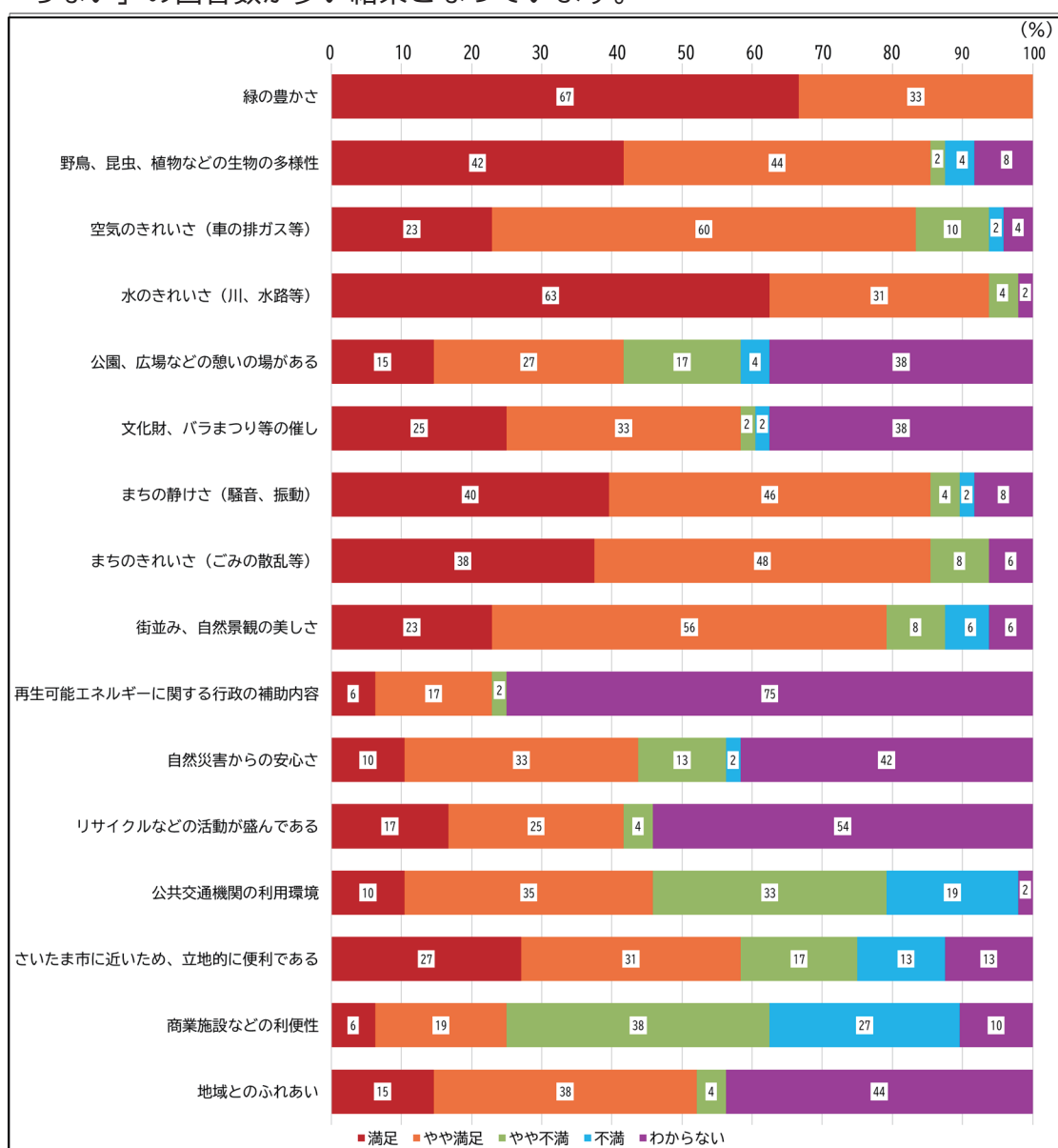
(5) 日本薬科大学アンケート結果

1) 環境に対する満足度

環境に対する満足度は「緑の豊かさ」、「野鳥、昆虫、植物などの生物の多様性」、「空気のきれいさ（車の排ガス等）」、「水のきれいさ（川、水路等）」、「まちの静けさ（騒音、振動）」、「まちのきれいさ」の項目について、「満足」または「やや満足」の回答数が多い結果となっており、とくに「緑の豊かさ」の項目では満足度が100%でした。

一方で、「公共交通機関の利用環境」、「商業施設などの利便性」の項目については、「不満」または「やや不満」の回答数が多い結果となっています。

また、「再生可能エネルギーに関する行政の補助内容」の項目については「わからない」の回答数が多い結果となっています。

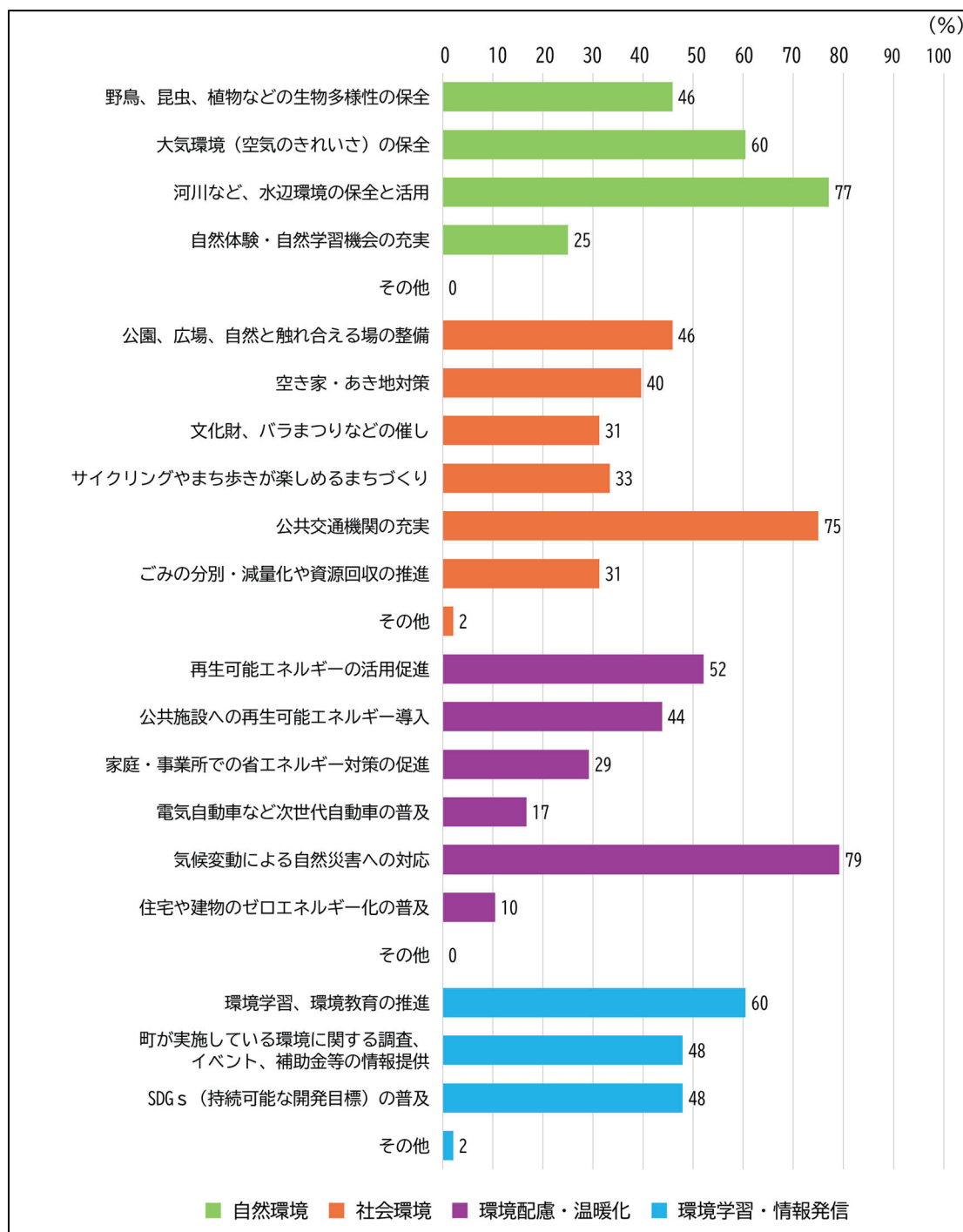


※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

図 18 本町の環境に対する満足度

2) 重点的に取り組むべき施策

本町が重点的に取り組むべきと考える施策は「気候変動による自然災害への対応」、「河川など、水辺環境の保全と活用」、「公共交通機関の充実」の回答数が多くなっています。



※各分野において、それぞれ3つ以内(<環境学習・情報発信>は2つ以内)で選択

図 19 本町が重点的に取り組むべきと考える施策

4 今後の課題

前計画の評価やアンケート結果なども踏まえて、本町の課題を整理しました。

①農地の保全

- ・農業従事者の減少に伴う農地減少の対策として、学校給食等で地産地消の文化を広げ、農業体験の機会を設けるとともに、今ある農地を有効活用していくことが求められます。
- ・農業従事者の後継者問題の善後策を検討し、遊休農地の発生を防止することが求められます。



②公害防止対策

- ・事業者による温室効果ガスや大気汚染物質の排出状況を把握し、公害の防止対策や脱炭素への取組を実践することが求められます。
- ・河川の水質悪化を防止するために、水質モニタリングや浄化槽の定期検査の受検率を向上させることが求められます。



③防災機能の向上

- ・森林や農地といったグリーンインフラの保全、排水設備の整備を行い、防災・減災対策を行うことが求められます。
- ・ハザードマップ等で町民に災害リスクの高い地域と日頃の防災対策について周知を行うことが求められます。



④公共交通機関の利用促進

- ・埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）・町内循環バスの利用促進や、環境に配慮した移動手段への転換を検討することが求められます。



⑤環境学習・情報提供

- ・環境学習を行う機会を設け、町民に省エネ行動を促進することが求められます。
- ・再生可能エネルギーに関する情報を得られる機会を設け、町民の環境への理解を深めることが求められます。



第3章

計画の目標

- 1 基本理念
- 2 目標とする環境像
- 3 施策の体系

第3章 計画の目標

1 基本理念

本計画の基本理念は、「伊奈町環境基本条例」第3条に掲げられている基本理念とします。

基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を示すとともに、町民・事業者・町が担うべき取組を明示するものです。

《 基 本 理 念 》

- 1 環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを楽しむ社会の実現を図るとともに、これを将来にわたって継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が社会経済活動その他の活動をとおして、自主的かつ積極的にこれを推進しなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、国際的な認識の下に推進されなければならない。

「伊奈町環境基本条例」第3条より

2 目標とする環境像

本町の目標とする環境像は、「伊奈町総合振興計画」で掲げられた将来像「これからも安心して住み続けられるぬくもりのあるまちづくり」を環境面から実現するために、次のとおり定めます。

また、環境像を実現するために4つの基本目標を設定します。

環境像

環境を 一人一人が考え 未来へつなぐ いな

基本目標1 「豊かな自然と共生するまち」

町の豊かな自然緑地や公園・農地等の自然環境を保全することにより、人と自然が共生するまちを目指します。



基本目標2 「誰もが安心して暮らせるまち」

人々が安心して暮らせる環境を確保するため、町民・事業者・町それぞれが公害防止や環境美化に取り組むまちを目指します。



基本目標3 「脱炭素社会を形成するまち」

ごみの排出量削減や資源化、公共交通機関の利用やエコカーの普及などライフスタイルの転換を促進し、環境への負荷が少ないまちを目指します。



基本目標4 「世代を超えて一人一人が環境のことを考え行動するまち」

学校や町のイベントで環境学習をする機会を設け、環境保全活動が活発なまちを目指します。



3 施策の体系

前計画における未達成項目の内容は、河川水質の保全、土地管理、二酸化炭素の削減、住民参加状況、となっています。未達成項目とアンケートの「わからない」回答との相関性、自然環境の保全要望が高いことから、今後の進捗が求められています。

前計画の未達成状況の改善を踏まえ、本町の環境像である「環境を 一人一人が考え 未来へつなぐ いな」を実現するための4つの基本目標と、それに対応した施策と指標を設定します。

施策の体系は以下のとおりです。



第4章

施策の展開

- 基本目標1 豊かな自然と共生するまち
- 基本目標2 誰もが安心して暮らせるまち
- 基本目標3 脱炭素社会を形成するまち
- 基本目標4 世代を超えて一人一人が
環境のことを考え行動するまち

第4章 施策の展開

基本目標1 豊かな自然と共生するまち

施策① 自然緑地・公園等の保全と活用



貴重な緑地を保全するとともに、公園や庭木・街路樹の整備による緑のネットワークを形成し、動植物の生息環境を維持・創出することを目指します。

◆指標

指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
保存樹林面積(累計)	62,726 m ²	62,726 m ²
イベント来場者数(年間)※	138,594 人	160,950 人

※イベント来場者数は、「無線山さくらまつり」、「バラまつり」、「伊奈まつり」、「秋バラまつり」、「忠次公レキシまつり」、「伊奈町スポーツフェスティバル」の参加者の合計人数。



緑のトラスト保全第13号地



町制施行記念公園

キーワード解説

さいたま緑のトラスト運動

埼玉県では緑地等を保全する場合に広く寄附を募り、それを資金として土地等の所有権を取得し、優れた自然や貴重な歴史的環境を人々の共有財産として未永く保全していく活動を行っております。

本町の小室地区にある緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」は埼玉県内13番目の緑のトラスト保全地であり、春は桜並木が美しく、毎年「さくらまつり」が開催され、多くの観光客が訪れています。

◆各主体に望まれる取組

町

- 保存樹林を指定し緑を保全するとともに、樹林の維持管理に努めます。
- 緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」をはじめとした、まとまりのある樹林地の保全を行います。
- 公園・街路・公共施設における緑化活動に努めます。
- 伊奈町環境にやさしい生垣等設置補助金の普及により、町の緑化を推進します。
- 町民・町内事業者向けにバラの苗木を配付し、「バラのまち」づくりを推進します。
- 「町制施行記念公園」「伊奈氏屋敷跡」緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」におけるイベントを開催し、町の緑・公園を保全します。

事業者

- 保存樹林・公園等の維持管理に協力します。
- 樹林を保全する重要性を理解します。
- 敷地内の緑化に努めます。
- 事業開発や用地の拡大の際には、緑地の確保や周辺環境に配慮します。

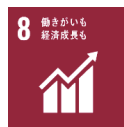
町民

- さいたま緑のトラスト運動の理解を深めます。
 - 保存樹林・公園等の維持管理に協力します。
 - 身近な場所のみどり創出と維持管理に努めます。
-

施策② 農地の保全と活用

農地は食料生産の場、地域の豊かな自然環境の創出、景観の形成、水害時の水田貯水機能など多面的な役割を有していることから、農地の保全が求められます。

また、農地の集積・集約化の推進により遊休農地の拡大を防止し、農業の活性化を目指します。



◆指標

指標	現状値 令和 5 年度 (2023 年度)	目標値 令和 11 年度 (2029 年度)
農地の集積・集約化の面積(累計)	80.3ha	100ha
学校給食での地場産物の使用率(年間)	23.3%	25%



イネカメムシ被害による斑点米

写真提供：埼玉県病害虫防除所



元気タマ市



学校給食

本町の学校給食では、米や野菜など地場産物の使用に努めています。

左の写真は、とん汁の具に伊奈町産の「丸系やつがしら」を使用した日のものです。

他にも、果樹栽培が盛んな本町の特徴を活かし、伊奈町産の梨を使ったソースを献立に取り入れるなど、地産地消、食育に取り組んでいます。

キーワード解説

伊奈町産米応援プロジェクト

特別栽培（減農薬化学肥料）や有機農業など環境保全型農業に取り組む農業者が生産した、特別栽培米の価値を認めた地元企業や地域住民が買い支える仕組みです。

◆各主体に望まれる取組

町

- 果樹園や綾瀬川沿いの水田などの農地の保全に努めます。
- 田園風景や屋敷林など伊奈町らしい景観の維持に努めます。
- 「伊奈マルシェ」「元気夕方市」を開催し新規就農者を支援し、遊休農地の再生・活用を図ります。
- 「伊奈町産米応援プロジェクト」を推進します。
- 農薬や化学肥料の使用量を低減する特別栽培農産物など環境保全農業を推奨し、町民の農業・農地への理解と地産地消の推進につなげていきます。
- 農地中間管理事業による農地の集積・集約化を推進し、遊休農地の拡大防止に努めます。
- 直売所や地元量販店、飲食店、給食施設など、様々なかたちで地元農産物を提供し、地産地消を推進します。

事業者

- 環境に配慮した農業の重要性を学び、実現に努めます。
- 農地の有効利用に努めます。
- 町のイベントに積極的に参加し、農業体験の創出に努めます。
- 地域農業の農地保全・活用に関する取り組みへの協力に努めます。
- 小売店や飲食店は地元農産物を取り入れ、地産地消の促進に努めます。

町民

- 農業体験などに積極的に参加し、農業従事者と交流を深めます。
- 有機農産物や環境に配慮した農業に対する理解を深め、積極的に購入します。
- 地元農産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。

施策③ 生物多様性の保全



町内に存在する河川・湿原・里地里山・森林などの保全を通じて、そこから生まれる自然の恵みを持続的に利用できる生態系ネットワークに配慮したまちづくりに努めます。町に生息・生育する動植物の把握に努めるとともに、埼玉県とともに特定外来生物の防除を図ります。

◆指標

指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
アライグマ捕獲数(年間)	52頭	113頭



タマシギ（絶滅危惧種）



オオタカ（準絶滅危惧種）



アライグマ（特定外来生物）
出典「写真提供：埼玉県環境科学国際センター」



クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）
出典「写真提供：埼玉県環境科学国際センター」

◆各主体に望まれる取組

町

- 特定外来生物の侵入や拡散を未然に防ぐために、町民・事業者に対して、外来種について啓発を行うとともに、外来種被害予防三原則（「入れない」「捨てない」「拡げない」）の遵守を促します。
- 病害虫から保存樹林の保全を行います。
- 自然環境の美化活動を開催します。
- ネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方を基に外来生物の生息数の減少に努めます。
- 在来生物生息地の保全活動を行います。

事業者

- 町が実施する自然環境の美化活動に参加します。
- 町の生態系を理解し、維持管理に努めます。
- 特定外来生物を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。
- 工事等の実施、新たな開発を行う際は、周辺の自然環境の保全に配慮します。

町民

- 町が実施する自然環境の美化活動に参加します。
- 身の回りの自然や生き物について関心をもつようにします。
- 特定外来生物を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。

キーワード解説

ネイチャーポジティブ

日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」における 2050 年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた 2030 年ミッションとして掲げられています。

基本目標2 誰もが安心して暮らせるまち

施策④ 公害防止対策の推進



公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に努めており、河川の水質は環境基準を下回っていますが、まだ一部の生活雑排水等は直接河川に流入しています。

また、事業所からの騒音・振動・悪臭等の公害に関する相談についても減少傾向にある一方で必ず毎年度相談がある状況です。

そのため、町として今後も継続的に改善されるよう努めていきます。

◆指標

指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
河川の水質状況(BOD)(年間)※1 生活環境の保全に関する環境基準(河川)C類 型:5 mg/L以下	4.8 mg/L	3.8 mg/L
生活排水処理人口普及率(累計)	90.51%	100%※2
事業所公害に関する相談件数(年間)	7件	5件

※1 BOD(生物化学的酸素要求量)については、年2回、7地点で採水しています。本数値は、本町の最下流である綾瀬川・原市沼川合流地点(冬季)の採水結果。

※2 目標年度は、埼玉県生活排水処理施設整備構想の目標年度に合わせるものとする。

◆各主体に望まれる取組

町

- 自動車使用時はエコドライブを実践し、エコカーの普及を推進します。
- 公共下水道未接続世帯への訪問を実施するとともに、町公式ホームページ等での広報により、公共下水道接続率の向上に努めます。
- 合併処理浄化槽浄化槽の維持管理(清掃・点検・法定検査)の啓発・指導に取り組み、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- 綾瀬川クリーン大作戦を開催し、綾瀬川の清らかな流れを取り戻して水質向上を図ります。

町

○光化学スモッグの原因となるオキシダントや PM2.5 の大気汚染物質による健康被害を未然防止するため、防災行政無線による情報提供を行います。

○工場・事業所における騒音・振動・悪臭等の公害の苦情に対し、現地確認や発生源への指導等の適正な対応を行います。

事業者

○従業員へエコドライブを啓発し、アイドリングストップの遵守、エコカーの導入を推進します。

○汲取り便槽もしくは単独浄化槽を利用している場合、合併処理浄化槽への転換もしくは公共下水道への接続に努めます。

○綾瀬川クリーン大作戦に参加します。

○設備を適切に維持管理し、近隣への騒音・振動・悪臭の原因となるような事業活動を防止します。

○化学物質に関する情報の知見を身につけます。

○公害防止管理者の育成に努めます。

町民

○自動車使用時はエコドライブを実践し、エコカーの普及を推進します。

○汲取り便槽もしくは単独浄化槽を利用している場合、合併処理浄化槽への転換もしくは公共下水道への接続に努めます。

○綾瀬川クリーン大作戦に参加します。

○近隣へ騒音や振動、悪臭の原因となる行為をしません。

○公害を見つけたら、町に通報してその対応に協力します。

○光化学スモッグ注意報等の発令があった場合には、屋外活動を控えます。

施策⑤ 環境美化の推進



ペットの排泄物の放置やごみの不法投棄、あき地の不適切管理は、町の美観を損なうだけでなく、健康への影響も懸念されるため、きれいで衛生的なまちづくりを進め、清潔感のあるまちを目指します。

◆指標

指標	現状値 令和 5 年度 (2023 年度)	目標値 令和 11 年度 (2029 年度)
あき地の除草依頼件数(年間)	147 件	125 件
啓発看板の貸与枚数(年間)	180 枚	140 枚



「ふんの放置はダメ！」の看板

キーワード解説

空き家バンク

住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度をいいます。

本町は、平成 30 年 11 月 22 日に埼玉県央地域の 4 市 1 町（伊奈町、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市）および公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 彩央支部との間で、「埼玉県央地域における空き家の利活用等に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から、空き家の活用相談したい方、空き家を売却・賃貸等したい方、購入・賃借等したい方を対象に「空き家バンク」を開設しました。

◆各主体に望まれる取組

町

- 看板の貸与やパトロールを行い、ごみの不法投棄対策に取り組めます。
- やむを得ない事情以外の野外焼却はしないよう周知・啓発・指導します。
- 広報紙や町公式ホームページ等を通じて犬・猫等のペットの適正飼養に関する啓発を行います。
- 道路愛護・クリーンデー等の環境美化活動を周知し、きれいな道路環境づくりを進めます。
- あき地や空き家の適正管理を啓発・指導するとともに、有効利用促進について検討します。

事業者

- 廃棄物は適切に処理します。
- 道路愛護・クリーンデー等の環境美化活動に参加し、地域住民とのコミュニケーションを図ります。
- 所有する土地や建物を適切に管理し、不要物を放置したり、雑草を繁茂させたりしないようにします。

町民

- 道路愛護・クリーンデー等の環境美化活動に参加し、近隣住民とのコミュニケーションを図ります。
- 散歩時のペットの排泄物は持ち帰ります。
- 自宅の敷地内やその周辺の清掃をこまめに行い環境美化に努めます。
- ごみは決められた日に出し、集積所周辺の美化に努めます。
- 空き家バンク等を利用し、あき地・空き家の有効活用を検討します。

基本目標3 脱炭素社会を形成するまち

施策⑥ 循環型社会の形成



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、天然資源消費の抑制を図り、環境負荷の低減を図る循環型社会の構築は、日本の環境政策の大きな目標となっています。

本町においても、ごみゼロのまちを目指したごみの減量化とともに、リサイクル（資源化）を推進し、循環型社会を構築します。

◆指標

指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
ごみの資源化率(年間)	16.5%	19.6%
一人1日あたりごみ排出量(年間)	784g/日	780g/日

<3Rとは?>

- ① Reduce (リデュース)
ごみを発生させない工夫をすること
- ② Reuse (リユース)
ものを捨てずに繰り返し使うこと
- ③ Recycle (リサイクル)
ごみを資源として再生利用すること



◆各主体に望まれる取組

町

- ごみ分別アプリ・ごみ収集カレンダー等により、ごみと資源物の分別促進によるごみ減量化や、排出マナーの向上を図ります。
- 各行政区の衛生委員を通して、ごみの分別やごみ集積所の環境衛生の保全について町民へ周知します。
- 町民・事業者にも3Rの取組を啓発・支援します。
- 伊奈町生ごみ処理容器等購入費補助金を交付し、家庭から出る生ごみの減量化を図ります。
- フリーマーケットを開催し、リサイクルの推進を支援します。
- 上尾市とごみ広域処理事業を推進します。

町

- ごみの減量化の手法として、ごみの有料化について検討していきます。
- デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により、ペーパーレス化の一層の推進を図ります。
- フードドライブを実施し、食品ロス削減についての啓発に取り組みます。
- 事業系一般廃棄物の適正排出について調査・指導を行い、排出抑制に取り組みます。

事業者

- 従業員も3Rに取り組みます。
- 再資源化できるものについては積極的に資源化に取り組みます。
- 製品製造段階のごみの減量化を図ります。
- 廃棄物は、排出者責任において適切に処理します。
- ペーパーレスに取り組みます。
- 従業員の飲食を含め、食品ロスの削減に努めます。

町民

- 買い物時に「買いすぎない」、料理を作る際「作りすぎない」、外食時に「注文しすぎない」、「食べきる」取り組みを行い、食品ロスを減らします。
- 3Rを推進します。
- ごみ分別アプリ・ごみ収集カレンダー等により、ごみと資源物の分別促進によるごみ減量化や、集積所の適正な管理に協力します。
- エコバックを持参するなど、レジ袋の使用を控え、プラスチックの排出を抑制します。
- 生ごみは水をよく切り、堆肥化するなど、ごみの減量化に努めます。
- 不要となったものは捨てるのではなく、バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ等に出品します。
- フリーマーケットやリサイクルショップを活用して、ものを大切に長く使用します。

施策⑦ 温室効果ガスの排出削減 (伊奈町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編))



町民・事業者・町が協力し合い、国が令和3(2021)年4月に表明した、令和12(2030)年度までに温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指します。

◆指標

指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)※
温室効果ガス排出量(年間)	197千 t-CO ₂ (2021年度)	140千 t-CO ₂
住宅用省エネルギー設備設置費奨励金件数 (累計)	112件	292件
埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル) 1日平均乗車人数(年間)	18,756人	19,800人

※施策⑦の目標年度は、伊奈町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標年度と合わせるため、令和12(2030)年度とする。



伊奈町横瀬町
未来につなぐ森づくり連携協定



写真 伊奈町レンタサイクル「忠次号」

◆各主体に望まれる取組

町

- 埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)やバス等の公共交通機関の利便性向上や、利用環境の維持・改善に努めます。
- 環境に配慮した移動手段への転換を検討します。
- 「伊奈町横瀬町 未来につなぐ森づくり連携協定」に基づく森林整備により、温室効果ガスの吸収対策・排出削減を推進します。
- 自動車買い替え時、環境にやさしいエコカーの普及促進を図ります。
- 公共施設における節電や照明のLED化等の省エネルギー対策、環境に配慮した物品購入(グリーン購入)を推進します。

町

- 町内周遊等による観光振興のため、レンタサイクルの利用を促進し、温室効果ガスの削減に寄与します。
- 住宅用省エネ設備設置費奨励金を交付し、省エネ設備の設置を促進します。
- 省エネ関連情報（補助金・省エネ行動に関する取組）の情報提供を行います。

事業者

- エコアクション 21 などの環境配慮を取り入れた事業経営に取り組みます。
- 環境に配慮した商品やサービスを提供します。
- 従業員へエコドライブを啓発し、有害化学物質排出と燃料消費を抑えるとともに、アイドリングストップの遵守、エコカーの導入を推進します。（再掲）
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 再生可能エネルギーによる電力を使用し、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択に努めます。
- エネルギーマネジメントシステムなどを導入し、エネルギー消費量の「見える化」を検討します。
- 工場・事業所における壁面・屋上緑化に努めます。

町民

- 節水や節電などの省資源・省エネルギーを実践します。
- 住宅の断熱改修などの省エネリフォームを検討します。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 自動車使用時はエコドライブを実践し、エコカーの普及に努めます。
- 環境に配慮した物品購入（グリーン購入）に努めます。
- グリーンカーテン設置に取り組みます。
- 再生可能エネルギーによる電力を使用し、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択に努めます。

施策⑧ 気候変動に適応したまちづくり (伊奈町地域気候変動適応計画)



気候変動の影響が全国的に現れています。地球温暖化等の気候変動の主な要因は、温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出ですが、今後、猛暑や豪雨等のリスクが更に高まることが予測されています。

これら気候変動に対しては「緩和」と「適応」の2つの対策が必要ですが、「適応」への準備が必要であり、各主体の取組が求められています。

◆指標

指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
(仮)クールオアシスいな、(仮)クールナビスポットいな、クーリングシェルターの設置数(累計)	49か所※	55か所
自主防災組織による防災訓練等の活動回数(年間)	83回	100回

※クールオアシスの指定・運営は、県から町へ移行予定。現状値は令和6年12月現在、県の指定設置数。

◆各主体に望まれる取組

町

- 関係機関と連携し、気候変動に対応した高温耐性品種や栽培技術の情報把握に努めます。
- 町内の生物多様性の把握・保全と外来種による影響を抑制します。
- 道路パトロール及び側溝清掃により冠水の早期解消に努めます。
- 安全に避難ができるよう、避難情報を迅速に発信するとともに、停電時でも的確に情報が伝達できる体制を整えます。
- 町地域防災計画に基づき、減災に向けた意識向上と体制整備の促進を図ります。
- 町が管理する公園内の高木について、剪定・伐採を適宜実施します。

町

- 公共施設等へのクールオアシス等の指定・運営や、防災行政無線で熱中症の注意喚起を行い、熱中症予防に取り組みます。
- 出前講座や健康関連の教室等において、熱中症の予防・対応知識について普及啓発を行います。
- まつり等の行事では熱中症に気を付け、救護体制の充実を図ります。
- まつり等のイベント内容や開催時間を調整し、来場者の安全対策を行います。
- 新しい交通網を検討、公共交通利用環境の維持・向上を図ります。
- 災害時における水道施設の復旧体制の確立、給水体制の強化など、災害時でも安定して水道水を供給できる体制づくりを図ります。
- 自主防災組織の育成強化や防災関係機関と連携を図り、防災体制の整備を推進します。

事業者

- 作付け時期の調整、環境制御農業施設の導入を検討します。
- 自然災害発生時に建物の倒壊や破損が起らないように、建物の点検に努めます。
- 熱中症について情報収集を行い、熱中症対策に努めます。
- 平時より避難経路の確認を行います。

町民

- ハザードマップなどを確認して、災害発生時の行動に備えます。
- 熱中症について情報収集を行い、熱中症対策に努めます。
- 平時より避難経路の確認を行います。
- 気候変動による影響について、正しい情報を得て理解します。

基本目標4 世代を超えて一人一人が環境のことを考え行動するまち

施策⑨ 環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信

世代を超えて、私たち一人一人が環境に関して深い関心を持ち、正しく理解することが重要であり、温暖化への対策や循環型社会・脱炭素社会の構築のため、環境保全に取り組む効果的な方法などを家族や地域と話し合いながら環境教育や環境学習の推進を図り、環境保全交流のまちを目指します。

また、本町は本計画の進捗状況や環境情報を町公式ホームページや SNS（ソーシャルネットワークサービス）を通じて発信します。



◆指標

指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
町公式 SNS (LINE、Facebook、Instagram、Youtube) アカウント登録者数(累計)	9,347 人	12,000 人
ごみ分別アプリダウンロード数(累計)	1,028 件	1,500 件



環境教育（横瀬町において）



生活科での大根収穫学習



伊奈町ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

◆各主体に望まれる取組

町

- 総合的な学習の時間やその他の教科で環境問題を扱うことで、環境問題を調べ、考える力を育みます。
- 関係機関と連携し、町民の環境に関する学びを支援します。
- 作物栽培や動植物観察など自然体験の場を創出します。
- 町のSNSを用いて、環境情報の発信を行います。
- ごみ分別アプリを多くの町民に利用してもらえよう周知していきます。

事業者

- 環境講座などに積極的に参加します。
- 環境に関するボランティア団体やサークルの活動に参加・協力します。
- 環境問題や保全活動について、社内で話し合います。
- 工場見学会などを開催し、事業者で取り組んでいる環境配慮活動を地域に公開し、地域の環境学習に協力します。

町民

- 学校などと連携し、地域や家庭での環境教育・学習を進めます。
- 環境講座などに積極的に参加します。
- ごみ分別アプリを活用し、分別に取り組みます。
- 広報紙や町公式ホームページ、SNSを通じて、環境情報を収集します。

キーワード解説

伊奈町横瀬町未来につなぐ森づくり連携協定

両町が連携して横瀬町の森林整備を行うことで、温室効果ガス吸収量の増加を図り、温暖化対策に寄与することを目的に、令和6年3月25日に締結しました。協定に基づき、森林や地域資源を活用した町民交流の促進や、環境教育を実施するものです。

施策⑩ 協働による環境保全活動の推進

町民・事業者・町がそれぞれの立場で役割を果たしながら一体となって環境保全活動に取り組むことで、目標とする環境像の実現に向けて施策を進めます。



また、本計画推進の進捗状況について定期的に点検・評価し、適宜検討・改善していくことで、本町に適したまちづくりを推進します。

三者が協働して環境保全活動に取り組むことで、地域コミュニティの活性化を目指します。

◆指標

指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和11年度 (2029年度)
ボランティア活動人数(年間)※	185人	247人

※ボランティア活動人数は、「綾瀬川クリーン大作戦」、「伊奈氏屋敷跡草刈りボランティア」、「緑のトラスト保全地登録ボランティア」、「伊奈町バラマスターズ」の合計人数。



伊奈町バラマスターズ



伊奈氏屋敷跡草刈りボランティア



伊奈町環境審議会



綾瀬川クリーン大作戦

◆各主体に望まれる取組

町

- 町民と事業者が参加できる環境保全活動を開催し、参加協力を呼びかけます。
- 環境保全活動に取り組む町民・民間団体・事業者との連携や支援を図ります。
- 緑のトラスト保全第13号地「無線山・KDDIの森」について広く周知します。
- 教育機関と連携して、子どもたちの環境保全に対する意識の醸成を図ります。

事業者

- 地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全活動の企画・実践に努め、地域住民との交流を深めます。
- 環境認証等における環境報告書の作成に努め、公表します。
- 地域の子どもたちに環境保全の大切さを伝えます。

町民

- 地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全について家族や地域で話し合います。

第5章

伊奈町地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）

- 1 基本的事項
- 2 温室効果ガス排出量の推計
- 3 温室効果ガス排出量の削減目標
- 4 目標達成に向けた取組

第5章 伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 基本的事項

（1）計画の目的

本町は、これまでも、第2次伊奈町環境基本計画において地域特性を活かした環境保全への取組を行ってきましたが、近年の国際的な動向や国の動向を踏まえて、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

その際、町民や事業者とも連携の上、「伊奈町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「区域施策編」という。)を新たに策定することによって、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策に取り組んでいくこととします。

なお、区域施策編は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく計画です。

（2）計画期間

区域施策編は、令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間を計画期間とし、区域施策編の基準年度、目標年度、計画期間については、パリ協定に基づく国や県の計画に即し、平成25(2013)年度を基準年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とします。

気候変動枠組条約とパリ協定

平成4(1992)年に国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が採択されてから、各国は気候変動対策に取り組んできました。平成9(1997)年の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP3：京都会議)で採択された京都議定書によって、令和2(2020)年までの世界の地球温暖化対策目標が示されていました。その後の枠組みは平成27(2015)年の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)におけるパリ協定で定められ、京都議定書の後を継ぐものになります。

パリ協定の主な特徴は、世界共通の長期目標(2℃目標、努力目標1.5℃以内)が掲げられている点、すべての締結国を対象に目標の策定・提出が義務づけられているという点があり、「気候変動の脅威に対する世界の対応を強化する」という趣旨は、世界規模の気候変動対策に対する大きな転換点となり、今日に至ります。

（３）対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第２条第３項で定める７種類のガスとします。

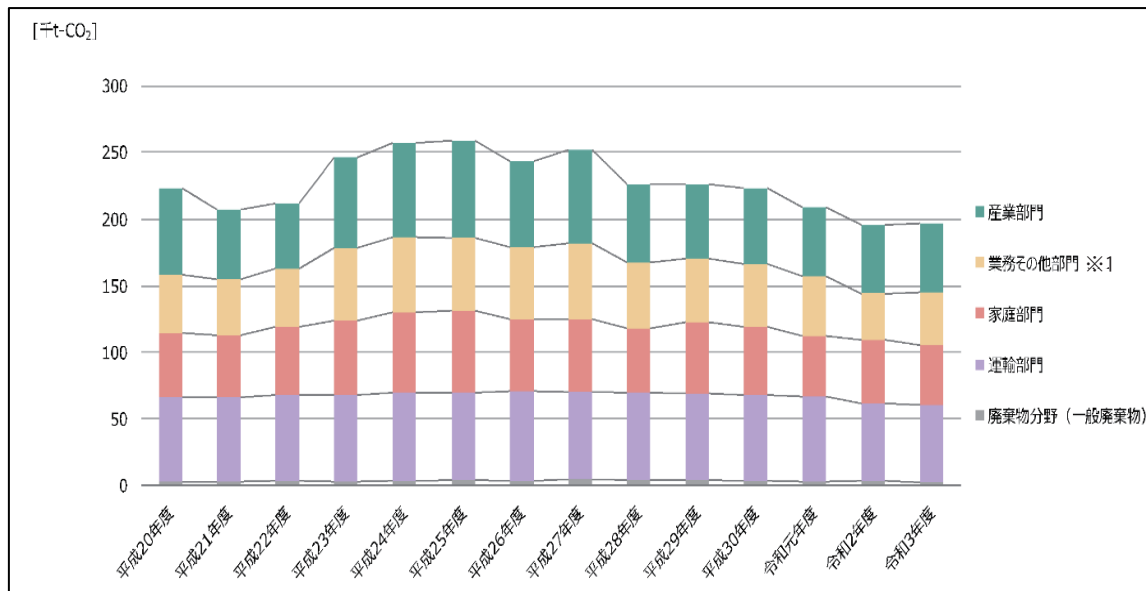
温室効果ガスの特徴 国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス			
温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
CO₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH₄ メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N₂O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,430 など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,390 など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
※京都議定書第二約束期間における値		参考文献：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス	

図 20 温室効果ガスの特徴

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<https://www.jccca.org/>）

2 温室効果ガス排出量の推計

環境省が公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行いました。結果は以下のとおりです。



※1 産業部門(建設業・鉱業、農林水産業、製造業)に該当しない事業者のこと

図 21 自治体排出量カルテによる部門別排出量

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html)

現況推計の結果、本町の温室効果ガスの排出量には以下の特徴があります。

- ・平成 28(2016)年度以降、温室効果ガスの全体排出量が減少傾向にありましたが、令和 3(2021)年度に微増に転じているため、今後留意が必要です。
- ・家庭部門、運輸部門、廃棄物分野(一般廃棄物)において近年は減少傾向にありますが、業務その他部門は令和 3(2021)年度において増加傾向にあります。
- ・業務その他部門においては、令和 2(2020)年度にコロナ禍であったことから、業務活動量が減ったため、一時的に温室効果ガスの減少につながっていると考えられます。
- ・町内に工場が多数立地していることから、産業部門の排出量比率が高いですが、近年の取り組みの結果、排出量は減少傾向にあります。

3 温室効果ガス排出量の削減目標

本町の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は、次のとおりに設定します。

なお、国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)にて定められた削減目標を参考に令和12(2030)年度の目標値を設定しています。

令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で **46%削減**し、
温室効果ガス排出量として **140 千 t-CO₂** を目指します。

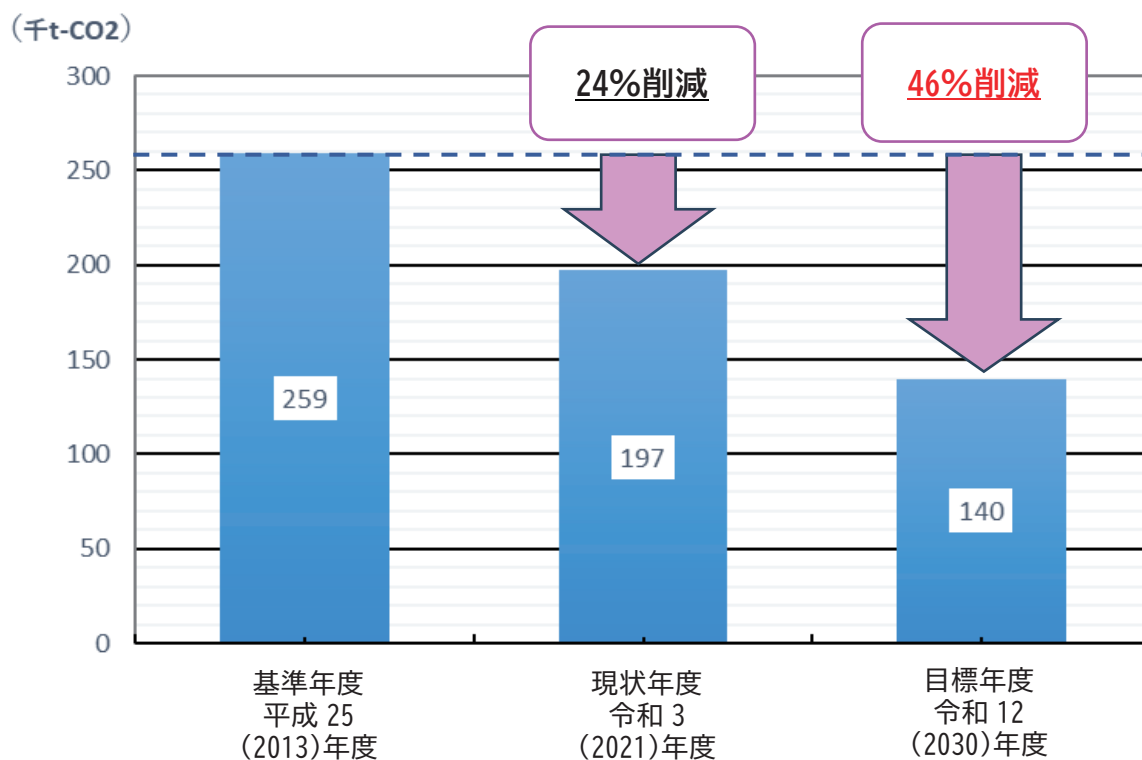


図 22 温室効果ガス排出量の削減目標

表 12 伊奈町における温室効果ガス総量削減目標（単位：千 t- CO₂）

部門・分野	基準年度	現状年度	目標年度
	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
産業部門	73	52	37
製造業	70	49	35
建設業・鉱業	3	2	2
農林水産業	0	0	0
業務その他部門	54	40	27
家庭部門	61	45	30
運輸部門	66	58	44
自動車	63	56	41
鉄道	3	3	3
廃棄物分野	4	2	2
合 計	259	197	140
削減量(基準年度比)	—	62	119
削減率(基準年度比)	—	24%	46%

※各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

4 目標達成に向けた取組

本町では、「脱炭素社会を形成するまち」の基本目標達成に向けて、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出削減のための施策を推進します。特に、町民・事業者との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

なお、取組は「第4章 施策の展開」における「施策⑦ 温室効果ガスの排出削減（伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」の「各主体に望まれる取組」を再掲しています。

◆町民・事業者に期待される取組（再掲）

部門	取組
産業部門	○エコアクション 21 などの環境配慮を取り入れた事業経営 ○環境に配慮した商品やサービスの提供 ○従業員へエコドライブを啓発し、有害化学物質排出と燃料消費を抑えるとともに、アイドリングストップの遵守、エコカー導入の推進 ○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入検討 ○再生可能エネルギーによる電力使用、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択検討 ○エネルギーマネジメントシステムなどを導入し、エネルギー消費量の「見える化」の検討 ○工場・事業所における壁面・屋上緑化の検討
業務その他部門	○エコアクション 21 などの環境配慮を取り入れた事業経営 ○環境に配慮した商品やサービスの提供 ○従業員へエコドライブを啓発し、有害化学物質排出と燃料消費を抑えるとともに、アイドリングストップの遵守、エコカー導入の推進 ○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入検討 ○再生可能エネルギーによる電力使用、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択検討 ○エネルギーマネジメントシステムなどを導入し、エネルギー消費量の「見える化」の検討

家庭部門	○節水や節電などの省資源・省エネルギーの実践 ○住宅の断熱改修などの省エネルギーフォームの検討 ○太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入検討 ○自動車使用時はエコドライブを実践し、エコカーの普及を検討 ○グリーンカーテンの設置 ○再生可能エネルギーによる電力を使用し、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択を検討
運輸部門	○埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）やバス等の公共交通機関の利便性向上と利用促進 ○環境に配慮した移動手段への転換を検討 ○従業員へエコドライブを啓発し、有害化学物質排出と燃料消費を抑えるとともに、アイドリングストップの遵守、エコカー導入の推進

◆町が実施する取組（再掲）

部門	取組
産業部門	○自動車買い替え時、環境にやさしいエコカーの普及促進 ○省エネ関連情報（補助金・省エネ行動に関する取組）の情報提供
業務その他部門	○「伊奈町横瀬町 未来につなぐ森づくり連携協定」に基づく森林整備により、温室効果ガスの吸収対策・排出削減を推進 ○自動車買い替え時、環境にやさしいエコカーの普及促進 ○公共施設における節電や、照明のLED化等の省エネルギー対策を推進 ○省エネ関連情報（補助金・省エネ行動に関する取組）の情報提供
家庭部門	○自動車買い替え時、環境にやさしいエコカーの普及促進 ○住宅用省エネ設備設置費奨励金を交付し、省エネ設備の設置を促進 ○省エネ関連情報（補助金・省エネ行動に関する取組）の情報提供
運輸部門	○埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）やバス等の公共交通機関の利便性向上、利用環境の維持・改善促進 ○環境に配慮した移動手段への転換を検討 ○自動車買い替え時、環境にやさしいエコカーの普及促進 ○町内周遊等による観光振興のため、レンタサイクルの利用を促進し、温室効果ガスの削減に寄与

第6章

伊奈町地域気候変動適応計画

- 1 基本的事項
- 2 気候変動における影響の評価
- 3 適応への取組

第6章 伊奈町地域気候変動適応計画

1 基本的事項

(1) 計画の目的

本町においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本町の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、本計画で定める環境像である「環境を 一人一人が考え 未来へつなぐ いな」を実現することを目的とします。

なお、「伊奈町地域気候変動適応計画」は気候変動適応法第12条に基づく計画です。

(2) 計画期間

伊奈町地域気候変動適応計画は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間を計画期間とします。また、今後蓄積される最新の科学的知見や町内の実情をもとに、必要に応じて見直しを行います。

2 気候変動における影響の評価

本町の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めるに当たって、今後取り組むべき分野・項目を選定しました。選定結果は表13のとおりとなります。

選定基準：国の気候変動影響評価報告書において、「重大性」「緊急性」「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されたものの中から、本町に関係があるもの及び本町の地域特性などから選定する分野・項目。

表 13 気候変動における影響の評価

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業 林業 水産業	農業	水稲	○	○	○
		野菜等	◇	○	△
		果樹	○	○	○
		病虫害・雑草等	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○
		食糧需給	◇	△	○
水環境 水資源	水環境	河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地下水）	○	△	△
自然 生態系	陸域生態系	自然林	RCP2.6 ◇	○	○
		二次林			
		野生鳥獣による影響	○	○	□
	淡水生態系	河川	○	△	□
	その他	生物季節	◇	○	○
自然 災害・ 沿岸域	河川	洪水	○	○	○
		内水	○	○	○
	その他	強風等	○	○	△
健康	暑熱	死亡リスク	○	○	○
		熱中症	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△
	その他	脆弱性が高い集団への影響	○	○	△
産業 経済 活動	観光業	自然資源を活用したレジャー業	○	△	○
国民 生活・ 都市 生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等	○	○	○
	文化・歴史などを 感じる暮らし	生物季節	◇	○	○
		伝統行事・地場産業等	—	○	△
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

※RCP とは Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略称です。RCP に続く数値が大きいほど 2100 年における放射強制力（地球温暖化を引き起こす効果）が大きいことを意味しています。

出典：「気候変動影響評価報告書（令和2年12月）」より作成

【凡例】

国の評価	【重大性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる —：現状では評価できない
	【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い —：現状では評価できない
	【確信度】○：高い △：中程度 □：低い —：現状では評価できない

3 適応への取組

気候変動によって既に生じている影響や将来的に予測される影響の評価をもとに、該当する分野ごとに適応策の取組を進めます。

なお、取組は「第4章 施策の展開」における「施策⑧ 気候変動に適応したまちづくり（伊奈町地域気候変動適応計画）」の「各主体に望まれる取組」を再掲しています。

●農業（再掲）

具体的な取組	主な担当課
○関係機関と連携し、気候変動に対応した高温耐性品種や栽培技術の情報把握に努めます。	アグリ推進課

●水環境

具体的な取組	主な担当課
○水環境への気候変動による影響について最新の科学的な知見等の把握に努め、適宜対策を講じます。	環境対策課 上下水道課

●自然生態系（再掲）

具体的な取組	主な担当課
○町内の生物多様性の把握・保全と外来種による影響を抑止します。	環境対策課

●自然災害（再掲）

具体的な取組	主な担当課
○道路パトロール及び側溝清掃により冠水の早期解消に努めます。	土木課
○安全に避難ができるよう、避難情報を迅速に発信するとともに、停電時でも的確に情報が伝達できる体制を整えます。 ○町地域防災計画に基づき、減災に向けた意識向上と体制整備の促進を図ります。	危機管理課
○町が管理する公園内の高木について、剪定・伐採を適宜実施します。	都市計画課

●健康（再掲）

具体的な取組	主な担当課
○公共施設等へのクールオアシス等の指定・運営や、防災行政無線で熱中症の注意喚起を行い、熱中症予防に取り組みます。 ○出前講座や健康関連の教室等において、熱中症の予防・対応知識について普及啓発を行います。 ○感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	健康増進課

●産業経済活動（再掲）

具体的な取組	主な担当課
○まつり等の行事では熱中症に気を付け、救護体制の充実を図ります。 ○まつり等のイベント内容や開催時間を調整し、来場者の安全対策を行います。	元気まちづくり課

●国民生活・都市生活（再掲）

具体的な取組	主な担当課
○新しい交通網を検討、公共交通利用環境の維持・向上を図ります。 ○自主防災組織の育成強化や防災関係機関と連携を図り、防災体制の整備を推進します。	危機管理課
○災害時における水道施設の復旧体制の確立、給水体制の強化など、災害時でも安定して水道水を供給できる体制づくりを図ります。	上下水道課

第7章

計画の推進体制と進捗管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理

第7章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

長期的な目標を視野に含め、個別施策で掲げた取組を確実なものとするため、三者（町民・事業者・町）の連携が図られた計画の推進が求められます。

計画の推進体制を図23に示し、それぞれの主な取組は以下のとおりです。

●町民

一人一人が日常生活の中で、環境に配慮した取組を自主的に実践し、町が実施する環境保全活動に積極的に参加・協力します。

●事業者

事業活動による環境負荷を把握し、環境への影響の低減と情報提供に努め、町が実施する環境保全活動に積極的に参加・協力します。

●町

本計画において設定された環境施策を計画的に率先して推進したうえで、環境保全活動を実践し、施策の点検・評価・分析・改善を行います。

また、町民・事業者に対し、最新の情報を提供するとともに、町民・事業者が取り組む環境保全活動を支援し、その他、各主体が取り組む環境保全活動への参加・協力を呼びかけ、連携するためのネットワークづくりを図ります。

●環境審議会

伊奈町環境審議会は、識見を有する者、公募委員、関係行政機関の職員、その他町長が必要と認める者、の区分から選出された委員で構成された審議会です。審議会は町長から諮問を受け、審議・提言を行い、答申します。

年次報告書やそれに対する町民等の意見を踏まえ、専門的な見地から計画の進捗状況について把握し、評価を行います。計画の推進、見直しにおいては助言をします。

●環境にやさしいこと推進会議

各所属から選任された職員で構成され、町における環境にやさしいことの計画及び実現に関し検討・協議し、各課の環境にやさしいことの取組を記録して事務局（環境対策課）へ報告します。

●伊奈町環境問題等調整会議

伊奈町環境問題等調整会議は、本町の環境の保全及び創造に関する施策及びその他の環境に係る諸事項を検討、協議し、環境関連業務を円滑に推進するために設置されています。

伊奈町環境問題等調整会議は副町長、くらし産業統括監、企画総務統括監、健康福祉統括監、都市建設統括監、議会事務局長、会計管理者、教育次長、上下水道統括監、所属長から構成されます。

●国・県・他自治体

環境問題に対する広域的な対策を国・県・他自治体と連携して行います。

町の進める施策について協力要請を行います。

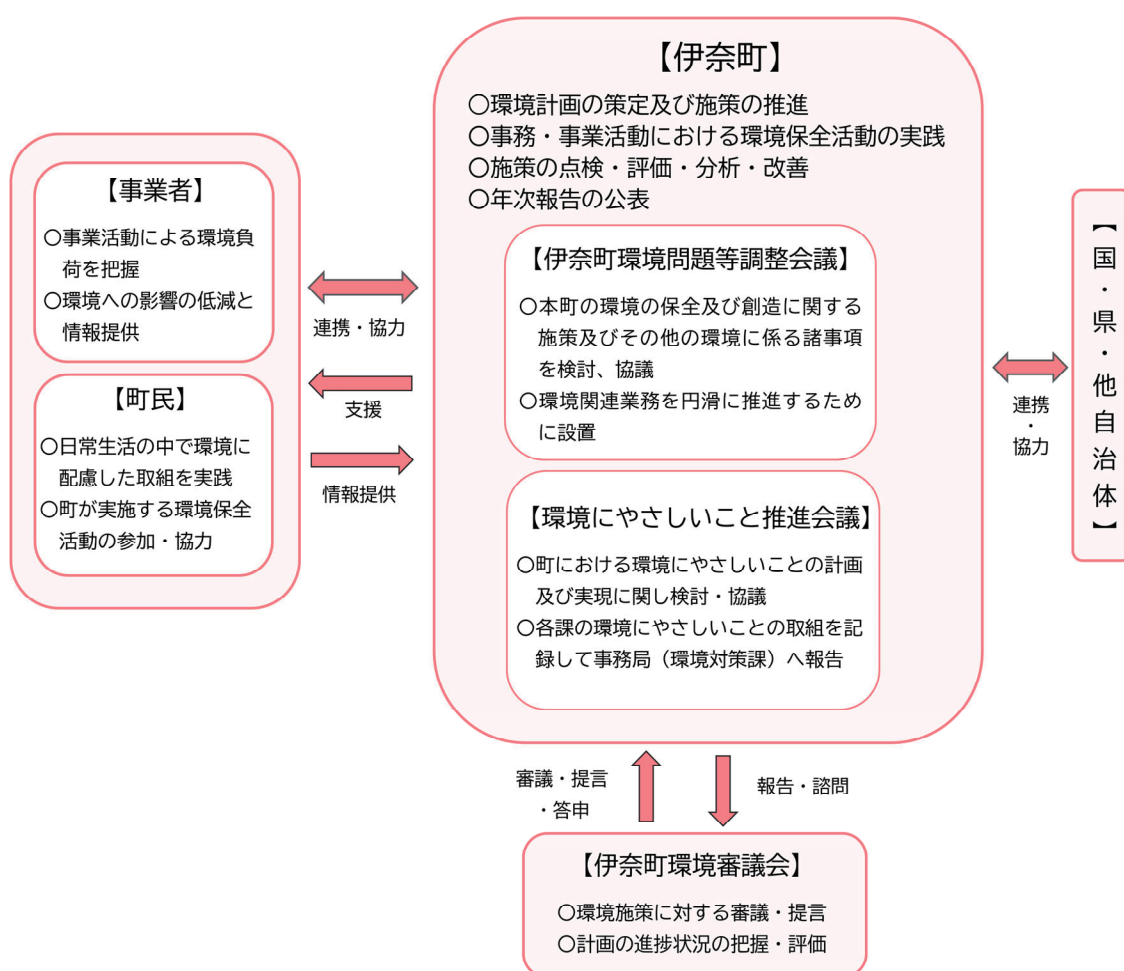


図 23 計画の推進体制

2 計画の進捗管理

本計画を効率的に実施していくために、計画策定から具体的な行動はP D C Aサイクルを用いて、Plan「計画」：計画の提案・作成→ Do「実施」：計画の実行→ Check「結果確認」：取組状況の点検・評価→ Action「見直し行動」：計画の見直し・改善、という流れで実施します。

具体的には、各施策の実施状況を環境審議会へ報告し、評価を受けたものを見直し、次年度へ向けた更なる取組を実施していくものとします。

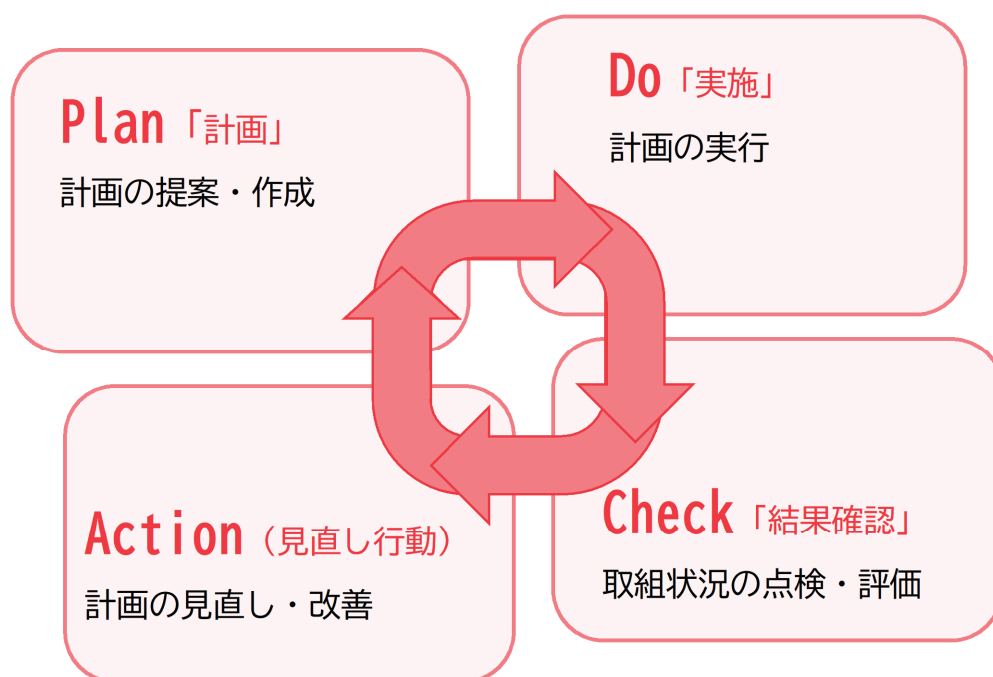


図 24 計画の進捗管理

資料編

- 1 伊奈町環境基本条例
- 2 伊奈町環境審議会規則
- 3 伊奈町環境問題等調整会議設置要綱
- 4 第3次伊奈町環境基本計画策定の経緯
- 5 委員名簿
- 6 第3次伊奈町環境基本計画策定について（諮問）
- 7 第3次伊奈町環境基本計画策定について（答申）
- 8 アンケート調査結果
- 9 用語集

1 伊奈町環境基本条例

平成 12 年 12 月 27 日

条例第 28 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 7 条—第 22 条)

第 3 章 環境審議会(第 23 条—第 25 条)

第 4 章 補則(第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 公害の防止など環境への悪化を防ぎ、併せて環境の質を高めることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康でかつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを楽しむことができる社会の実現を図るとともに、これを将来にわたって継承していくことを

目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が社会経済活動その他の活動をととして、自主的かつ積極的にこれを推進しなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、国際的な認識の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るよう総合的かつ計画的に行われるように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊奈町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものをいう。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

-
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を聴いたうえ、伊奈町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定した時は、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- (定期報告)
- 第9条 町長は、環境の状況、町が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について定期報告書を作成し、これを公表するものとする。
- (環境基本計画との整合)
- 第10条 町は、環境に影響を及ぼす恐れのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減を図るよう必要な措置を講ずるとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。
- (規則の措置)
- 第11条 町は、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるものとする。
- (支援措置)
- 第12条 町は、町民及び事業者が環境への負荷の低減のための施策の整備その他の環境の保全及び創造に関する施策に資する措置をとることを助長するため、必要があるときは、適正な助言その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする。
- (環境の保全及び創造に資する事業の推進)
- 第13条 町は、下水道、廃棄物の処理その他の環境の保全に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町は、自然環境の保全及び動植物の生息、育成の場の確保、適正な水環境の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第14条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品及び役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (環境教育及び環境学習の振興等)
- 第15条 町は、関係機関と協力して、町民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらによる者の自発的な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の場合において、町は特に児童、生徒の教育及び学習を積極的に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。
-

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 16 条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源活用活動その他環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 17 条 町は、第 15 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第 18 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に、町民及び民間団体等の意見が反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の体制の整備)

第 19 条 町は、環境の状況を把握し、又は環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整等のための体制の整備)

第 20 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 21 条 町は、国際的な認識の下に、国、県その他関係機関と連携して、地球の温暖化防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

(国、県等との協力)

第 22 条 町は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第 3 章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第 23 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、伊奈町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、環境の保全及び創造に関する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第 24 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

-
- (1) 識見を有する者 3 人以内
 - (2) 関係行政機関の職員 2 人以内
 - (3) 町民 3 人以内
 - (4) その他町長が必要と認める者 5 人以内

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 補則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 伊奈町環境審議会規則

平成 12 年 12 月 27 日

規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊奈町環境基本条例(平成 12 年条例第 28 号)第 23 条の規定に基づき、伊奈町環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 22 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 伊奈町環境問題等調整会議設置要綱

平成 12 年 9 月 29 日町長決裁

(設置)

第 1 条 本町の環境の保全及び創造に関する施策及びその他の環境に係る諸事項を検討、協議するとともに、環境関連業務を円滑に推進するため、伊奈町環境問題等調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事項を検討、協議及び調整する。

- (1) 環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に係る計画等の策定に関すること。
- (3) 環境に係る庁内の施策の整理、連絡調整に関すること。
- (4) 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等に関すること。
- (5) その他環境の保全及び創造に係る諸事項に関すること。

(構成)

第 3 条 調整会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

2 議長は、副町長をもって充てる。

3 副議長は、くらし産業統括監をもって充てる。

4 構成員は、企画総務統括監、健康福祉統括監、都市建設統括監、議会事務局長、会計管理者、教育次長、上下水道統括監及び所属長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 調整会議は、議長が招集し、主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 議長は、特に必要と認めるときは、調整会議に関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

(報告)

第 5 条 調整会議は、町長の要求があった時、又は必要があると認めるときは、第 2 条の事務処理状況について、町長に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 調整会議の庶務は、環境対策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 16 日から施行する。

4 第3次伊奈町環境基本計画策定の経緯

年 月 日	内 容 等
令和6年 8月29日	第1回伊奈町環境審議会 ・第3次伊奈町環境基本計画策定について（諮問） ・第3次伊奈町環境基本計画策定について ・第3次伊奈町環境基本計画策定に係るアンケートの実施について ・第3次伊奈町環境基本計画骨子案について
9月4日～9月24日	・町民アンケートの実施 ・事業者アンケートの実施
9月17日～10月11日	・日本薬科大学アンケートの実施
12月13日	伊奈町環境問題等調整会議 ・第3次伊奈町環境基本計画（素案）について
12月24日	第2回伊奈町環境審議会 ・第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】及び第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況について ・アンケート集計結果について ・第3次伊奈町環境基本計画（素案）について ・第3次伊奈町環境基本計画における環境像について
令和7年 1月10日～2月10日	伊奈町町民コメント制度の実施
2月25日	第3回伊奈町環境審議会 ・伊奈町町民コメント制度実施結果について ・第3次伊奈町環境基本計画（最終案）について ・第3次伊奈町環境基本計画答申（案）について ・第3次伊奈町環境基本計画策定について（答申）

5 委員名簿

伊奈町環境審議会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
識見を有する者	細田 浩	上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会 副会長
識見を有する者	関山 洋子	薬剤師
関係行政機関の職員	田口 元信	伊奈町立小室小学校 校長
関係行政機関の職員	佐藤 正太	埼玉県中央環境管理事務所 所長
町民	新木 壽三雄	一般公募
その他町長が認める者	吉岡 絹江	伊奈町くらしの会 会長
その他町長が認める者	中村 仁	伊奈町農業委員会 会長
その他町長が認める者	牛島 雄一	末吉工業株式会社 取締役管理部門統括
その他町長が認める者	川田 金造	伊奈町商工会 会長
その他町長が認める者	田井 義司	伊奈町区長会 会長

6 第3次伊奈町環境基本計画策定について（諮問）

環 発 第148号
令和6年8月29日

伊奈町環境審議会
会長 細 田 浩 様

伊奈町長 大 島 清

第3次伊奈町環境基本計画策定について（諮問）

伊奈町では、伊奈町環境基本条例の基本理念の実現に向け、平成15年3月に伊奈町環境基本計画を、平成27年3月に第2次伊奈町環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を推進してまいりました。

この間、廃棄物の排出抑制、生活環境の保全などの取組みを進めてきましたが、地球温暖化に起因するとされる気候変動への適応や、温室効果ガス排出削減への取組など、地球規模化・複雑化する環境問題に対応し、快適な生活を維持できるよう、新たな課題への対応が迫られています。

こうした状況を踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため、新たな環境基本計画の策定にあたり、伊奈町環境基本条例（平成12年条例第28号）第23条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

7 第3次伊奈町環境基本計画策定について（答申）

令和7年2月25日

伊奈町長 大島 清 様

伊奈町環境審議会
会長 細田 浩

第3次伊奈町環境基本計画策定について（答申）

令和6年8月29日付け環発第148号にて諮問のありました第3次伊奈町環境基本計画策定につきまして、伊奈町環境基本条例第23条第2項の規定に基づき当審議会で慎重に審議を重ね、別冊のとおり計画をまとめましたので、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 本計画は、伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び伊奈町地域気候変動適応計画を内包した計画であり、町民・事業者・町が一体となり推進する必要があることから、計画及び各主体に望まれる取組内容について十分な周知を行うこと。
- 2 本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを用いた適切な進捗管理を行い、社会情勢や指標の達成状況などを勘案し必要に応じて計画を見直し、伊奈町が目指す環境像「環境を 一人一人が考え未来へつなぐ いな」の実現に努めること。
- 3 環境施策の実施にあたっては、庁内各課の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること。

8 アンケート調査結果

1 調査目的

「第3次伊奈町環境基本計画」を策定するにあたり、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、町民・事業者の環境に対する意識を把握し、本計画の環境像や施策に反映することを目的とする。

2 調査概要

表 14 抽出方法

町 民	各年代(18 歳以上)及び地域ごとの人口割合により、極端な偏りが出ないように按分し、町民 1,000 人を選定した。
事 業 者	産業分類ごとの企業数割合により、偏りが出ないように配慮し、町内の 100 社を選定した。
日本薬科大学さいたまキャンパス学生 (以下、「日本薬科大学」とする。)	大学を通じて、任意での回答をお願いした。

表 15 調査概要

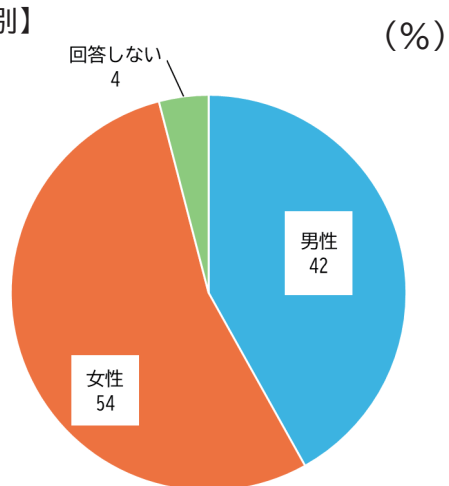
	町 民	事業者	日本薬科大学
実施方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査		Web 調査
調査期間	2024 年 9 月 4 日 (水) ~ 2024 年 9 月 24 日 (火)		2024 年 9 月 17 日 (火) ~ 2024 年 10 月 11 日 (金)
回収率	37%	60%	-
	370 人	60 社	48 人

3 調査結果

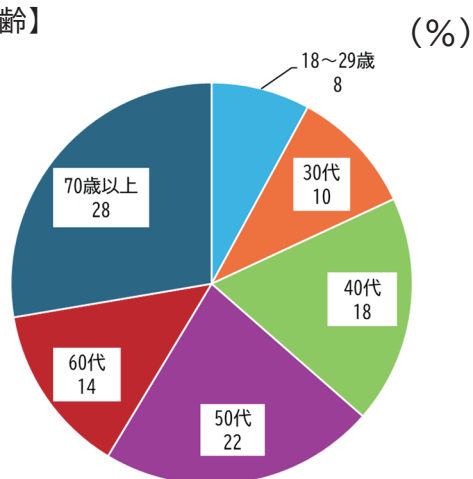
(1) 町民アンケート

●本アンケートを回答する方についてお伺いします。

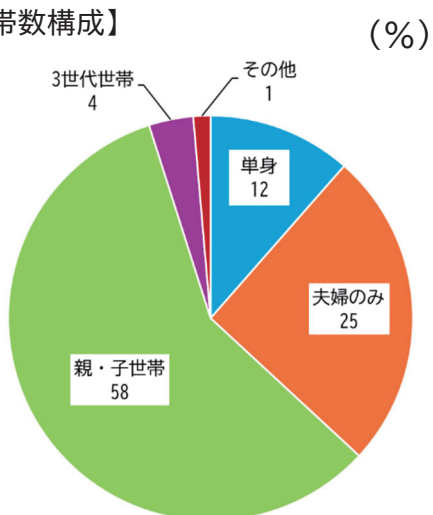
【性別】



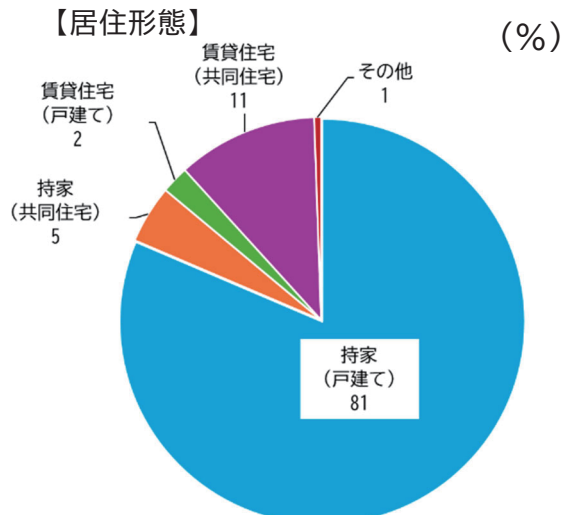
【年齢】



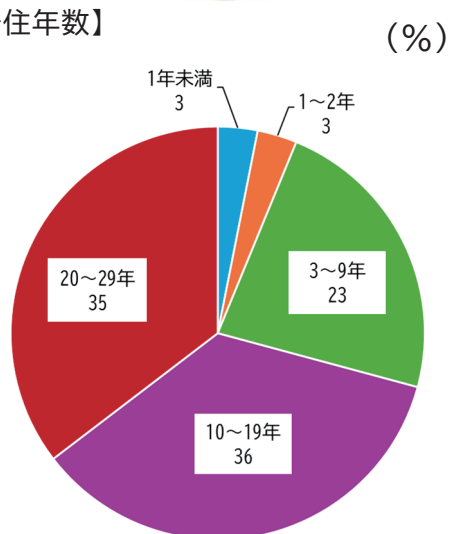
【世帯数構成】



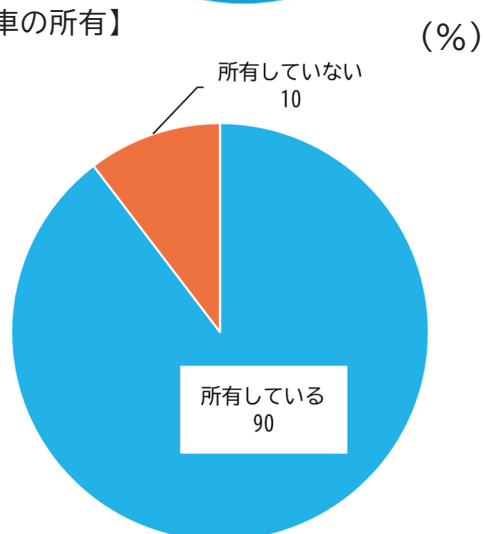
【居住形態】



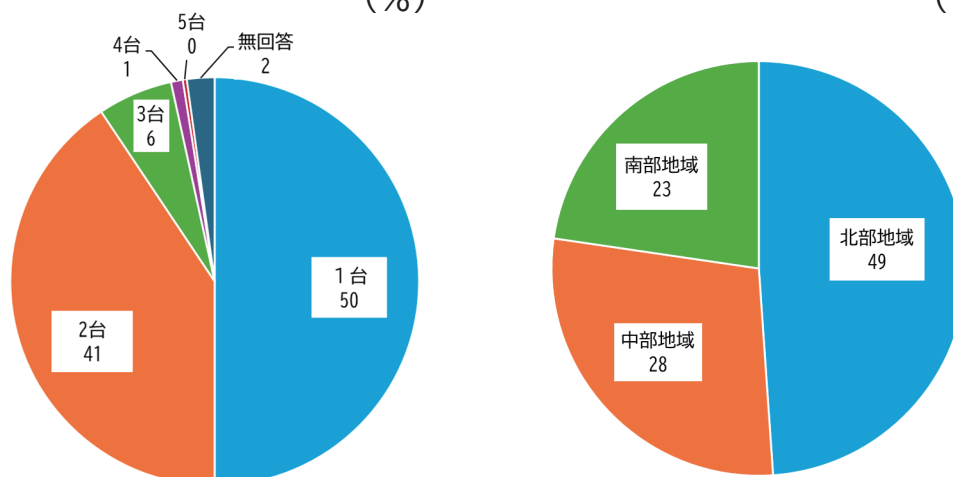
【居住年数】



【車の所有】



【車の所有台数】 (%) 【居住地域】※ (%)



※北部地域（大針区、学園中央区、細田山区、羽貫区、小針新宿区、小針内宿区、光ヶ丘区）

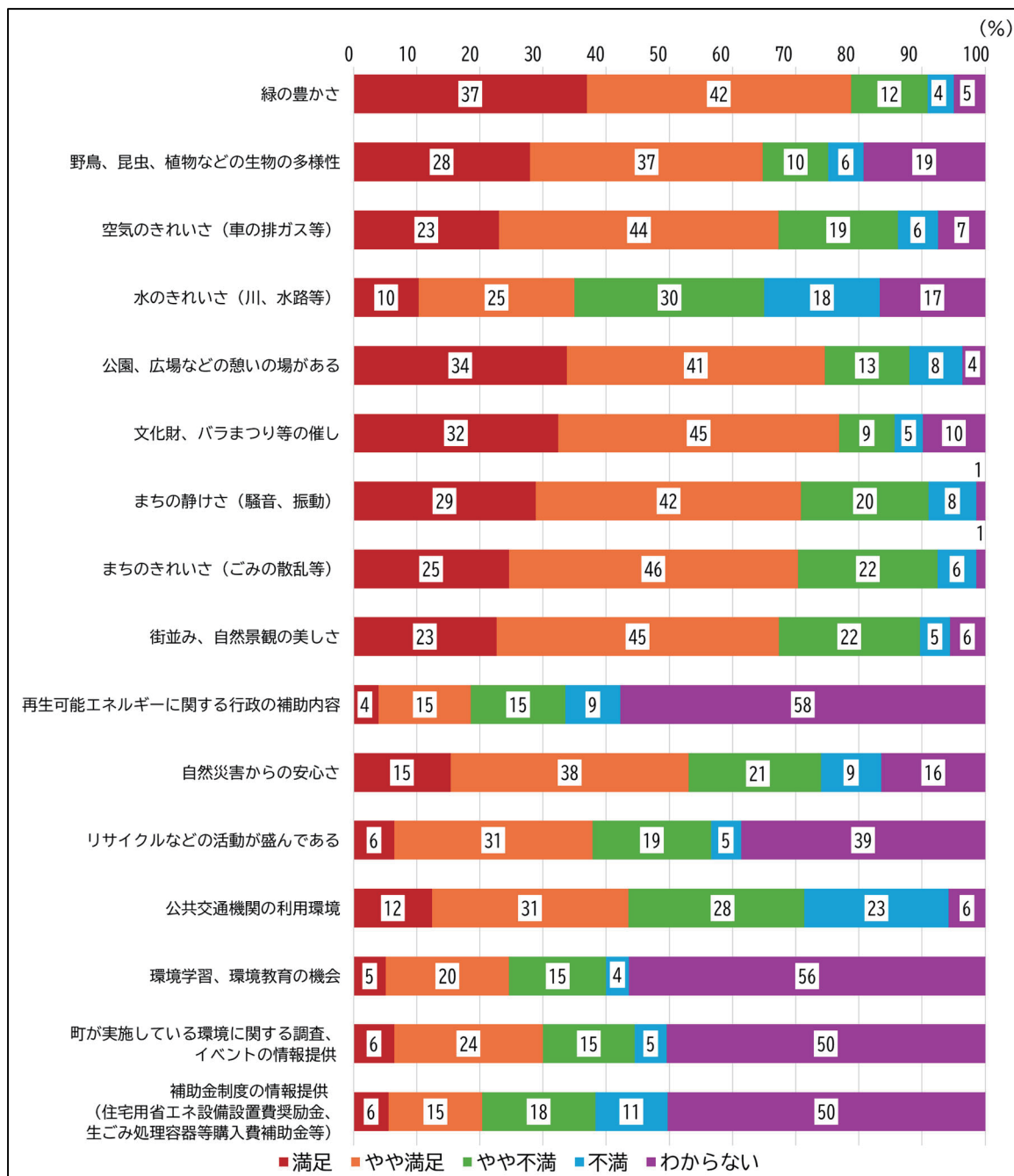
中部地域（志久区、南本区、北本区、中央区、小貝戸区、柴中荻区、若榎区、大山区）

南部地域（丸山区、下郷区、綾瀬東区、綾瀬南区、綾瀬北区、栄南区、栄中央区、栄北区）

●地域の環境への満足度、重要度についてお伺いします。

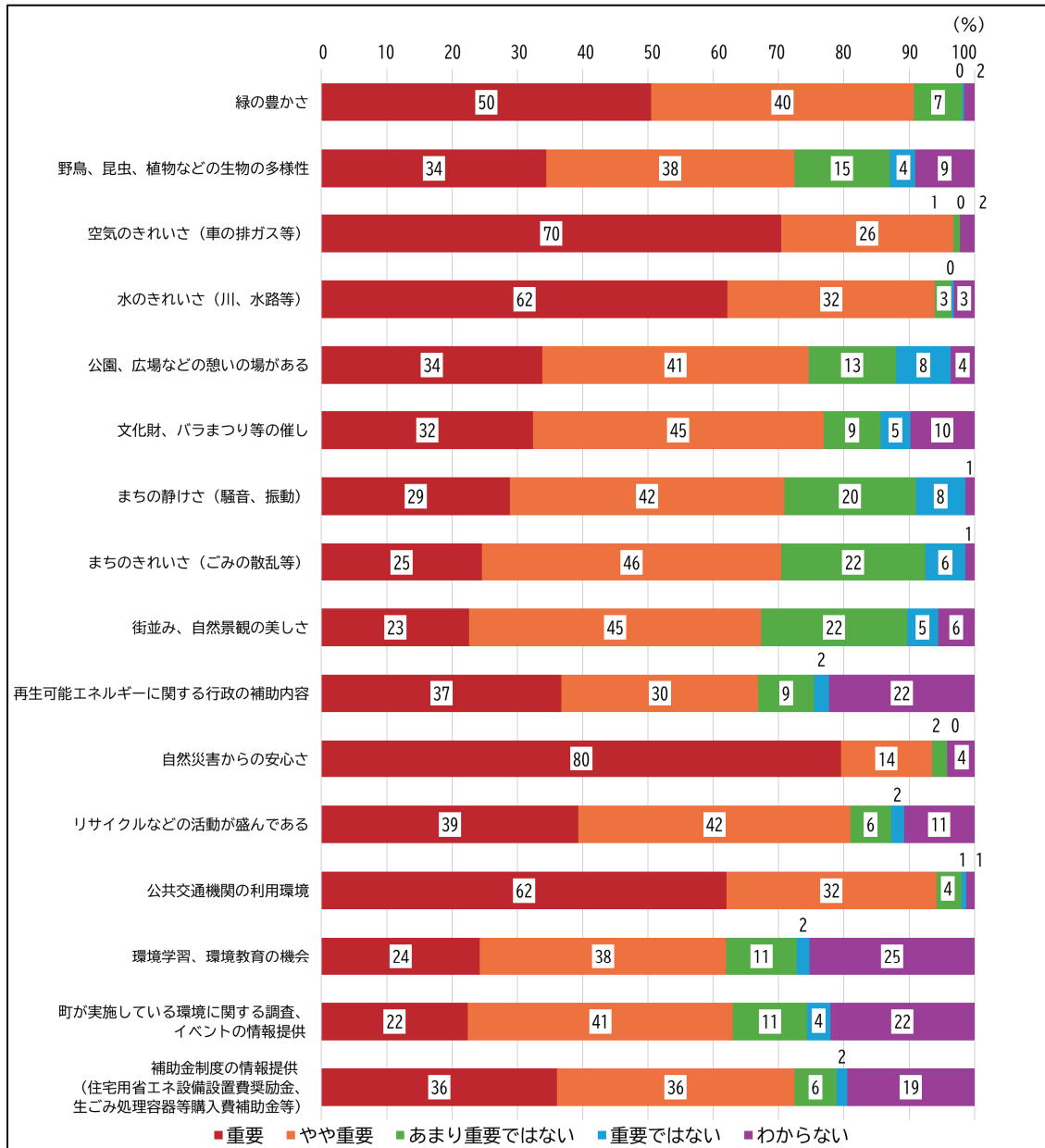
問1 あなたがお住まいの周辺環境の満足度、重要度についてお答えください。

【満足度】



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

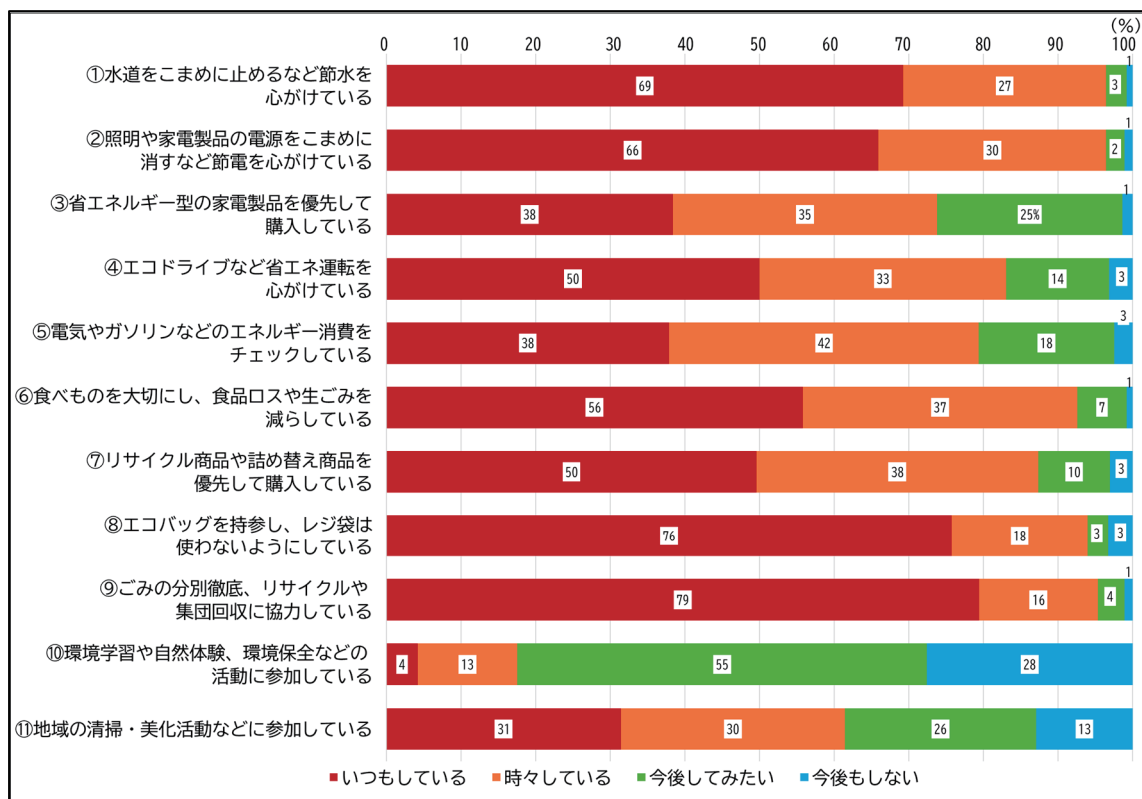
【重要度】



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

●環境に配慮した取り組み（行動や活動）についてお伺いします。

問2 あなたが、環境に配慮している取り組み（行動や活動）についてお答えください。



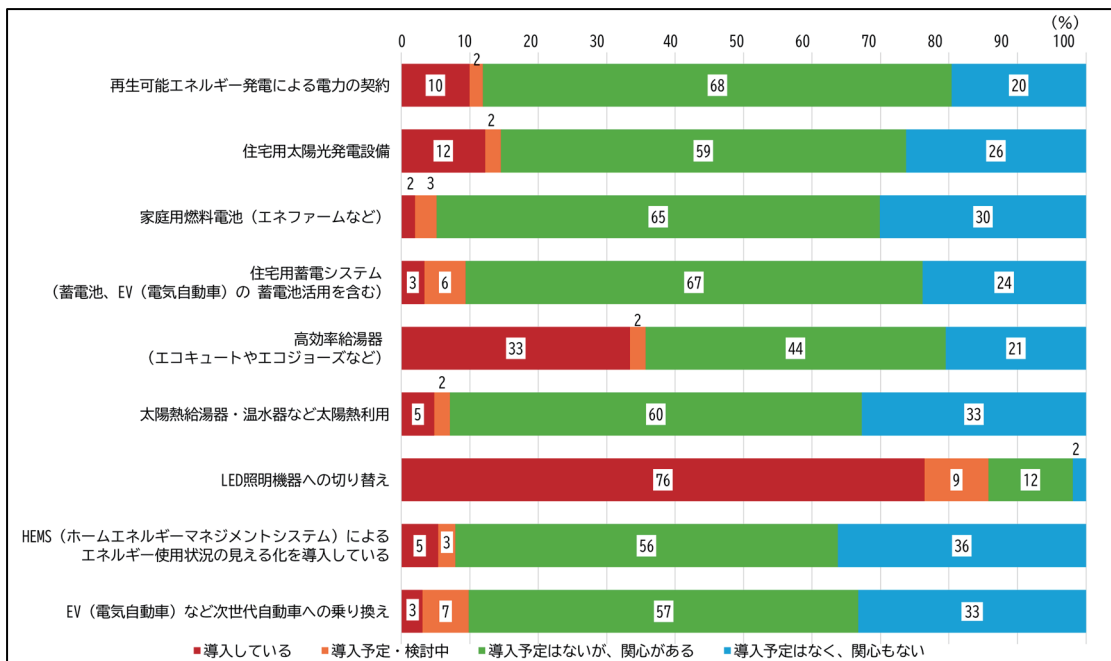
※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

問3 問2の内容のうち、取り組みにおいて支障となっていることがある場合、その理由をお教えてください。

②に対する回答	・ 子供が意識していない ・ 情報が少ない
③に対する回答	・ 買替えのコストバランスが悪い ・ 賃貸のため ・ 補助金がない ・ 情報が少ない
④に対する回答	・ 燃費をチェックする機能がない ・ 情報が少ない
⑤に対する回答	・ 節約しても料金が上がっているため、意味がない
⑧に対する回答	・ レジ袋はゴミ袋として利用できる
⑨に対する回答	・ ゴミの分別ができていない人がある ・ ゴミ置き場が少ない ・ 情報が少ない ・ 分別が細かすぎる
⑩に対する回答	・ 情報が少ない ・ 高齢のため ・ 講座がない ・ 仕事のため
⑪に対する回答	・ 仕事のため ・ 交流がない ・ 高齢のため ・ 補助金がない ・ 夏日、冬日に催しがあっても参加したくない

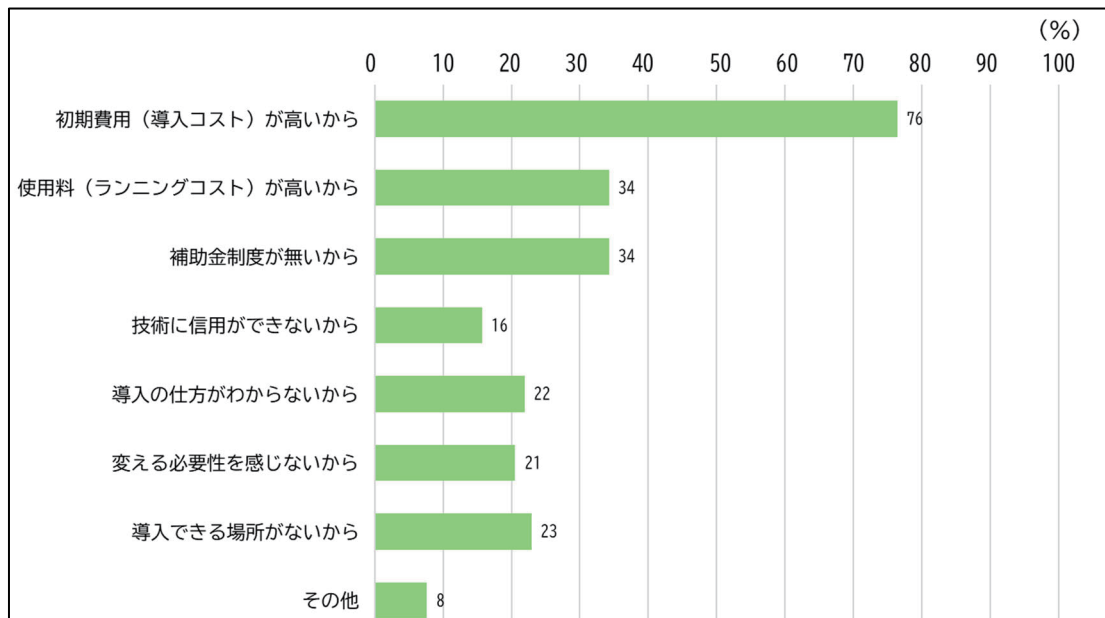
●省エネルギー設備等の導入（利用）に関する状況についてお伺いします。

問4 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入（利用）状況について、お答えください。



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

問5 問4の設備等について、導入（利用）する上での支障は何ですか。（複数回答可）



【その他の回答】

- ・省エネ設備の廃棄問題、環境負荷のため
- ・賃貸のため
- ・年齢のため
- ・情報が少ない

問6 町では、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、

- ①ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）
- ②定置用リチウムイオン蓄電池システム
- ③家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
- ④グリーンカーテン
- ⑤高断熱窓

を既存住宅に設置する方へ奨励金を交付しています。

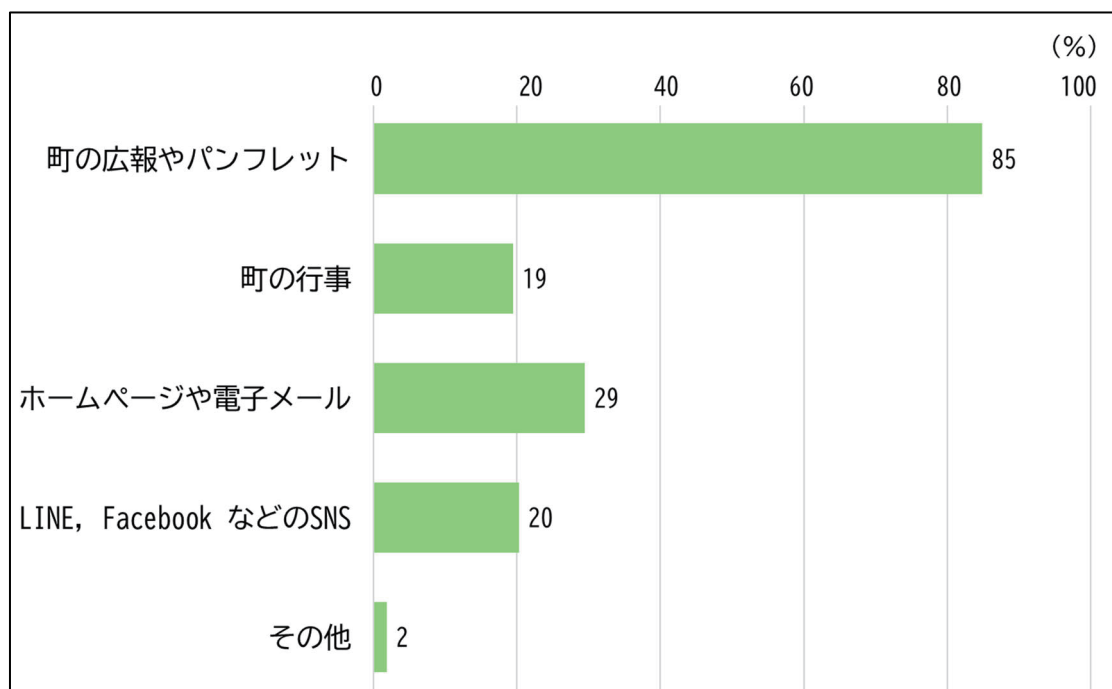
上記の設備以外に、町から奨励金があると導入しやすい設備は何ですか。

- ・雨水を利用するシステム
- ・EV車への乗り換え、充電システム設置
- ・住宅用太陽光発電設備、畜電池
- ・三重窓(断熱、遮熱)
- ・生ゴミ再生機器
- ・節水型の水道蛇口やシャワーヘッド、節水トイレなど、一般家庭が広く導入できるもの
- ・家庭菜園補助

●あなたの環境政策に対する関心についてお伺いします。

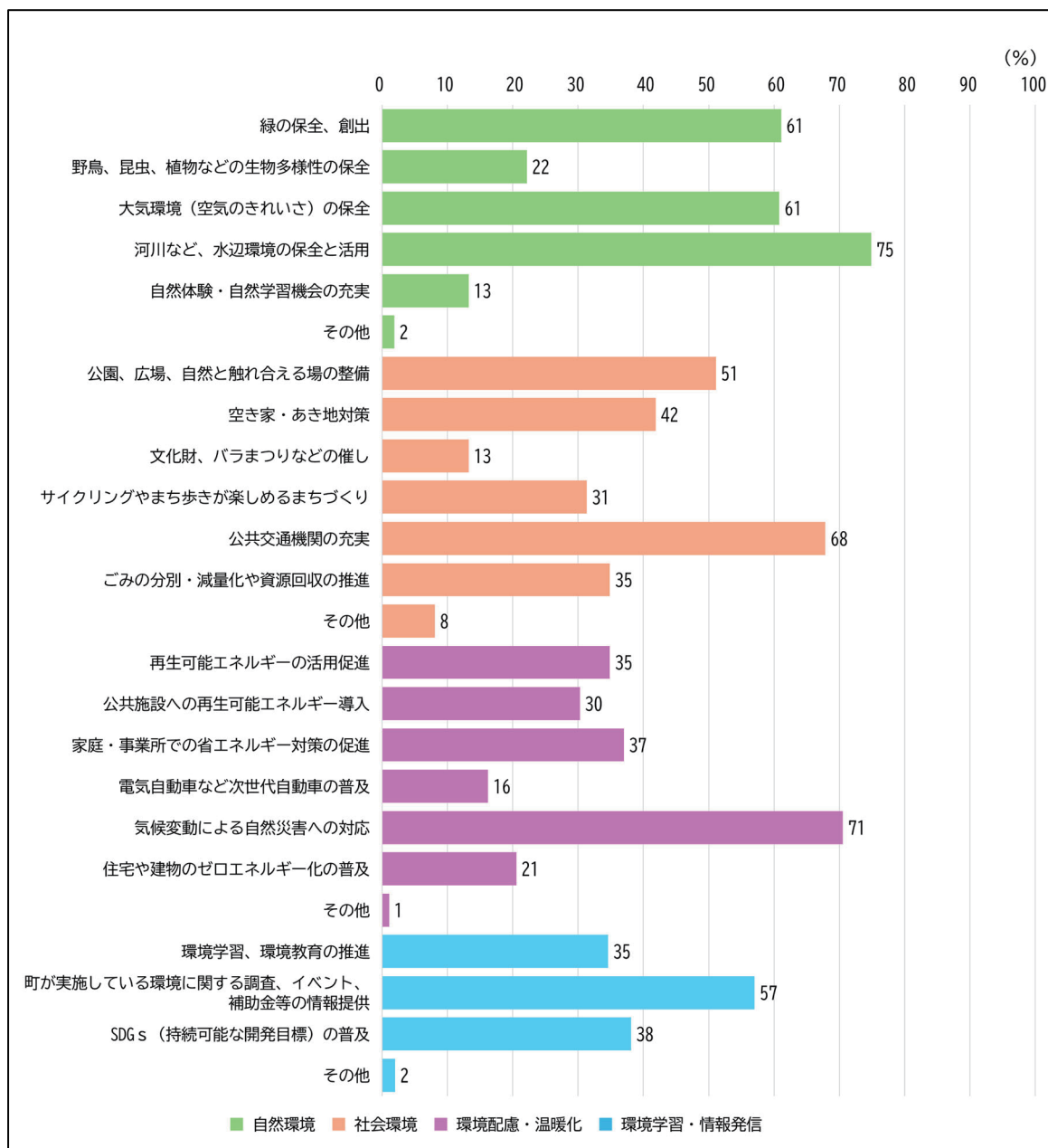
問7 現在、町の環境に関する情報を得るために、どのような方法で入手していますか。

次の中からあてはまるものを全て選び、○をつけてください。



●今後、町が重点的に（優先して）取り組んでいく必要があると思うことについて
お伺いします。

問8 以下の各分野において、それぞれ3つ以内（＜■環境学習・情報発信＞は2つ以内）で選び、○をつけてください。

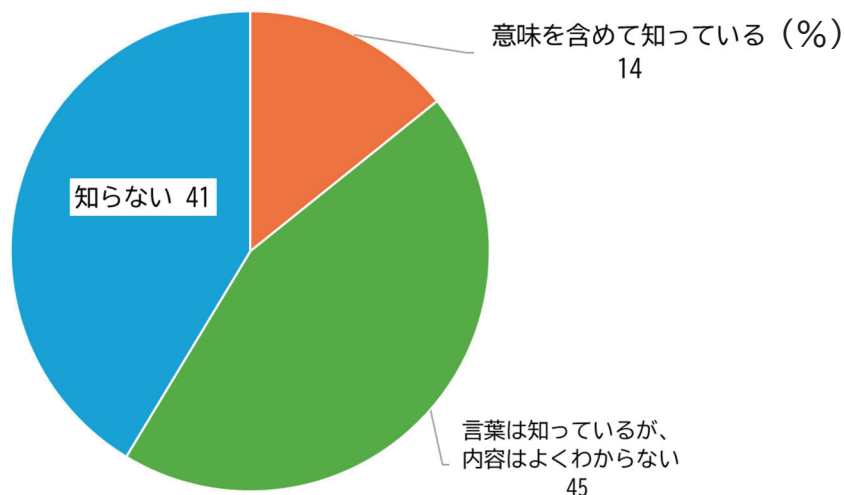


●気候変動についてお伺いします。

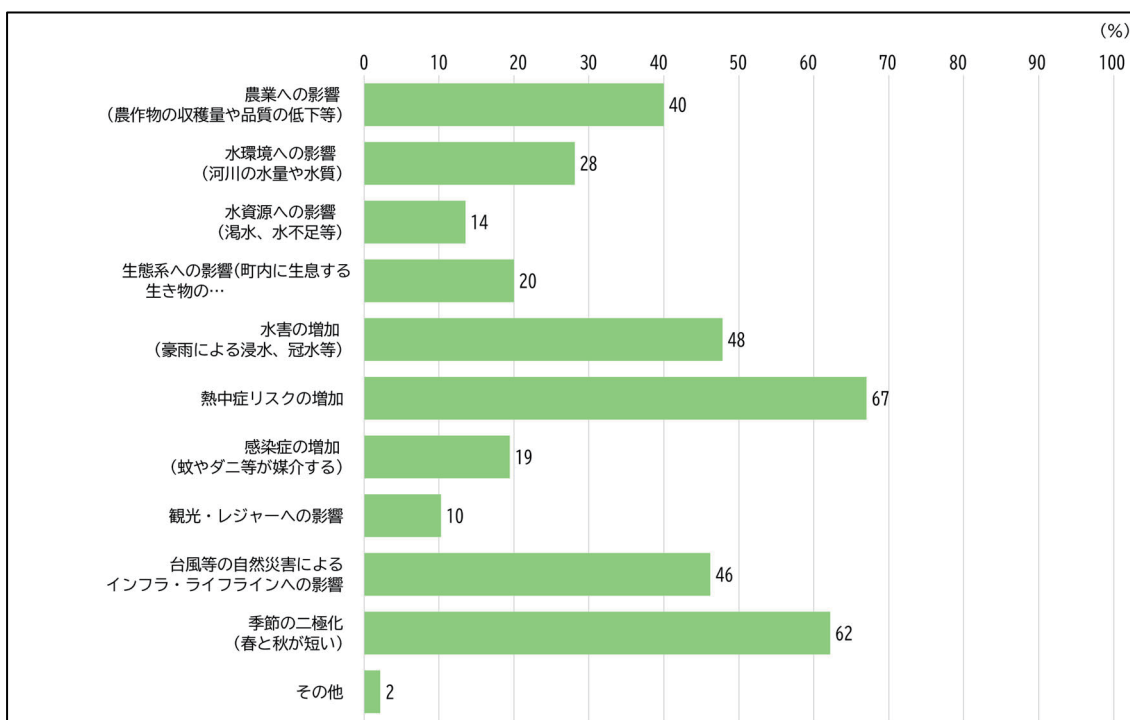
問9 伊奈町では「第3次伊奈町環境基本計画」において、「気候変動の影響への適応策」を検討しています。

あなたは気候変動における「適応策」と「緩和策」という言葉をご存知ですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。



問10 あなたが伊奈町で生活をしている中で、気候変動の影響を受けていると感じることがあれば教えてください。



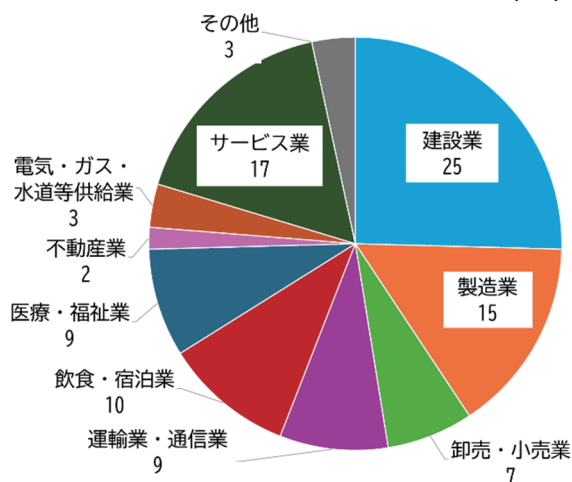
その他の回答

・夏が暑すぎる ・体調不良が増えた ・水がおいしくない

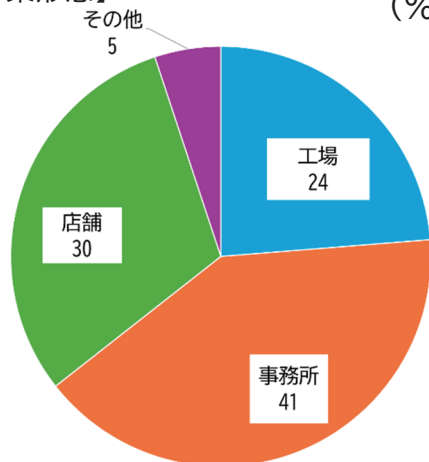
(2)事業者アンケート

貴事業所についてお伺いします。

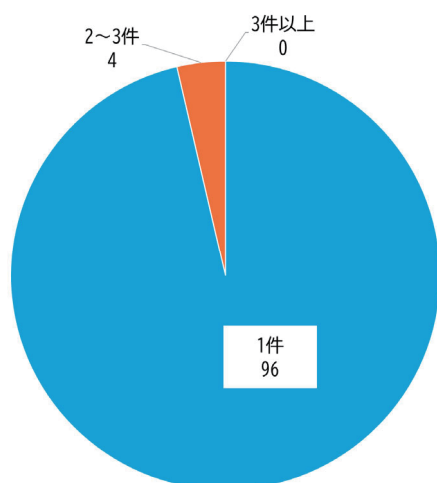
【業種】 (%)



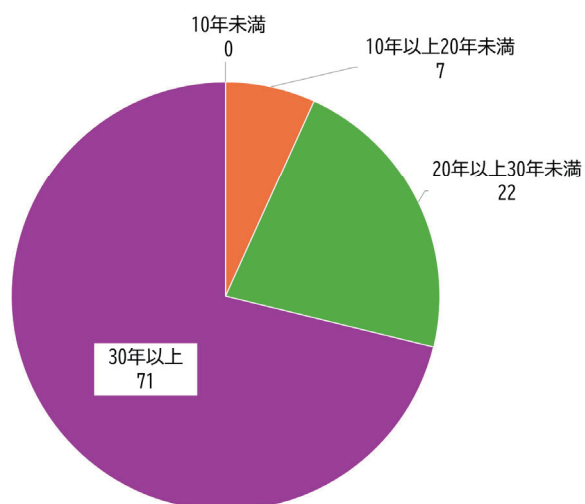
【事業形態】 (%)



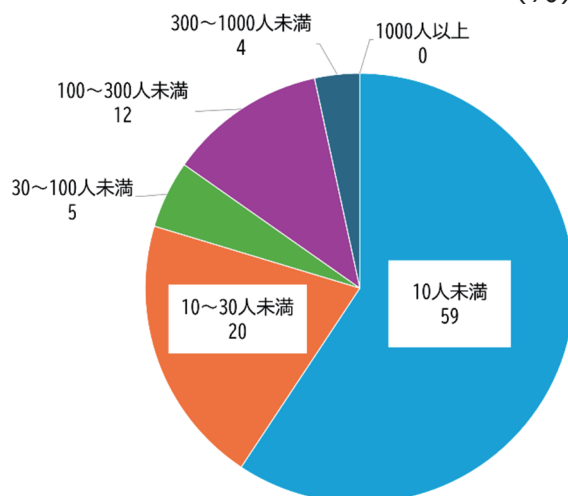
【町内事業者数】 (%)



【伊奈町在所年数】 (%)



【従業員数】 (%)

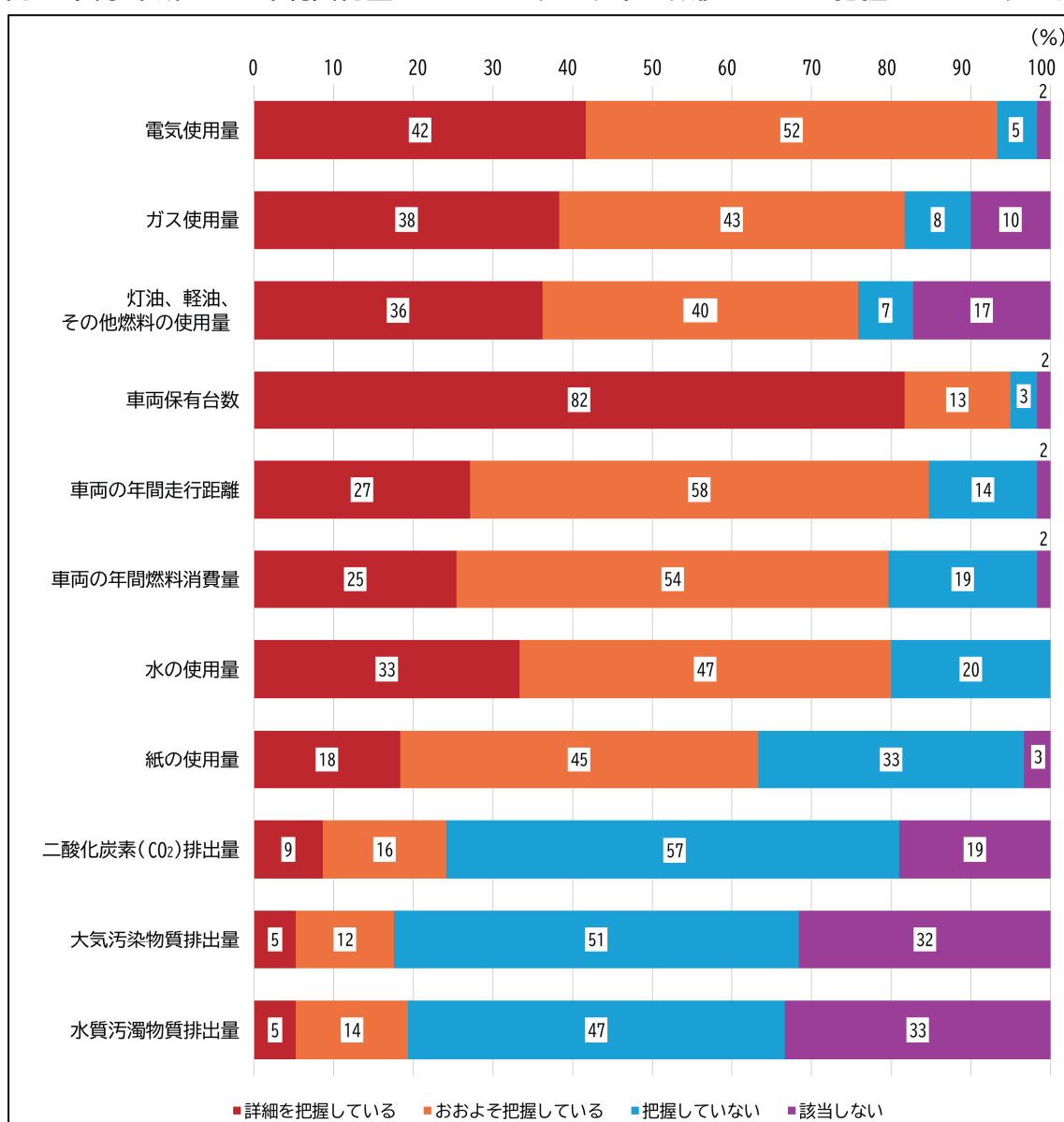


【環境に関する認証取得や登録などを実施または予定】

- ・埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度
- ・ISO14001 認定取得
- ・グリーン物流パートナーシップ
- ・ISCC PLUS 認証
- ・SBT イニシアチブの認定

●環境負荷への実態把握についてお伺いします。

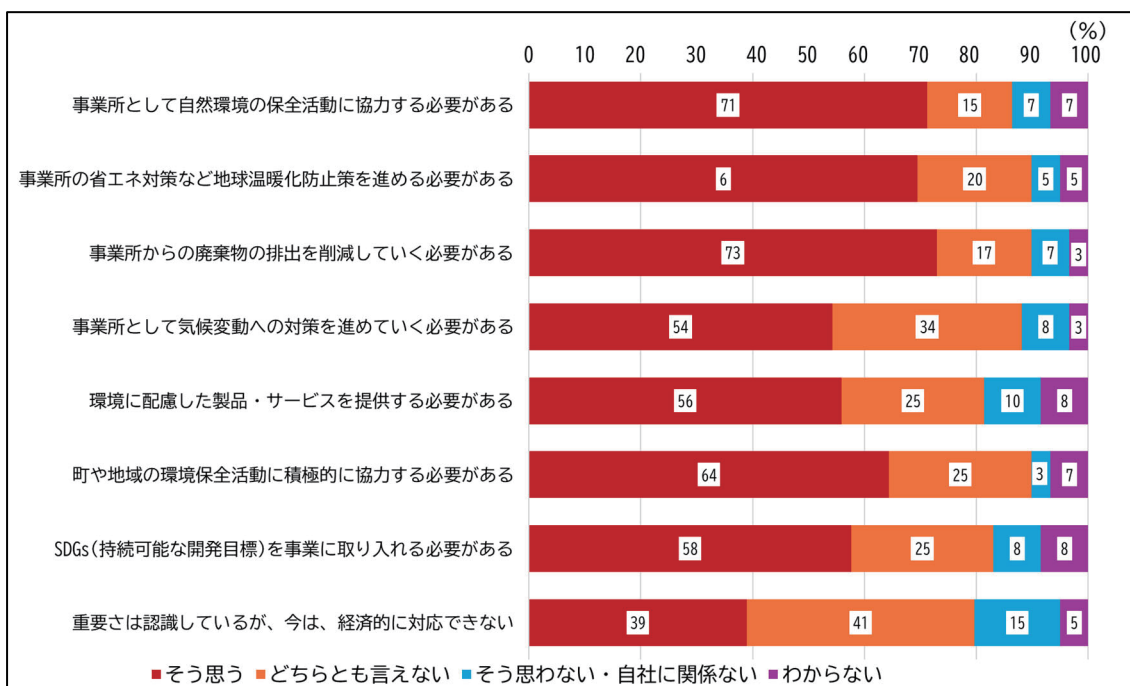
問1 貴事業所では、環境負荷量をはじめとする以下の数値について把握していますか。



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

●環境保全等への貴事業所の考えについてお伺いします。

問2 環境保全等への貴事業所の考えについて、お答えください。

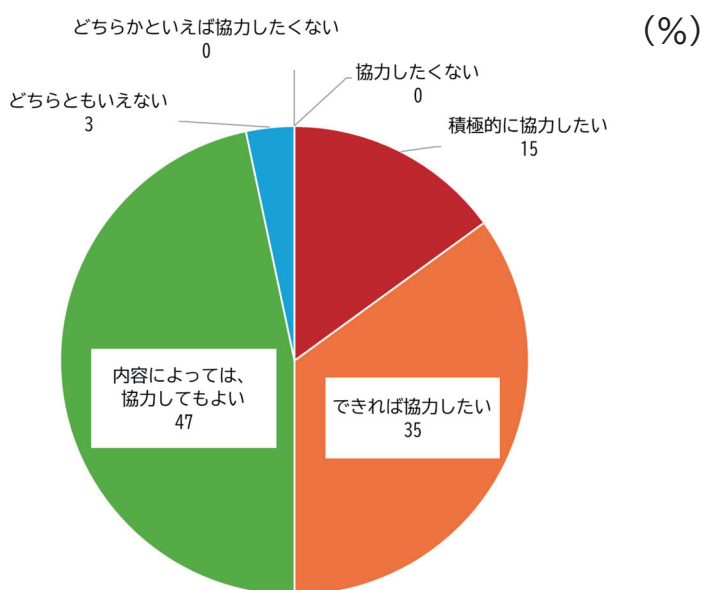


※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

●今後、環境保全を進めていく上で配慮することについてお伺いします。

問3 伊奈町のより良い環境づくりのための施策への協力について、どのようにお考えですか。

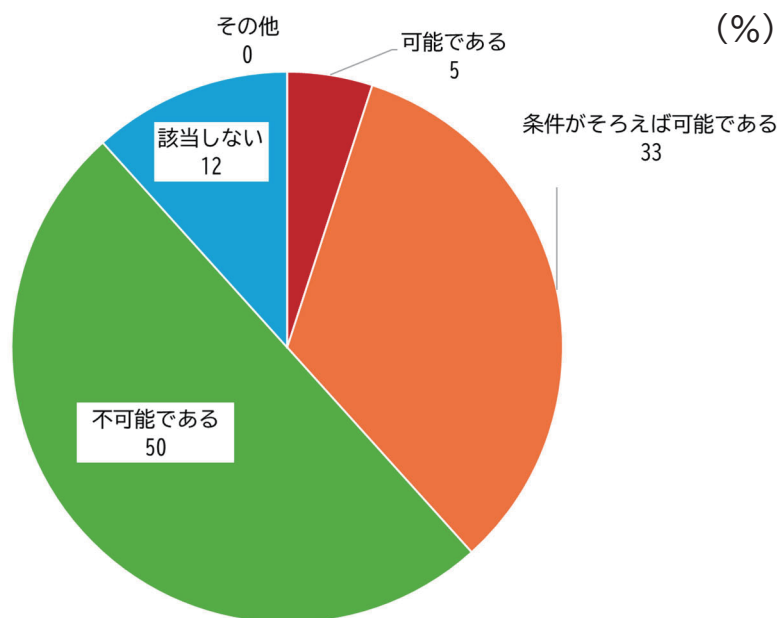
次の中からあてはまるものを1つ選び、○をつけてください。



●従業員の自家用車の利用の考え方についてお伺いします。

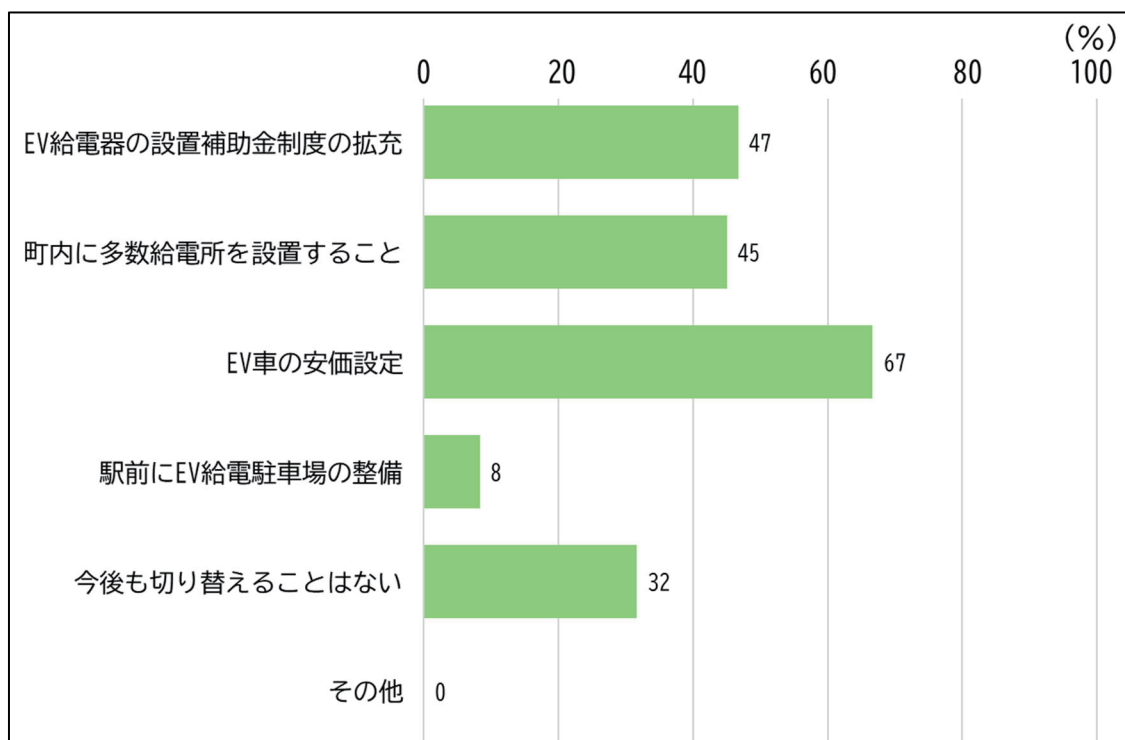
問4 現在、従業員の通勤など自家用車の利用をされている場合、自転車や公共交通機関等へ切り替えることを促進することは可能ですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。



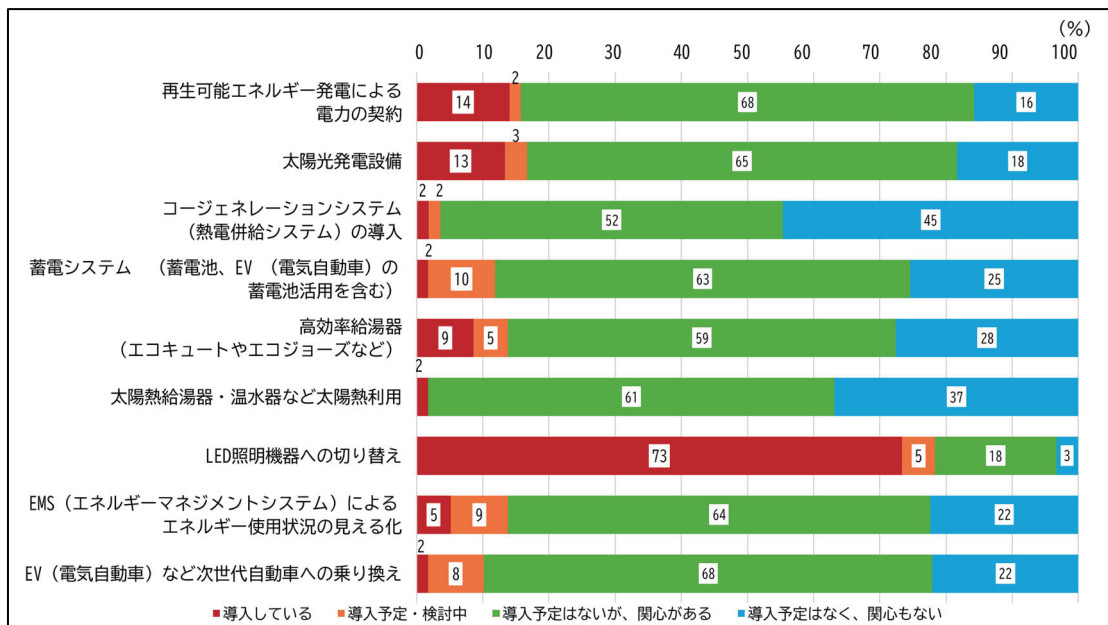
問5 通勤に自家用車を使う場合、EV（電気自動車）利用を推奨して取り組むとしたら、それを容易にする条件は、どのようなことですか。

次の中からあてはまるものを全て選び、その番号に○をつけてください。



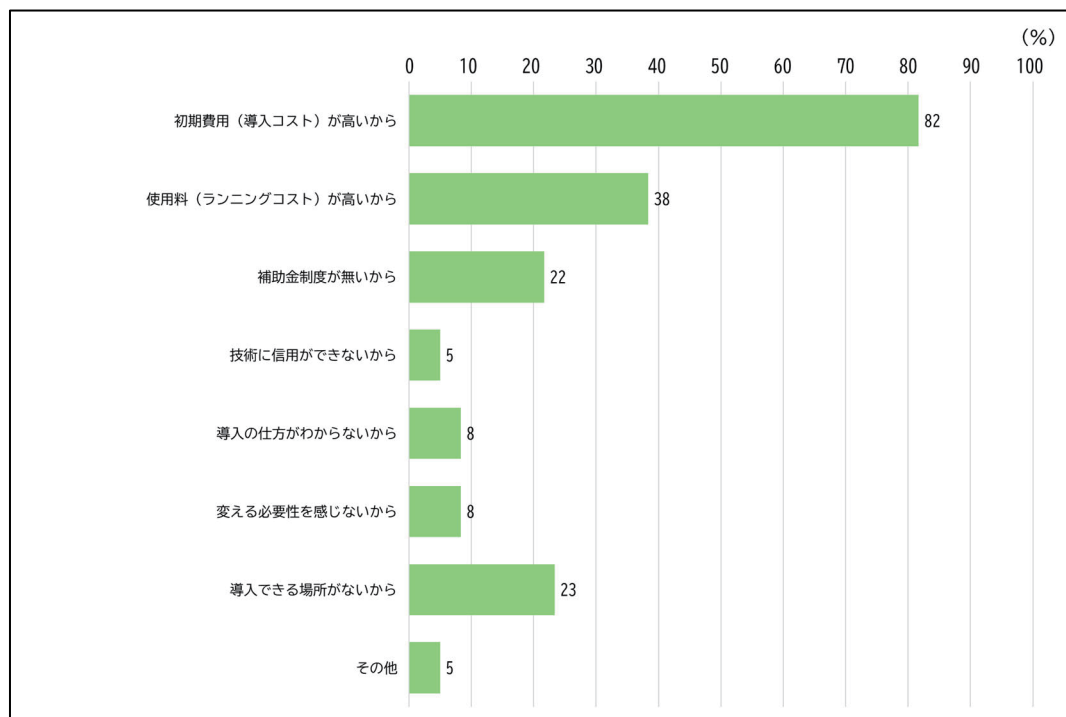
●省エネルギー設備等の導入（利用）に関する状況についてお伺いします。

問6 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入（利用）状況について、お答えください。



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

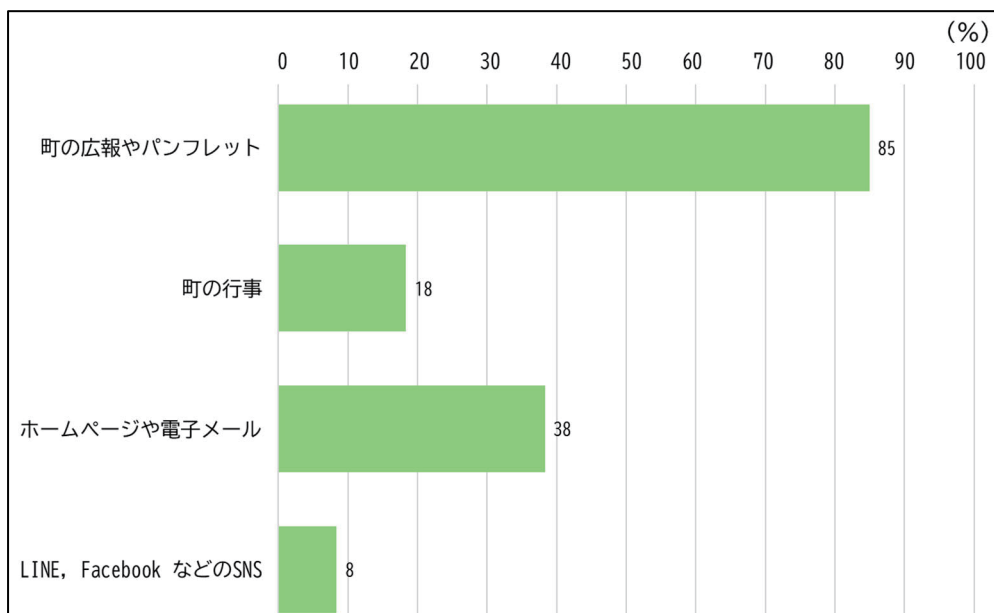
問7 問6の設備等について、導入（利用）する上での支障は何ですか。（複数回答可）



【その他の回答】 ・ 現在導入の予定がない

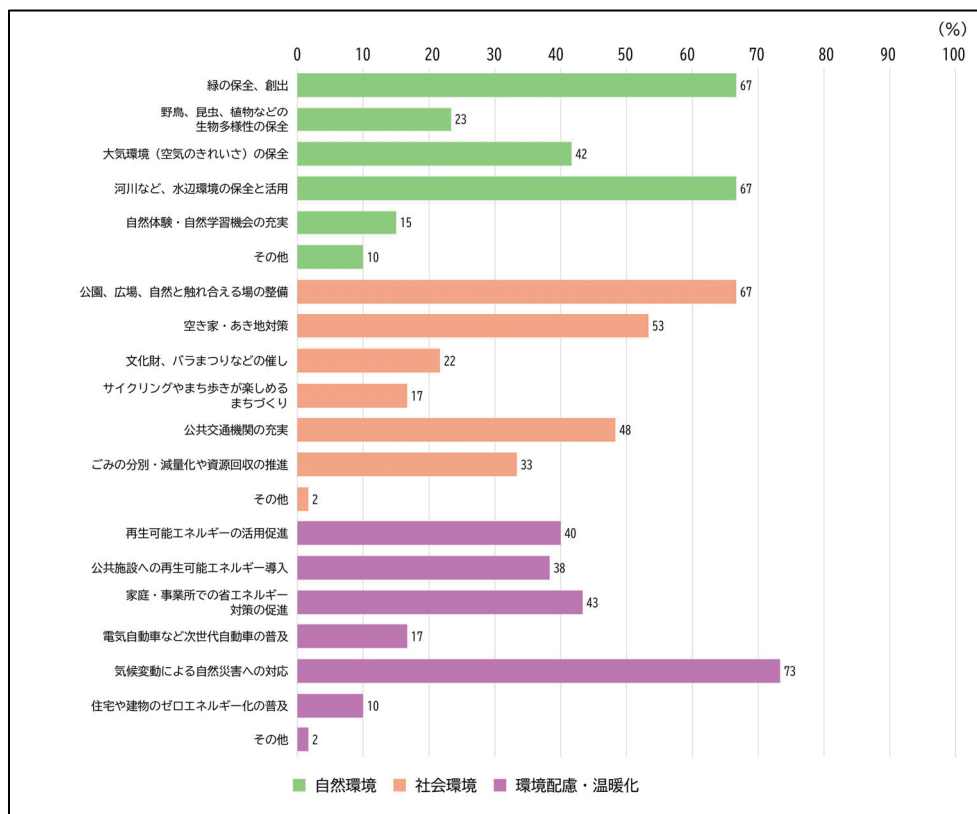
●環境政策に対する関心についてお伺いします。

問8 現在、町の環境に関する情報を得るために、どのような方法で入手していますか。
次の中からあてはまるものを全て選び、○をつけてください。



●今後、町が重点的に（優先して）取り組んでいく必要があると思うことについてお伺いします。

問9 以下の各分野において、それぞれ3つ以内で選び、○をつけてください。

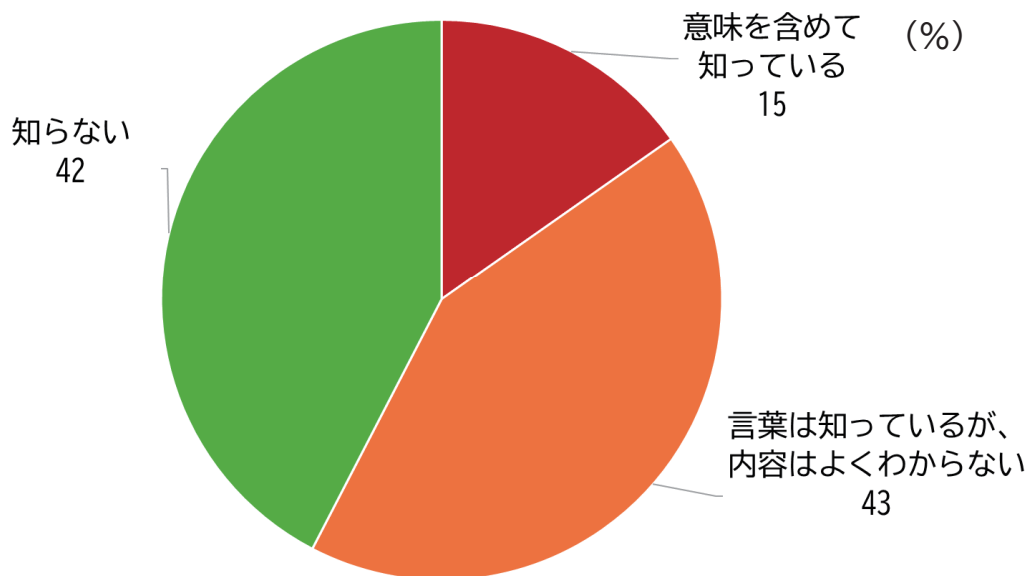


●気候変動についてお伺いします。

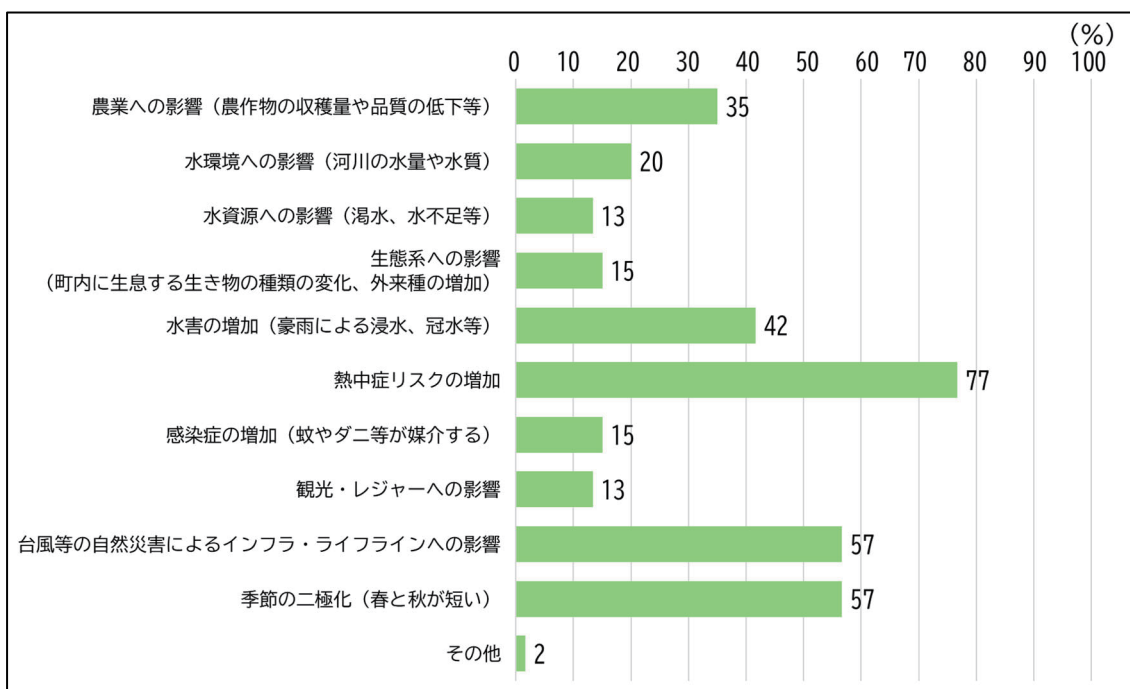
問10 伊奈町では「第3次伊奈町環境基本計画」において、「気候変動の影響への適応策」を検討しています。

貴事業所は気候変動における「適応策」と「緩和策」という言葉をご存知ですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。



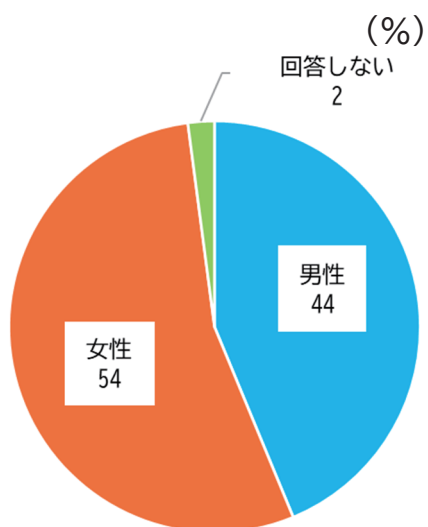
問11 貴事業所が伊奈町で事業活動をしている中で、気候変動の影響を受けていると感じることがあれば教えてください。(複数回答可)



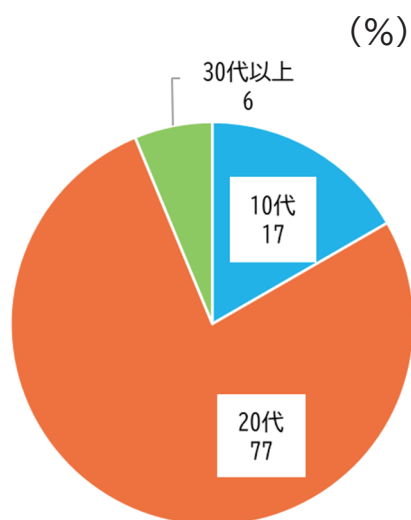
(3)日本薬科大学アンケート

本アンケートを回答する方についてお伺いします。

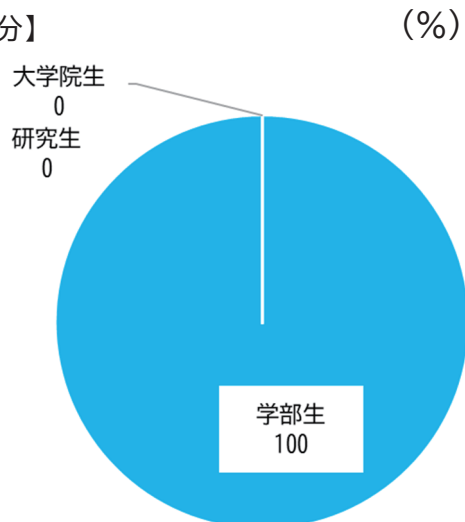
【性別】



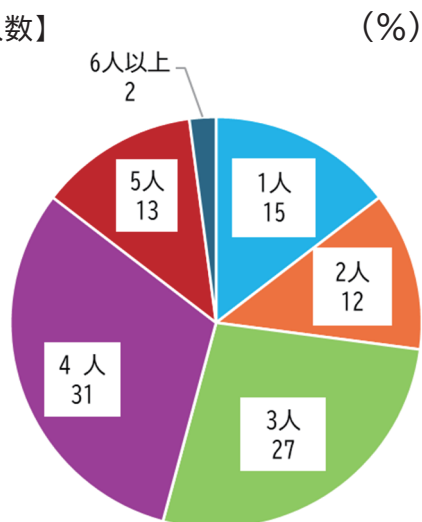
【年齢】



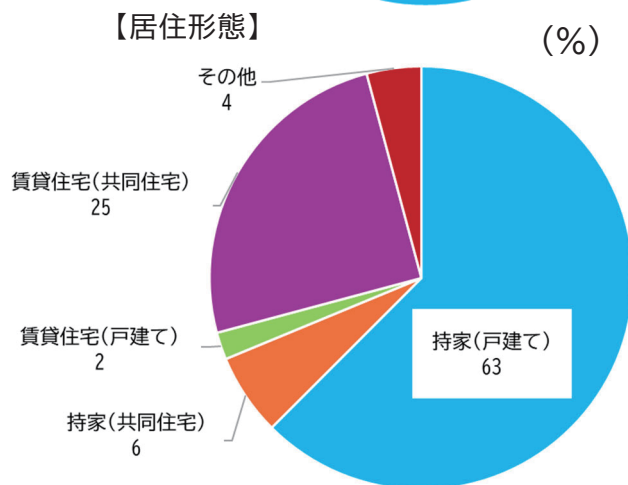
【身分】



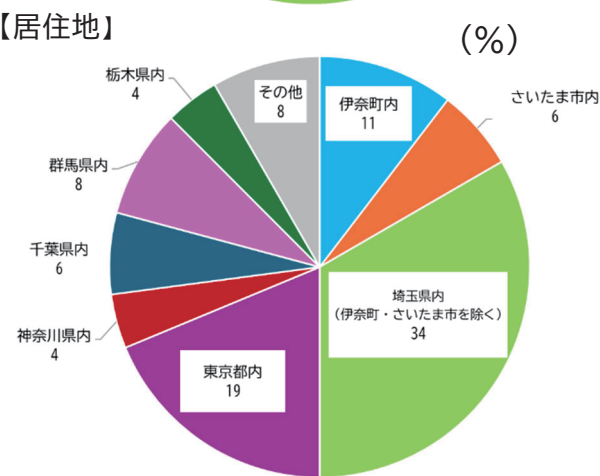
【世帯人数】



【居住形態】

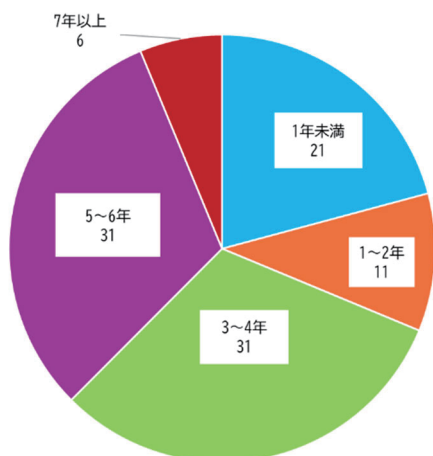


【居住地】



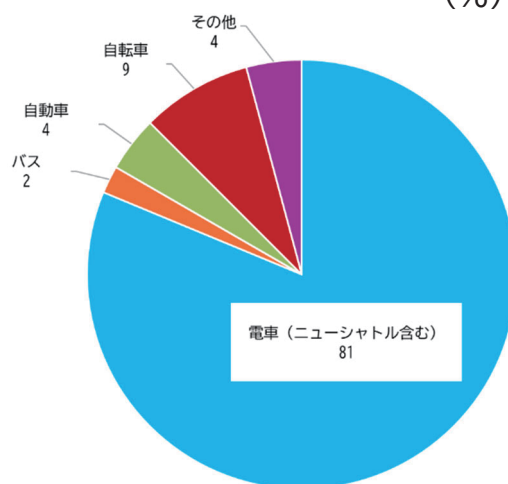
【通学年数】

(%)



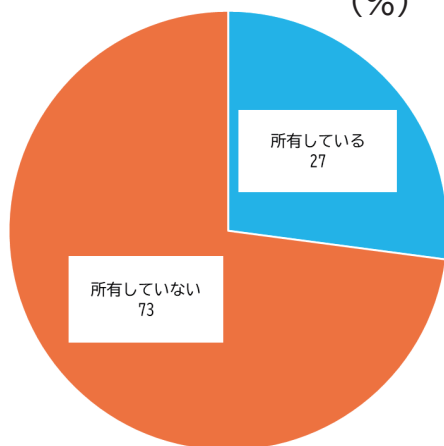
【通学形態】

(%)



【車の所有】

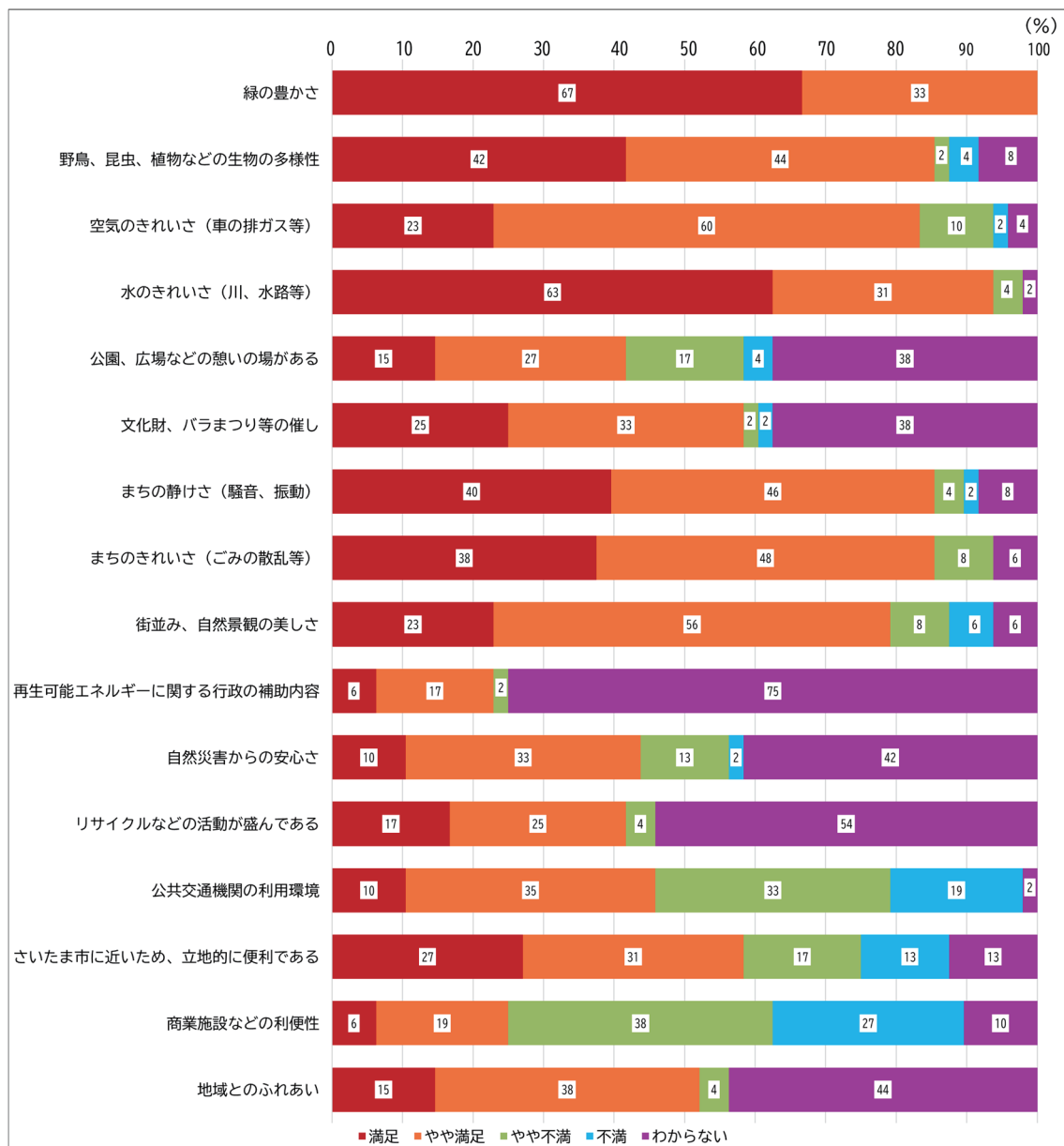
(%)



●地域の環境への満足度、重要度についてお伺いします。

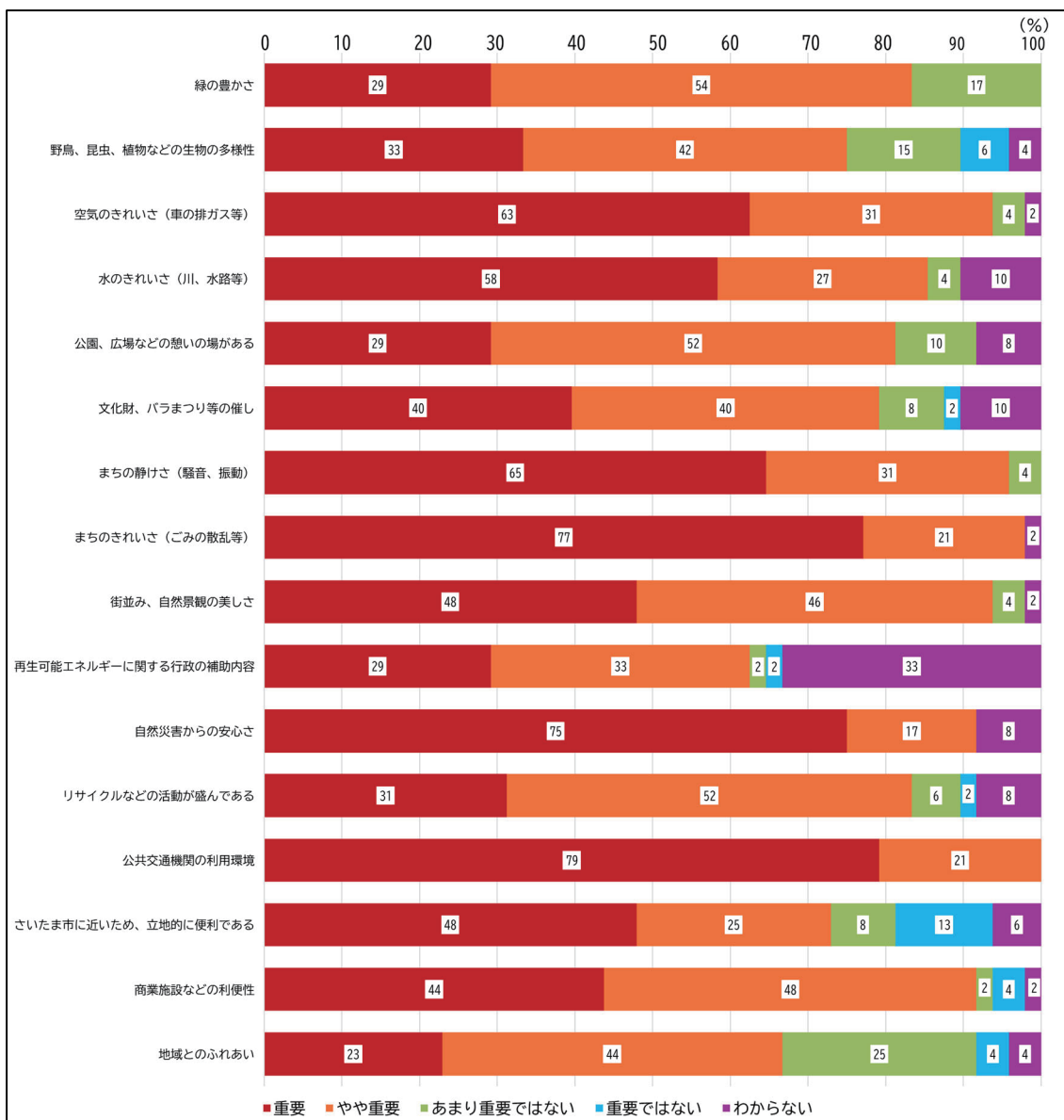
問1 さいたまキャンパスがある伊奈町の環境に対する満足度、重要度についてお答えください。

【満足度】



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

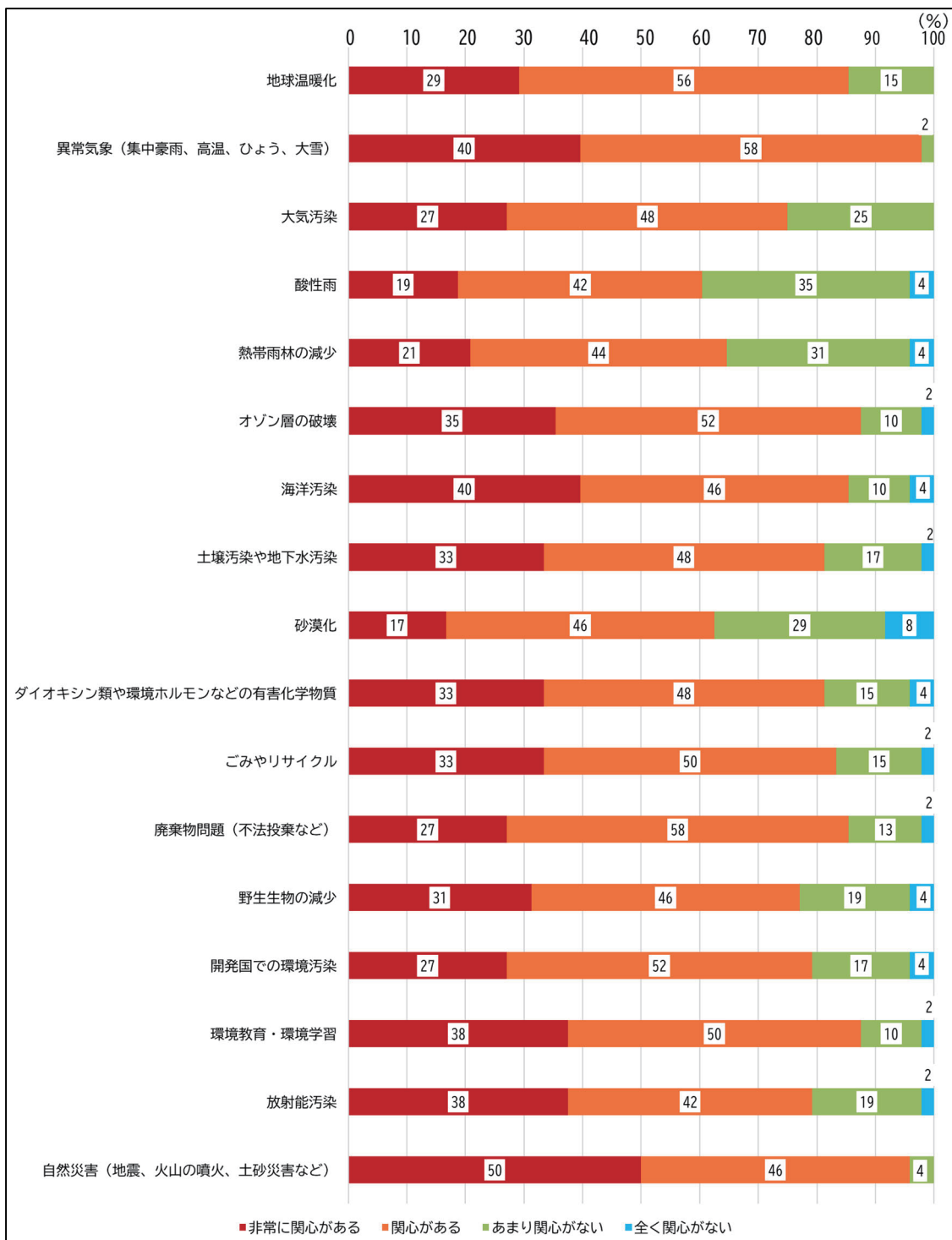
【重要度】



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

●あなたの環境に対する関心と伊奈町の環境施策についてお伺いします。

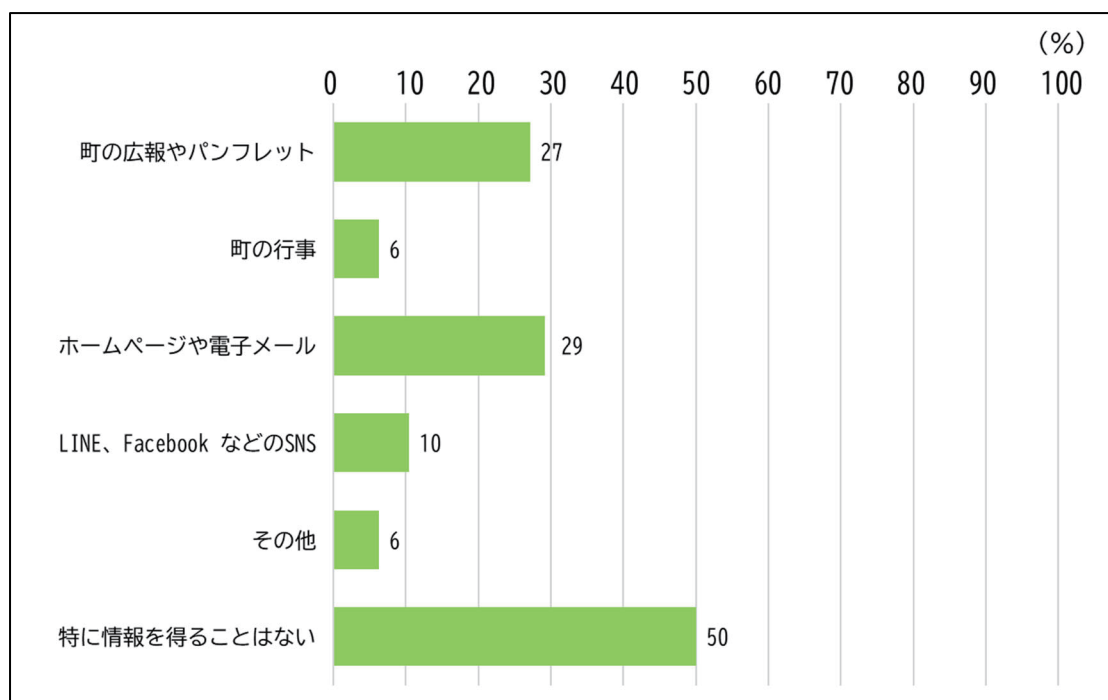
問2 地球環境問題をはじめとする、様々な環境に対するあなたの関心の度合いを教えてください。



※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

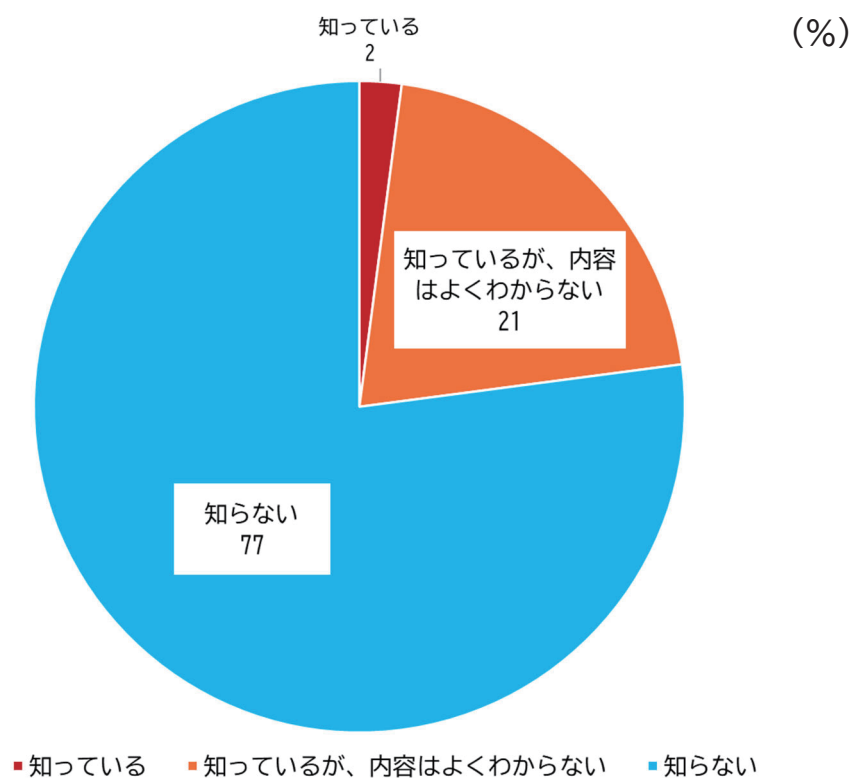
問3 現在、伊奈町の環境に関する情報を得るために、どのような方法で入手していますか。

次の中からあてはまるものを全て選び、その番号に○をつけてください。



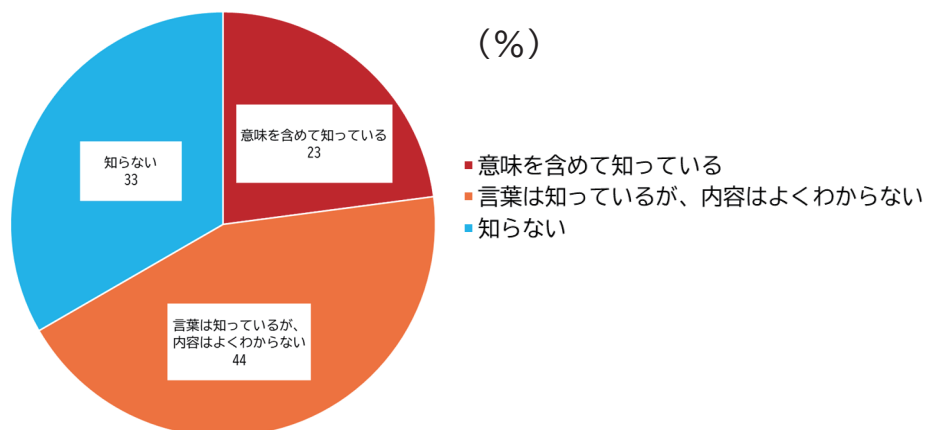
問4 伊奈町では「環境基本計画」を策定していますが、あなたは、ご存知ですか。

次の中からあてはまるものを 1 つ選び、その番号に○をつけてください。



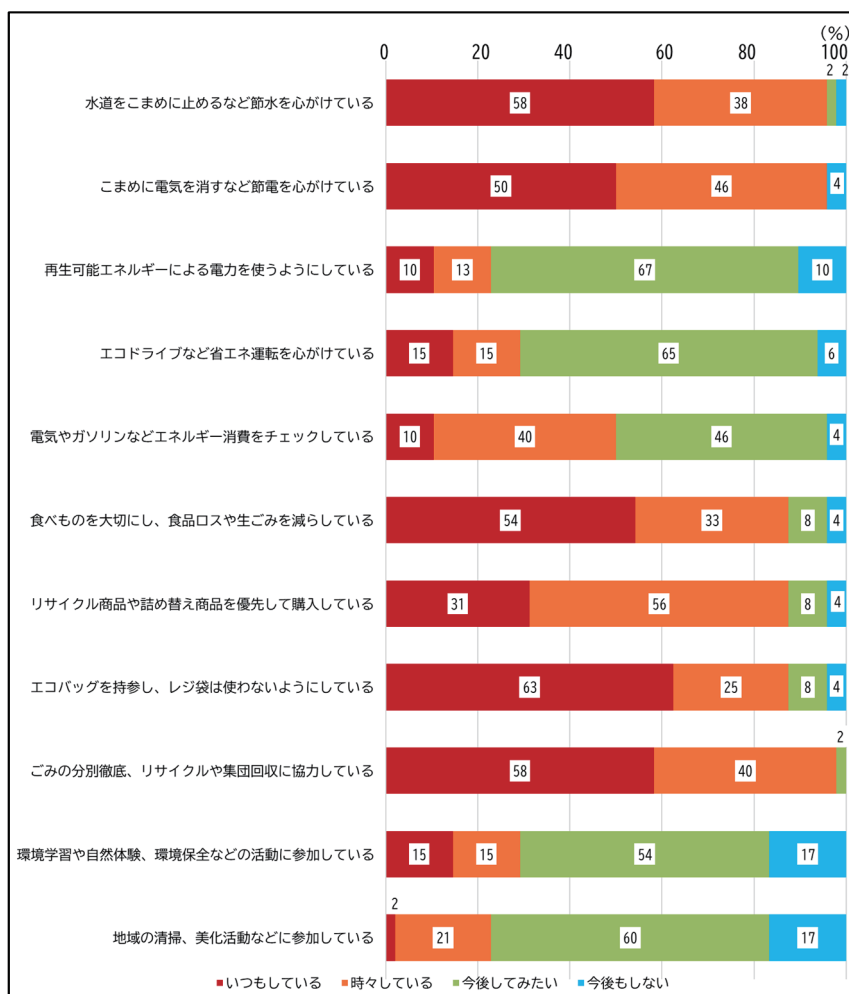
問5 伊奈町では次期の「環境基本計画」において、「気候変動の影響への適応策」を検討していますが、あなたは気候変動における「適応策」と「緩和策」という言葉をご存知ですか。

次の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。



●環境保全に関する取り組みについてお伺いします。

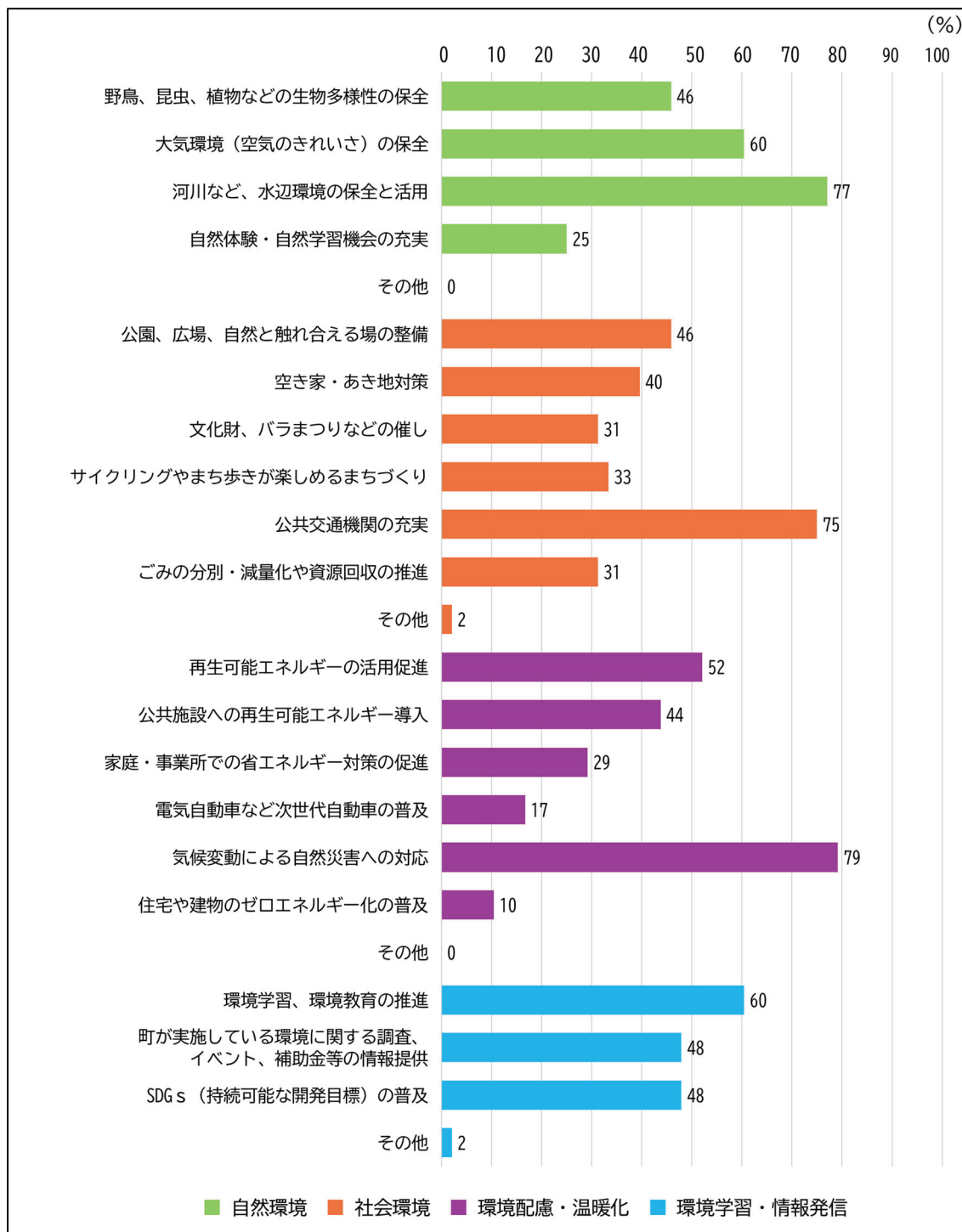
問6 あなた自身の環境保全に関する取り組み（行動や活動）について、お答えください。



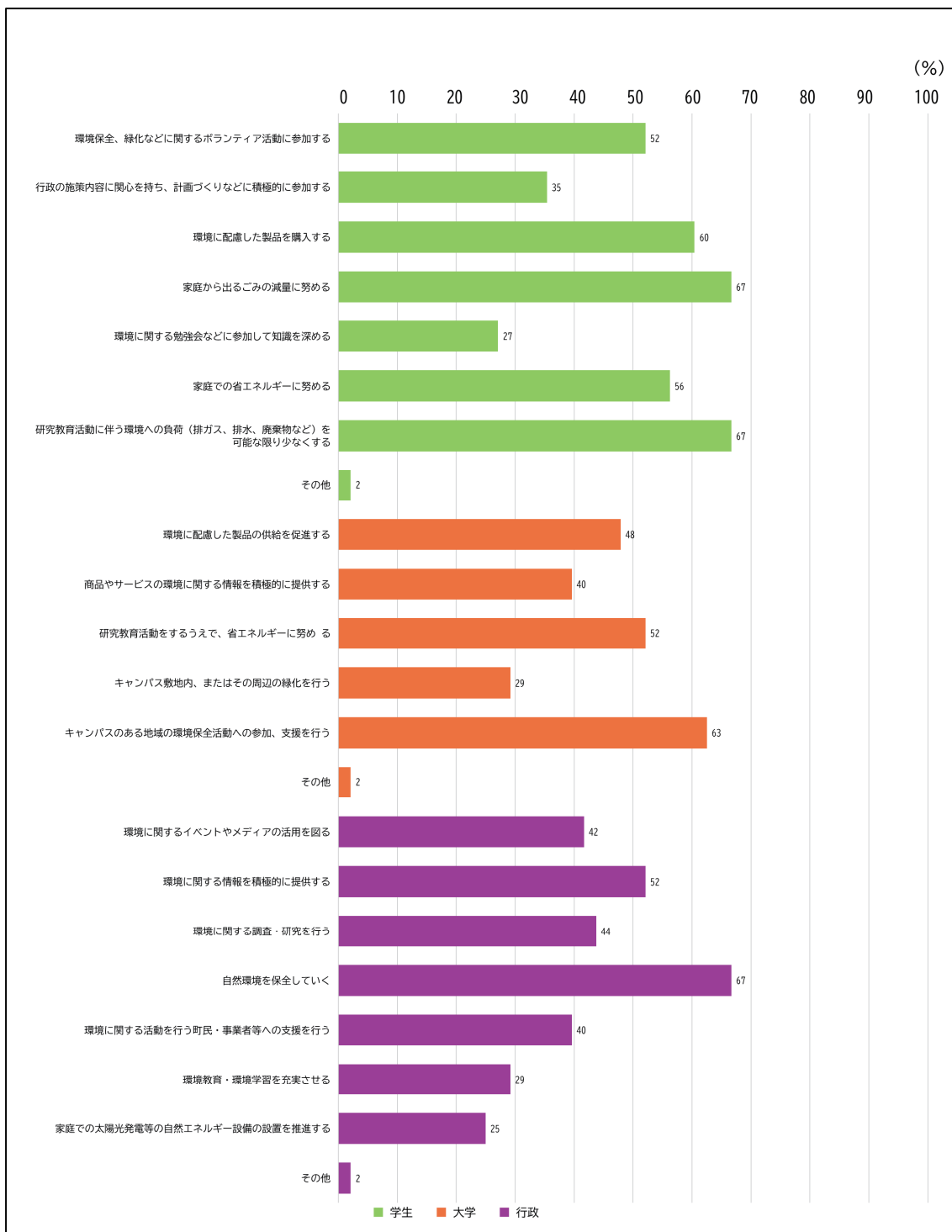
※各数値は四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある。

●今後、町が重点的に（優先して）取り組んでいく必要があると思うことについてお伺いします。

問7 以下の各分野において、それぞれ3つ以内（＜■環境学習・情報発信＞は2つ以内）で選び、○をつけてください。



問8 環境をより良くしていくために、学生・大学・行政それぞれが、今後行った方がよいと思うことは何ですか。重要と思われるものをそれぞれ3つ選び、あてはまる番号に○をつけてください。



9 用語集

ア行

用 語	説 明
アイドリングストップ	信号待ちや渋滞などで一時的に車が停止している間、手動あるいは自動的にエンジンを停止させることです。燃費向上や排出ガス削減効果が期待されています。
空き家バンク	自治体が中心となって空き家の情報を一括管理・公開する制度のことです。地域の空き家所有者から売却・賃貸に関する情報を募り、利用希望者に物件の紹介を行います。空き家の有効活用により、定住促進による地域の活性化を図ることなどを目的とします。
インフラ	水道・ガス・電気の供給設備、あるいは道路や鉄道、学校や病院など、生活や産業の基盤として必要な公共施設のことです。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)です。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善していく手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めています。
エコカー	低公害車とも呼ばれ、大気汚染物質の排出量が少なく、環境負荷に配慮した設計をもつ自動車の総称です。具体的には、電気モーターや燃料電池のみで駆動する無公害車、あるいはこれらを補助動力として用いるハイブリッドカー、内燃機関にガソリン以外の燃料を用いる代替燃料車、燃費や排出ガス量において国が定めた基準を満たす低排出ガス車などを含みます。
エコドライブ	燃料消費量や CO ₂ (二酸化炭素)排出量を減らすため、地球温暖化防止に繋がる運転技術や心がけのことです。
SS (浮遊物質量)	水質汚染の指標のひとつで、水の濁り具合を示します。浮遊物質とは水中に浮遊する直径 2mm 以下の微粒子を指し、プランクトンの死骸やその分解物、粘土鉱物、その他有機物などが主な構成要素です。数値が大きいほど濁りが強くなります。

SDGs (持続可能な開発目標)	2015 年 9 月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている国際目標です。この目標は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。貧困・不平等・格差・気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を解決する目標になっています。
エネルギーマネジメントシステム	電気やガス、熱などのエネルギーの見える化や、設備の最適運用などを実現するシステムです。ICT(情報通信技術)を用いてエネルギーの使用状況を適切に把握及び管理することで、省エネルギー及び負荷平準化(季節や時間による電力消費量の格差の縮小)など、エネルギーの効率的な利用を実現します。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことです。CO ₂ (二酸化炭素)や CH ₄ (メタン)、N ₂ O(一酸化二窒素)などが該当します。

カ行

用語	説明
外来生物	人為的な影響によって、もともとは生息していなかった地域に入り込んだ生物のことです。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理できる浄化槽を指します。
カーボンニュートラル	CO ₂ (二酸化炭素)を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出量を削減するとともに、排出量から森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指します。
環境制御農業施設	施設園芸でハウス内環境を制御するシステムを備えた施設のことです。ハウス内の環境(光・温度・湿度・二酸化炭素濃度など)を監視し、必要に応じて調節します。
緩和策	温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図るための施策です。
気候変動	広義には様々な時間スケールにおける気温や降水量などの変化のことを指しますが、本計画では、特に温室効果ガスによる地球規模での気温上昇(地球温暖化)と、それに伴う影響(降水量の極端な増加あるいは減少、大

	規模な自然災害の発生など）を指します。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選ぶ購入方法です。
クールオアシス	熱中症予防のために夏季外出時に休憩できる冷房の入った一時休息所のことです。
光化学スモッグ	光化学オキシダントの濃度が上昇して霧状になったものを指し、目やのどを刺激し「目がチカチカする」「のどが痛い」などの症状が出る場合があります。なお、光化学オキシダントは、工場や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物、塗料や接着剤に含まれる揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線によって化学反応を起こすことで生成します。
公害	人間の活動により生じた大気汚染、水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭が原因（「典型7公害」といいます）となって、人の生命や健康、生活環境において被害が生じることです。環境基本法に定義されています。

サ行

用 語	説 明
再生可能エネルギー	「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・その他の自然界に存する熱・バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO ₂ をほとんど排出しない優れたエネルギーです。
資源化率	排出されるごみに対して総資源化量がどの程度であるかを示す数値のことです。
自治体排出量カルテ	都道府県・市区町村の部門別CO ₂ 排出量の現況推計等の時系列データをわかりやすく可視化した資料のことです。
循環共生型社会	限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことです。

生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示します。
生態系ネットワーク	生物の生息する空間どうしを相互に接続し、さまざまな野生動物の自由な移動・分散を可能にするつながりのことです。生息地だけを個別に保全するのではなく、生物間の相互作用を重視することで、生物多様性の保全を図っています。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な考え方です。

タ行

用 語	説 明
太陽光発電システム	太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電し、その電力を日々の生活に利用するシステムです。
単独浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活雑排水は処理されないため、河川等の水質汚濁の原因となっています。
地球温暖化	地球規模で気温や海水温が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象です。異常高温（熱波）や大雨、干ばつの増加など、さまざまな気候の変化をとまっています。その影響は、季節のずれなどによる生物活動の変化や、水資源及び農作物への影響など、自然生態系や人間社会に現れています。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費することを意味しています。近年、消費者の農産物に対する安全、安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきています。

適応策	気候変動の影響を顕在化させる社会経済的要因を改善するための策のことです。
特定外来生物	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定した、生態系や人体、農林水産業に悪影響を与える恐れがある国外由来の種を指します。

ナ行

用 語	説 明
二酸化窒素 (NO ₂)	窒素の酸化物で代表的な大気汚染物質。物が燃焼する過程で発生した一酸化窒素が、大気中で酸化して二酸化窒素となる。発生源は自動車やボイラーなど。
熱中症	高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。

ハ行

用 語	説 明
パリ協定	2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること等が含まれています。
BOD（生物化学的酸素要求量）	最も一般的な水質指標のひとつです。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものです。一般的には、値が大きいほど、汚濁した水質であるといえます。
フードロス	本来食べられるのに捨てられた食品を指します。
保存樹木・保存樹林	地方公共団体の条例などで定める、良好な自然環境や景観などに資するような緑を保護するため、一定の基準を満たして指定した樹木や樹林のことです。

マ行

用 語	説 明
未固結堆積物	岩石のように硬く圧縮されていない、固まっていない状態の土砂のことです。
緑のトラスト保全地	県の推進する自然環境保護活動「さいたま緑のトラスト運動」の対象となる樹林や景観地のことです。県内に14か所の保全地が存在し、ボランティアによる管理・運営が行われています。
緑のネットワーク	点在する樹林など比較的未開発な自然環境と、これを繋ぐ人為的緑化地帯（公園や街路樹など）によって形成されるつながりです。生物の生息する環境の孤立化を防ぎ、動植物の多様性維持に寄与します。

ヤ行

用 語	説 明
遊休農地	一年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない農地、および周辺の農地と比較して利用の程度が著しく低い農地の総称です。

第3次伊奈町環境基本計画

伊奈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
伊奈町地域気候変動適応計画

令和7年3月発行

発行・編集：伊奈町 環境対策課

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

TEL： 048-721-2111（代）

FAX： 048-721-2138

